

IFRS

# Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures for banks

## 年次財務諸表ガイドー開示例：銀行業

2014年12月

[kpmg.com/ifrs](http://kpmg.com/ifrs)



# 目次

本冊子について – IFRSへの準拠に焦点を当てて	2
独立監査人の報告書	4
連結財務諸表	6
財務ハイライト	7
連結財政状態計算書	8
連結純損益及びその他の包括利益計算書	10
連結持分変動計算書	12
連結キャッシュフロー計算書	14
連結財務諸表注記	16

## Appendix

I    2014年に適用される新たな基準書または基準書の改訂及び 将来適用される規定	148
II    包括利益の表示（2つの計算書によるアプローチ）	150
KPMGによるその他の刊行物	152
謝辞	153

# 注記

<b>作成の基礎</b>	<b>16</b>	<b>会計方針</b>	<b>125</b>
1. 報告企業	16	42. 測定の基礎	125
2. 会計処理の基礎	16	43. 会計方針の変更	126
3. 機能通貨及び表示通貨	16	44. 重要な会計方針	127
4. 判断及び見積りの利用	16	45. 公表されているが適用されていない 新たな基準書	147
<b>金融リスク・レビュー及び公正価値</b>	<b>19</b>		
5. 金融リスク・レビュー	19		
6. 金融商品の公正価値	51		
<b>当会計年度の業績</b>	<b>62</b>		
7. 事業セグメント	62		
8. 純利息収益	66		
9. 手数料純収益	67		
10. トレーディング純収益	68		
11. 純損益を通じて公正価値で測定する その他の金融商品からの純収益	69		
12. その他の収益	70		
13. 人件費	71		
14. その他の費用	78		
15. 1株当たり利益	79		
<b>法人所得税</b>	<b>80</b>		
16. 法人所得税	80		
<b>資産</b>	<b>83</b>		
17. 金融資産及び金融負債の分類	83		
18. 現金及び現金同等物	85		
19. トレーディング資産及び負債	86		
20. リスク管理目的で保有するデリバティブ	90		
21. 銀行に対する貸付金	92		
22. 顧客に対する貸付金	93		
23. 投資有価証券	95		
24. 有形固定資産	97		
25. 無形資産及びのれん	98		
26. その他の資産	100		
<b>負債及び資本</b>	<b>102</b>		
27. 銀行からの預金	102		
28. 顧客からの預金	103		
29. 発行済負債証券	104		
30. 劣後債務	105		
31. 引当金	106		
32. その他の負債	107		
33. 払込資本及びその他の資本	108		
<b>グループ構成</b>	<b>109</b>		
34. グループ子会社	109		
<b>その他の情報</b>	<b>110</b>		
35. 非連結の組成された企業への関与	110		
36. 金融資産の譲渡	111		
37. 偶発事象	115		
38. 関連当事者	116		
39. オペレーティング・リース	117		
40. 後発事象	118		
41. 金融リスク管理	119		

# 本冊子について—IFRSへの準拠に焦点を当てて

本冊子は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部)により作成されました。本冊子で表明されている見解は、KPMG International Standards Groupのものです。

本冊子は、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成する際に役立つものとなることを目的としています。なお、本冊子は、広範囲にわたる一般的な銀行業務を行う架空の銀行グループを想定し、財務諸表の様式の1つを例示しています。この銀行はIFRSの初度適用企業ではありません。

## 対象となる基準書

本冊子は、2014年1月1日に会計年度が開始する企業に適用が義務付けられる、2014年12月1日時点で公表されているIFRS(「現在適用されている」規定)を反映しており、2014年1月1日より後に開始する会計年度から適用されるIFRS(「将来適用される」規定)は、この冊子において早期適用していません。

本冊子は、すべてのIFRSに基づく開示規定を完全に網羅した概要を提示することを目的としておらず、特に銀行業に関連のある開示規定に焦点を当てています。その他の詳しい開示例については、KPMGの刊行物[「年次財務諸表ガイド—開示例」](#)(2014年9月版)をご参照ください。

また、IFRS及びその解釈指針は時とともに変化します。したがって、本冊子を基準書及び解釈指針そのものを参照することの代替として使用することはできません。

さらに、適用される法規制も考慮に入れる必要があります。本冊子は特定の管轄地域の規定は特に考慮していません。

## その他のガイダンス

本冊子を作成するに当たり、KPMGは開示強化タスクフォース(Enhanced Disclosure Task Force, EDTF)が2012年10月29日に公表した報告書「銀行のリスク開示の改善」(以下、報告書)を行った提言を考慮しました。報告書の目的は、銀行のリスク開示の領域における利害関係者とのコミュニケーションの改善に役立つことであり、投資家からの信頼向上させることを最終目標としています。提言は、規制当局により要求される開示及びその他の利害関係者とのコミュニケーションを含むすべての財務報告に適用されるため、その適用範囲は財務諸表よりも広範となります。報告書の提言がIFRSにより既に開示が要求されている情報の表示方法に影響を及ぼすケースや、新たな情報の開示を提案するケースが考えられます。

多くの規制当局は現在、財務諸表の開示に焦点を当てています。例えば、欧州証券市場監督機構(European Securities and Markets Authority, ESMA)は、欧州内で共通する2014年財務諸表の優先事項に関する公式声明を発表しました。この声明には、2014年の銀行業に適用される特有の検討事項が含まれています。

## 2014年12月版における変更点

[Appendix II](#)には、2014年1月1日に開始する会計年度より適用される規定とそれよりも後に適用される規定を区別した、新しい規定の包括的なリストを掲載しています。新しい基準書または基準書の改訂による本冊子への影響はありません。

## 判断の必要性

本冊子の開示例はKPMGの刊行物[「財務諸表ガイド」](#)シリーズの一部であり、IFRSへの準拠に特に焦点を当てています。これらの開示例は網羅的なものではありませんが、IFRSが要求する架空の銀行または類似の金融機関についての開示を重要性にかかわらず例示しています。

本冊子は、ひな形として使用すべきものではありません。財務諸表の作成には、会計方針の選択、企業特有の状況を反映する開示方法及び個々の組織に照らした開示の重要性に関する判断が求められます。

## しかし、基準への準拠は始まりにすぎない…

投資家にとって、財務諸表が基準書に準拠していることは当然のことですが、財務諸表を単に基準書に準拠して作成するだけのものとするのか、または投資家に対する価値を最大化する機会として作成するのかについて検討することが必要となります。財務諸表を作成しなければならないのであれば、その取組みから最大限の価値を引き出すことが合理的といえます。

まず初めに、以下の簡単な質問について考えてみてください。

1. 財務諸表上最も重要な情報が強調されているか？

2. 開示は明確となっているか(主要なメッセージを曖昧にする重要性のない開示は削除されているか)？
3. 財務諸表におけるメッセージは、他の公表されている情報(マネジメント・レポートや業績報告など)と整合しているか？

これらの質問に回答することは難しくないでしょう。そのため、残された質問はただ1つ「より良い財務報告をするにはどうしたらよいか？」です。この質問に答えるための手始めとして、KPMGのウェブサイト[Better Business Reporting](#)をご参照ください。

## 参照及び略語

情報源を特定するため、本冊子の左の余白に参照が記載されています。通常、この参照は表示及び開示に関する規定にのみ関連しています。

<i>IAS 1.82(a)</i>	IAS第1号第82項(a)
<i>[IAS 39.46(a)]</i>	IAS第39号第46項(a)。角括弧は、その参照条項が表示及び開示に関する規定ではなく、認識及び測定に関する規定に関連していることを示しています。
<i>Insights 2.3.60.10</i>	KPMGの刊行物「 <a href="#">Insights into IFRS</a> 」(第11版)の第2.3.60.10項
	IFRS第8号「事業セグメント」及びIAS第33号「1株当たり利益」の適用範囲である企業にのみ該当する開示
	「年次財務諸表ガイド—開示例:銀行業」(2013年12月版)からの主要な変更または2014年の新たな規定に関連する主要な変更

グレーのイタリック体で表示されている脚注は、EDTF報告書の提言を参照しており、IFRSの特定の規定ではありません。

本冊子では以下の略語が用いられています。

CGU	資金生成単位(Cash-generating unit)
EPS	1株当たり利益(Earnings per share)
Notes	財務諸表注記

[銀行名]

# 独立監査人の報告書

## 独立監査人の報告書<sup>a</sup>

### [適切な宛人]

当監査法人は、添付の[銀行名](以下、「企業」)の2014年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日をもって終了する会計年度の連結純損益及び包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針及びその他の説明的情報からなる注記により構成される連結財務諸表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表の作成及び表示、並びに不正または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表の作成を可能にするために、経営者が必要であると判断した内部統制に対する責任を負う。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、当監査法人が職業倫理規定に準拠し、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために監査計画を策定し、これに基づいて監査を実施することを要求している。

当監査法人の監査は、連結財務諸表における金額及び開示に関する監査証拠を入手するための手続きを含んでいる。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適切な表示に関連する内部統制を検討している。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性に関する評価も含め、連結財務諸表を全体として検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

### 意見

当監査法人は、この連結財務諸表が、国際財務報告基準に準拠して、企業の2014年12月31日現在の連結財政状態並びに同日をもって終了する会計年度の連結経営成績及び連結キャッシュフローの状況を、すべての重要な点において真実かつ適正に表示しているものと認める。

### [監査法人の名称]

### [報告日]

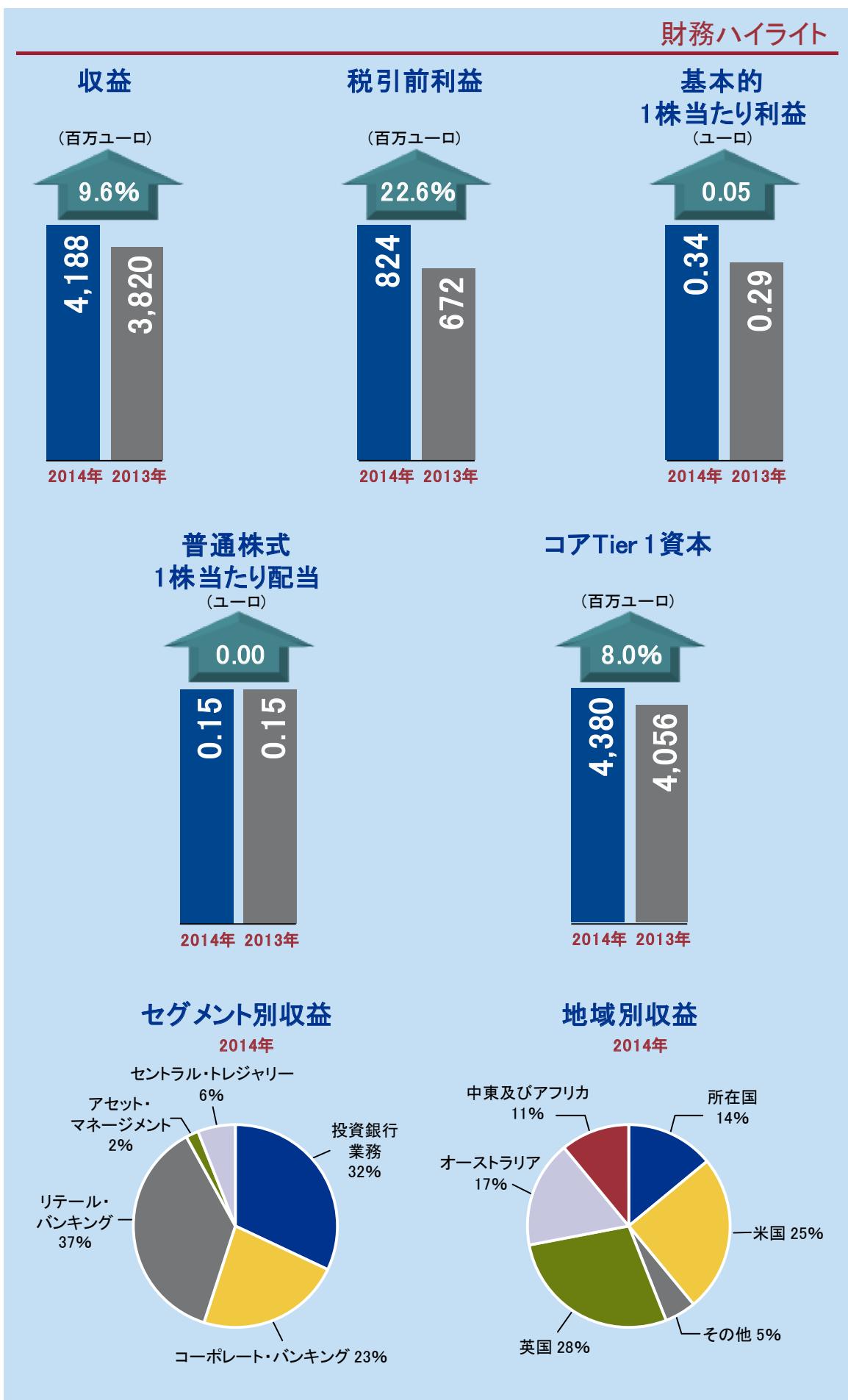
### [住所]

<sup>a</sup> この連結財務諸表に対する報告書の例示は、国際監査基準第700号「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」に基づき作成されている。この報告書の様式は、特定の国及び地域に固有の法制度の規定を反映したものではない。

[銀行名]

# 連結財務諸表

2014年12月31日



*IAS 1.10(a), 10(f),  
38–38A, 40A–40B, 113*

## 連結財政状態計算書<sup>a, b</sup>

百万ユーロ	注記	2014年 12月31日	2013年 12月31日
<b>資産</b>			
現金及び現金同等物	<i>18</i>	<b>2,907</b>	2,992
担保として供されているトレーディング資産	<i>19</i>	<b>540</b>	519
担保として供されていないトレーディング資産	<i>19</i>	<b>16,122</b>	15,249
リスク管理目的で保有するデリバティブ資産	<i>20</i>	<b>858</b>	726
銀行に対する貸付金	<i>21</i>	<b>5,572</b>	4,707
顧客に対する貸付金	<i>22</i>	<b>63,070</b>	56,805
投資有価証券	<i>23</i>	<b>6,302</b>	5,269
当期税金資産		<b>49</b>	53
有形固定資産	<i>24</i>	<b>409</b>	378
無形資産	<i>25</i>	<b>275</b>	259
繰延税金資産	<i>16</i>	<b>316</b>	296
その他の資産	<i>26</i>	<b>689</b>	563
<b>資産合計</b>		<b>97,109</b>	87,816

16ページから147ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

## 連結財政状態計算書(続き)

*IAS 1.10(a), 10(f),  
38–38A, 40A–40B, 113*

百万ユーロ	注記	2014年 12月31日	2013年 12月31日
<b>負債</b>			
<i>IAS 1.54(m)</i>		<b>19</b>	7,026
<i>IAS 1.54(m)</i>		<b>20</b>	828
<i>IAS 1.54(m)</i>		<b>27</b>	11,678
<i>IAS 1.54(m)</i>		<b>28</b>	53,646
<i>IAS 1.54(m)</i>		<b>29</b>	11,227
<i>IAS 1.54(m)</i>		<b>30</b>	5,642
<i>IAS 1.54(l)</i>		<b>31</b>	90
<i>IAS 1.54(o)</i>		<b>16</b>	132
		<b>32</b>	450
<b>負債合計</b>		<b>90,719</b>	81,846
<b>資本</b>			
<i>IAS 1.54(r)</i>		<b>2,725</b>	2,695
<i>IAS 1.54(r)</i>		<b>160</b>	203
<i>IAS 1.54(r)</i>		<b>3,350</b>	2,944
<i>IAS 1.54(r)</i>		<b>6,235</b>	5,842
<i>IAS 1.54(q)</i>		<b>155</b>	128
<b>資本合計</b>		<b>33</b>	6,390
<b>負債及び資本合計</b>		<b>97,109</b>	87,816

16ページから147ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

*IAS 1.10*

- a. 企業は、意味が明瞭で誤解を招く表題でない限り、貸借対照表等の他のタイトルを用いることもできる。
- b. 銀行または類似の金融機関は通常、流動資産及び非流動資産、流動負債及び非流動負債を、別個の区分として表示するよりも、流動性に基づいて表示する方が、信頼性のあるより適切な情報を提供するため、資産及び負債を流動性の順序によって並べた財政状態計算書を表示している。この場合、報告日より12ヶ月以内、及び報告日から12ヶ月より後に回収または決済される予定の金額が混在している資産及び負債の表示科目について、企業は12ヶ月より後に回収または決済される予定の金額を注記で開示する。

*IAS 1.60–61, 63,  
Insights 3.1.10*

## 連結純損益及びその他の包括利益計算書<sup>a</sup>

IAS 1.10(b), 81A

12月31日に終了した会計年度

	百万ユーロ	注記	2014年	2013年
IFRS 7.20(b)			8	3,341
IFRS 7.20(b), IAS 1.82(b)			8	(1,406)
純利息収益			1,935	1,842
IFRS 7.20(c)			9	854
IFRS 7.20(c)			9	(179)
手数料純収益			675	624
IFRS 7.20(a)			10	1,434
IFRS 7.20(a)	純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの 純収益		11	21
IFRS 7.20(a)	その他の収益		12	123
IAS 1.85	収益 <sup>b</sup>			4,188
	その他の収益			18
IFRS 7.20(e)	金融資産の減損損失純額		21, 22, 23	(336)
IAS 1.99	人件費		13	(2,264)
IAS 17.35(c)	オペレーティング・リース費用			(338)
IAS 1.99, 38.118(d)	減価償却費及び償却費		24, 25	(47)
IAS 1.99	その他の費用		14	(397)
IAS 1.85	税引前利益			824
IAS 1.82(d), 12.77	法人所得税費用		16	(187)
IAS 1.81A(a)	純利益			637
IAS 1.82A(a)	その他の包括利益			
IAS 1.85	純損益に振り替えられることのない項目			
IAS 1.91(b)	確定給付負債(資産)の再測定		7	9
	関連する税金		(2)	(3)
			5	6
IAS 1.82A(b)	純損益に振り替えられるまたは振り替えられる可能性のある項目			
IAS 21.52(b)	為替換算差額－在外営業活動体		(45)	17
IAS 21.52(b)	在外営業活動体への純投資ヘッジにかかる純利益(損失)		30	(15)
IFRS 7.23(c)	キャッシュフロー・ヘッジ：			
	公正価値変動の有効部分		(25)	(21)
IFRS 7.23(d), IAS 1.92	純損益に振り替えられた純額		15	12
IFRS 7.20(a)(ii)	公正価値評価差額(売却可能金融資産)：			
	公正価値の純変動		(361)	(160)
IFRS 7.20(a)(ii), IAS 1.92	純損益に振り替えられた純額		329	125
IAS 1.91(b)	関連する税金		14	15
			(43)	(27)
IAS 1.81A(b)	その他の包括利益(税引後)		(38)	(21)
IAS 1.81A(c)	包括利益合計		599	533

16ページから147ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

## 連結純損益及びその他の包括利益計算書(続き)

12月31日に終了した会計年度

	百万ユーロ	注記	2014年	2013年
<i>IAS 1.81B(a)(ii)</i>				
純利益の帰属先:				
当行の株主			<b>610</b>	528
非支配持分			<b>27</b>	26
<b>純利益</b>			<b>637</b>	554
<i>IAS 1.81B(b)(ii)</i>				
包括利益合計の帰属先:				
当行の株主			<b>572</b>	507
非支配持分			<b>27</b>	26
<b>包括利益合計</b>			<b>599</b>	533
<i>IAS 33.4</i>				
1株当たり利益				
基本的1株当たり利益(ユーロ)			<i>15</i>	0.34
希薄化後1株当たり利益(ユーロ)			<i>15</i>	0.33
<i>IAS 33.66</i>				

16ページから147ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

*IAS 1.10A*

- a. 当行グループは単一の計算書によるアプローチにより包括利益を表示することを選択している。2つの計算書によるアプローチの開示例についてはAppendix IIを参照。

*IAS 1.82(a)*

- b. IFRSにおいては、純損益及びその他の包括利益計算書上で、収益を单一項目のみとして表示すべきか、または個々の構成要素ごとに収益を記載し、継続事業からの収益を小計表示することができるかについては、明確にされていない。この冊子において最も適切な収益指標は、純利息収益、手数料純収益、トレーディング純収益、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益、及びその他の収益の合計と考えられる。ただし、他の表示も可能である。

## 連結持分変動計算書

2014年12月31日に終了した会計年度

*IAS 1.10(c), 108, 113*

百万ユーロ	当期の株主に帰属する持分								
	資本金	資本 剩余金	為替換算 調整勘定	ヘッジ 損益	公正価値 評価差額	利益 剩余金	合計	非支配持分	資本合計
2013年12月31日残高	2,256	439	77	(85)	211	2,944	5,842	128	5,970
<b>包括利益合計</b>									
純利益	-	-	-	-	-	610	610	27	637
<b>その他の包括利益(税引後)</b>									
確定給付負債(資産)の再測定	-	-	-	-	-	7	7	-	7
為替換算差額－在外営業活動体	-	-	(45)	-	-	-	(45)	-	(45)
在外営業活動体への純投資ヘッジにかかる純利益	-	-	30	-	-	-	30	-	30
キャッシュフロー・ヘッジ：									
公正価値変動の有効部分	-	-	-	(25)	-	-	(25)	-	(25)
純損益に振り替えられた純額	-	-	-	15	-	-	15	-	15
公正価値評価差額(売却可能金融資産)：									
公正価値の純変動	-	-	-	-	(361)	-	(361)	-	(361)
純損益に振り替えられた純額	-	-	-	-	329	-	329	-	329
その他の包括利益にかかる税金	-	-	-	3	11	(2)	12	-	12
その他の包括利益合計	-	-	(15)	(7)	(21)	5	(38)	-	(38)
<b>包括利益合計</b>	-	-	(15)	(7)	(21)	615	572	27	599
<b>当期株主との取引</b>									
<b>拠出及び分配</b>									
持分決済型の株式に基づく報酬取引 <sup>a</sup>	-	-	-	-	-	75	75	-	75
行使されたストック・オプション	3	27	-	-	-	-	30	-	30
当期株主への配当	-	-	-	-	-	(284)	(284)	-	(284)
拠出及び分配合計	-	27	-	-	-	(209)	(179)	-	(179)
2014年12月31日残高	2,259	466	62	(92)	190	3,350	6,235	155	6,390

16ページから147ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

## 連結持分変動計算書(続き)

*IAS 1.10(c), 38, 38A  
108, 113*

2013年12月31日に終了した会計年度

百万ユーロ	注記	当行の株主に帰属する持分								
		資本金	資本 剩余金	為替換算 調整勘定	ヘッジ 損益	公正価値 評価差額	利益 剩余金	合計	非支配持分	
2013年1月1日残高		2,256	439	75	(79)	234	2,669	5,594	102	5,696
<b>包括利益合計</b>										
純利益		-	-	-	-	-	528	528	26	554
<b>その他の包括利益</b>										
確定給付負債(資産)の再測定		-	-	-	-	-	9	9	-	9
為替換算差額－在外営業活動体		-	-	17	-	-	-	17	-	17
在外営業活動体への純投資ヘッジにかかる純損失		-	-	(15)	-	-	-	(15)	-	(15)
キャッシュフロー・ヘッジ：										
公正価値変動の有効部分		-	-	-	(21)	-	-	(21)	-	(21)
純損益に振り替えられた純額		-	-	-	12	-	-	12	-	12
公正価値評価差額(売却可能金融資産)：										
公正価値の純変動		-	-	-	-	(160)	-	(160)	-	(160)
純損益に振り替えられた純額		-	-	-	-	125	-	125	-	125
その他の包括利益にかかる税金										
その他の包括利益合計		-	-	2	(6)	(23)	6	(21)	-	(21)
<b>包括利益合計</b>		-	-	2	(6)	(23)	534	507	26	533
<b>当行株主との取引</b>										
<b>拠出及び分配</b>										
持分決済型の株式に基づく報酬取引 <sup>a</sup>		-	-	-	-	-	25	25	-	25
当行株主への配当		-	-	-	-	-	(284)	(284)	-	(284)
<b>拠出及び分配合計</b>		-	-	-	-	-	(259)	(259)	-	(259)
2013年12月31日残高		2,256	439	77	(85)	211	2,944	5,842	128	5,970

16ページから147ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

## 連結キャッシュフロー計算書<sup>a</sup>

*IAS 1.10(d), 38, 38A,  
113*

*IAS 7.18(b)*

*IAS 7.31, 33*

*IAS 7.31, 33*

*IAS 7.31, 33*

*IAS 7.35*

*IAS 7.10*

*IAS 7.21*

*IAS 7.16(c)*

*IAS 7.16(d)*

*IAS 7.16(a)*

*IAS 7.16(b)*

*IAS 7.16(a)*

*IAS 7.10*

12月31日に終了した会計年度

注記

2014年

2013年

百万ユーロ

### 営業活動によるキャッシュフロー<sup>b, c</sup>

純利益<sup>d</sup>

637

554

調整：

- 減価償却費及び償却費	24, 25	47	39
- 投資有価証券の減損損失純額	23	128	16
- 貸付金の減損損失純額	21, 22	208	217
- 純利息収益	8	(1,935)	(1,842)
- 純損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券にかかる純利益	11	(158)	(46)
- 純損益を通じて公正価値で測定する貸付金にかかる純利益	11	(153)	(194)
- 純損益を通じて公正価値で測定する発行済負債証券にかかる純損失	11	194	137
- 売却可能有価証券の売却による純損失	12	92	69
- 売却可能有価証券にかかる配当	12	(13)	(8)
- 持分決済型の株式に基づく報酬取引	13	75	25
- 法人所得税費用	16	187	118

(691) (915)

増減：

- トレーディング資産	19	(894)	(993)
- リスク管理目的で保有するデリバティブ資産	20	(132)	(104)
- 銀行に対する貸付金	21	(872)	(389)
- 顧客に対する貸付金	22	(6,313)	(6,275)
- その他の資産		(126)	(175)
- トレーディング負債	19	974	885
- リスク管理目的で保有するデリバティブ負債	20	39	35
- 銀行からの預金	27	1,448	1,071
- 顧客からの預金	28	4,742	4,245
- その他の負債及び引当金		34	194

(1,791) (2,421)

受取利息<sup>e</sup>

3,341

3,528

受取配当金<sup>e</sup>

13

8

支払利息<sup>e, f</sup>

(1,415)

(1,695)

法人所得税の支払額

(184)

(222)

### 営業活動による正味キャッシュフロー

(36) (802)

### 投資活動によるキャッシュフロー<sup>b, c</sup>

投資有価証券の取得による支出

(1,693)

(647)

投資有価証券の売却による収入

577

444

有形固定資産の取得による支出

24

(88)

有形固定資産の売却による収入

24

18

無形資産の取得による支出

25

(42)

### 投資活動による正味キャッシュフロー

(1,210)

(282)

16ページから147ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

## 連結キャッシュフロー計算書(続き)

IAS 1.10(d), 38, 38A,  
113

IAS 7.21  
IAS 7.17(c)  
IAS 7.17(d)  
IAS 7.17(c)  
IAS 7.17(a)  
IAS 7.31, 34  
IAS 7.10  
IAS 7.28

	百万ユーロ	注記	2014年	2013年
<b>財務活動によるキャッシュフロー<sup>b, c</sup></b>				
負債証券の発行による収入			<b>1,018</b>	762
負債証券の償還による支出			(233)	(99)
劣後債務の発行による収入			657	651
ストック・オプションの行使による収入		<i>33</i>	30	–
配当金の支払額 <sup>d</sup>		<i>33</i>	(284)	(284)
<b>財務活動による正味キャッシュフロー</b>			<b>1,188</b>	1,030
<b>現金及び現金同等物の純増減額</b>			(58)	(54)
1月1日現在の現金及び現金同等物		<i>18</i>	<b>2,992</b>	3,040
保有現金及び現金同等物の為替レート変動による影響			(27)	6
<b>12月31日現在の現金及び現金同等物残高</b>		<i>18</i>	<b>2,907</b>	2,992

16ページから147ページの注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 7.18-19

- a. 当行グループは営業活動によるキャッシュフローを間接法により表示することを選択している。その他に、企業は、営業活動によるキャッシュフローを、直接法を用いて営業活動に関連する収入及び支出を主要な種類ごとに総額で開示することもできる。直説法により営業活動を表示するキャッシュフロー計算書の例示については、KPMGの刊行物「年次財務諸表ガイド－開示例」(2014年9月版)のAppendix IIIを参照。

IAS 7.16(c)-(d)

- b. この冊子において、投資有価証券の売却による総収入及び取得による総支出は、当行グループのディーリングまたはトレーディング業務の一部を構成しないため、投資活動によるキャッシュフローの構成要素として分類されている。

IAS 7.16(g)-(h),  
Insights 7.8.220.80,  
225.70

- c. 経済的ヘッジとして締結されたデリバティブ商品に対してヘッジ会計が適用されない場合、KPMGの見解では、デリバティブ損益を、経済的にヘッジされる項目の性質により、営業項目または財務項目のいずれかとして純損益及びその他の包括利益計算書に表示することができる。KPMGの見解では、純損益及びその他の包括利益計算書の表示方法として認められるものは、キャッシュフロー計算書の表示にも適用される。

IAS 7.18, 20, A,  
Insights 2.3.30.20

- d. 当行グループは、間接法を用いて営業活動によるキャッシュフローを表示する際に純損益を出発点として使用している。これはIAS第7号に示されている出発点であるが、IAS第7号の付録の設例では異なる数値(税引前利益)を出発点としている。この付録は基準書と同等の地位を有するものではないため、基準書に準拠する方が望ましいと考えられる。

IAS 7.33

- e. 受取利息及び支払利息並びに受取配当金は、通常、金融機関の営業活動によるキャッシュフローに分類される。

Insights 2.3.50.38

- f. KPMGの見解では、資産計上した利息に関連するキャッシュフローの区分について以下のいずれかの会計方針を選択し、毎期継続して適用しなければならない。
  - 適格資産を取得するための他の現金支出を投資活動に含める場合、投資活動によるキャッシュフローに含める。
  - 資産計上しない利息に関連するキャッシュフローと同様に区分する。

IAS 7.34

- g. 支払配当金に関連するキャッシュフローは、財務活動によるキャッシュフローに分類しても営業活動によるキャッシュフローに分類してもよい。

IAS 1.10(e)

## 連結財務諸表注記<sup>a</sup>

IAS 1.51(a)–(b)  
IAS 1.138(a)–(b)

### 1. 報告企業

[銀行名]（「当行」）は[X国]に所在する企業です。当行の登録事業所の住所は[住所]です。連結財務諸表は当行及び子会社（当行及び子会社を合わせて「当行グループ」とします）により構成されます。当行グループは、主にインベストメント・バンкиング、コーポレート・バンкиング、リテール・バンкиング及びアセット・マネジメントに関する業務を提供しています（[注記7](#)をご参照ください）。

IAS 1.16, 112(a), 10.17

### 2. 会計処理の基礎

連結財務諸表は、国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成されています。連結財務諸表は[日付]に、当行の取締役会によりその公表が承認されています。

当行グループの会計方針（当会計年度中の変更を含む）の詳細は、[注記43](#)及び[44](#)に記載されています。

IAS 1.51(d)–(e)

### 3. 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は、当行の機能通貨であるユーロで表示しています。すべての金額は、特に記載がない限り、百万ユーロ単位で四捨五入しています。

### 4. 判断及び見積りの利用

連結財務諸表の作成において、経営者は、当行グループの会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。見積りの変更は、将来に向かって認識されます。

#### A. 判断

IAS 1.122

連結財務諸表上で認識する金額に最も重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報は、以下に記載されています。

##### i. 投資先の支配についての判断

IFRS 12.7

経営者は、[注記44\(A\)\(iii\)](#)に記載された支配の指標に照らして、当行グループによる証券化ビークルまたは投資ファンドの支配を有しているかを判断しています。

##### 証券化ビークル

IFRS 12.7(a), 9(b)

証券化プログラムに基づき当行グループがスポンサーとなっている特定の証券化ビークルは、ビークルの当初のデザインの一部である事前に決定された規準に従い運営されています。また、当行グループは、ビークルの負債証券の保有を通じて、金融保証の提供により、ビークルからのリターンの変動性にさらされています。日次の債権のサービシング（当行グループがサービシング契約に基づき実行するもの）の他に、ビークルの債権が債務不履行となった場合にのみ、重要な意思決定が必要となります。したがって、当行グループが支配を有しているかについて検討するうえで、当行グループがビークルからのリターンに最も重要な影響を与える重要な意思決定を管理しているか否かを検討します。その結果、当行グループは、これらのビークルを支配していると結論付けています（連結ビークルの情報については[注記34](#)をご参照ください）。

IAS 1.113–115

- a. 注記は体系的な方法で表示し、主要財務諸表の項目と相互参照する。IAS第1号「財務諸表の表示」は、企業が通常表示する注記の順序を示している。ただし、この順序を変更することが必要または望ましい場合もあり、財務諸表作成の基礎及び特定の会計方針に関する情報を提供する注記を財務諸表の他の注記とは別個に表示することもできるとしている。当行グループは、関連する情報を隣接する項目でまとめて表示するか否かについて判断している。

この冊子で表示されている順序は例示目的のものであり、企業は注記の構成を企業特有の状況に合わせて独自に検討する必要がある。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 4. 判断及び見積りの利用(続き)

#### A. 判断(続き)

##### i. 投資先の支配についての判断(続き)

###### 投資ファンド

IFRS 12.7(a), 9(c)

当行グループは、多くの投資ファンドのファンド・マネージャーとして行動しています。当行グループが投資ファンドを支配しているか否かについては通常、ファンドに対する当行グループの経済的な関与の合計(保有持分と予想されるマネジメント・フィーで構成されるもの)及び投資家がファンド・マネージャーを排除する権利を評価することに焦点を当てて判断しています。当行グループが管理するすべてのファンドでは、投資家(レンジは300から1,000人超)は特段の理由なしにファンド・マネージャーである当行グループを単純過半数で解任することができ、また当行グループの経済的な関与の合計は各ケース15%未満となっています。その結果、当行グループはすべてのケースにおいて、投資家の代理人として行動していると結論付け、したがってこれらのファンドを連結していません。

当行グループが関与している、またはスポンサーとなっている非連結の証券化ビークル及び投資ファンドに関する追加的な開示は、[注記35](#)をご参照ください。

#### B. 仮定及び見積りの不確実性

IAS 1.125, 129–130

2015年12月31日に終了する会計年度において重要な修正を加える要因となりうる重要なリスクを伴う仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、金融商品の減損に関しては下記に、その他の項目に関しては以下のようにそれぞれの注記に記載されています。

- [注記6](#) – 重要な観察不能なインプットを伴う金融商品の公正価値の算定
- [注記13\(B\)\(iv\)](#) – 確定給付債務の測定: 主要な数理計算上の仮定
- [注記16\(F\)](#) – 繰延税金資産の認識: 税務上の繰越欠損金が使用可能な将来の課税所得の発生可能性
- [注記25\(B\)](#) – のれんを含むCGUの減損テスト: 回収可能価額の基礎となる主要な仮定
- [注記31及び37](#) – 引当金及び偶発債務の認識及び測定: 資源のアウトフローの発生可能性及び規模に関する主要な仮定

##### i. 金融商品の減損

IAS 1.122, 125

償却原価で会計処理される資産は、[注記44\(J\)\(vii\)](#)に記載されている基準に基づいて減損評価が行われます。

減損引当金合計のうち個別引当要素は、個別に減損評価される金融資産に関連し、予想受取キャッシュフローの現在価値に関する経営者の最善の見積りに基づいています。キャッシュフローの見積りを行ううえで、経営者は債務者の財政状態及び担保の正味実現可能価額に関して判断しています。減損資産は、その価値が評価され、債務整理戦略及び回収可能とみなされるキャッシュフローの見積りは、信用リスク部門により独立して承認されています。

引当金合計の集合的引当要素は、以下に関して設定されています。

- 個々に重要とみなされない同質の貸付金グループ
- 個々に重要であるが個々に減損が特定されない資産グループ(既に発生している未だ報告されていない(IBNR)損失)

同質の貸付金グループの集合的引当金は、ロール・レート法、または情報が不十分な小規模のポートフォリオについては、過去の実際の損失率に基づくフォーミュラ・アプローチなどの統計的手法を用いて算定されています。ロール・レート法では、延滞に関する過去のデータの統計的分析を用いて損失額を見積もっています。経営者は、過去の情報に基づき算定された見積損失額が報告日現在の経済状況及び商品構成を反映して適切に調整されるように判断しています。ロール・レート及び損失率は定期的に実際の損失実績と比較されます。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 4. 判断及び見積りの利用(続き)

#### B. 仮定及び見積りの不確実性(続き)

##### i. 金融商品の減損(続き)

IBNRに対する引当金は、減損項目が含まれることを示す客観的な証拠が存在するものの、個々の減損項目を特定できない場合に、類似の信用リスク特性を有する貸付金及び満期保有目的投資有価証券のポートフォリオに固有の信用損失に対して設定されるものです。

集合的引当金の必要性を評価するうえで、経営者は信用の質、ポートフォリオの規模、集中及び経済的要因などの要因を考慮します。必要な引当金の見積りを行う際に、固有の損失がモデル化される方法を定義し、過去の実績及び現在の経済状況に基づいて必要なインプット・パラメータを決定するために、仮定が置かれます。引当金の正確性は、集合的引当金の算定に用いたモデルの仮定及びパラメータにより異なります。

持分証券に対する投資は、[注記44\(J\)\(vii\)](#)に記載されている基準に基づき減損評価を行っています。持分証券に対する投資の公正価値が原価を著しくまたは長期にわたり下回る場合は、減損の客観的な証拠となります。この点について、当行グループは、20%超の公正価値の下落を著しいとみなし、市場価格の9ヶ月以上の下落を長期とみなしています。

IAS 1.122

ソブリン債([注記5\(A\)](#)をご参照ください)への投資が減損しているか否かについて評価するうえで、当行グループは以下の要因を考慮しています。

- 債券の利回りに反映される信用力の市場評価
- 格付機関による信用力の評価
- 新規債券発行市場への国のアクセス能力
- 保有者が任意または強制的な債務放棄により損失を被ることになるような、債務再編の可能性
- 最後の貸手として当該国に必要な支援を提供する国際的な支援体制及び公式文書に示される政府または機関がその体制を利用する意図。これには、この体制の充実度、及び政治的意図にかかわらず必要な規準を満たす能力を有するか否かについての評価が含まれます。

上記の要素に基づく、X国及びY国のソブリン債への投資における減損の客観的な証拠の有無の評価に関しては、[注記5\(A\)\(vi\)](#)をご参照ください。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33, IAS 1.134

### 5. 金融リスク・レビュー<sup>a</sup>

本注記は、当行グループの金融リスクに対するエクスポージャー及び当行グループの資本管理に関する情報を表示しています。

当行グループの金融リスク管理フレームワークに関する情報は、[注記41](#)をご参照ください。

	ページ
A. 信用リスク、担保及び相殺	19
i. 信用の質の分析	19
ii. 担保及びその他の信用補完	24
iii. 金融資産と金融負債の相殺	26
iv. 信用リスクの集中	32
v. 減損した貸付金及び投資負債証券	33
vi. 高リスク国に対するエクspoージャー	34
B. 流動性リスク	37
i. 流動性リスクに対するエクspoージャー	37
ii. 金融資産及び金融負債の満期分析	38
iii. 流動性準備金	41
iv. 将来の資金調達の支援に利用可能な金融資産	42
v. 担保として供されている金融資産	42
C. 市場リスク	43
i. 市場リスクに対するエクspoージャートレーディング・ポートフォリオ	44
ii. 金利リスクに対するエクspoージャー非トレーディング・ポートフォリオ	45
iii. 為替リスクに対するエクspoージャー非トレーディング・ポートフォリオ	47
D. 資本管理	47
i. 規制資本	47
ii. 資本配分	50

IFRS 7.33

#### A. 信用リスク<sup>b</sup>

信用リスクの定義及び当行グループの信用リスクの管理方法に関する情報は、[注記41\(B\)](#)をご参照ください。

##### i. 信用の質の分析

IFRS 7.36(c)

次の表は、金融資産の信用の質及びこれらの資産に対する当行グループが保有する減損引当金についての情報を記載しています。

IFRS 7.34

- a.** 表示されている金融リスクの開示は例示目的であり、当行グループの事実及び状況を反映している。特に、IFRS第7号「金融商品：開示」は、企業の経営幹部に対して内部的に提供される情報を基礎とした企業のリスク・エクspoージャーに関する定量的データの要約の開示を義務付けているが、このような経営者のアプローチによる開示でカバーされない部分について、特定の最低限の開示も義務付けられている。

IFRS 7.34, 36–38

- b.** この冊子の信用リスクに関する例示の前提として、経営幹部への信用リスクに関する報告の主な基礎は、内部リスク格付ごとの非トレーディング資産の種類別の帳簿価額及び減損損失をカバーするために認識された引当金の分析である。このため定量的信用リスク情報の表の例では、IFRS第7号第36項から38項の多くの特定の要件を、IFRS第7号第34項で要求される経営者の情報と組み合わせている。ただし、他の表示も可能である。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.36

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### i. 信用の質の分析(続き)

百万ユーロ	注記	顧客に対する貸付金		銀行に対する貸付金		投資有価証券		貸出コミットメント及び金融保証	
		2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
<b>信用リスクに対する最大エクスポージャー</b>									
帳簿価額	21, 22, 23	63,070	56,805	5,572	4,707	5,807	4,843	-	-
コミットメントの金額／保証額		-	-	-	-	-	-	1,941	1,615
<b>償却原価</b>									
格付1-3:低一中リスク		50,947	47,411	5,560	4,692	101	101		
格付4-5:要注意債権		4,736	3,806	-	-	-	-		
格付6:要管理債権		3,127	2,446	15	12	-	-		
格付7:貸倒懸念		1,460	1,139	7	6	-	-		
格付8:貸倒		487	380	2	2	-	-		
総額		60,757	55,182	5,584	4,712	101	101		
減損損失引当金(個別引当及び集合的引当)		(1,673)	(1,522)	(12)	(5)	-	-		
正味帳簿価額	21, 22, 23	59,084	53,660	5,572	4,707	101	101		
<b>売却可能</b>									
格付1-3:低一中リスク						1,429	1,443		
格付4-5:要注意債権						172	112		
格付6:要管理債権						48	51		
格付7:貸倒懸念						24	25		
格付8:貸倒						108	9		
帳簿価額合計	23					1,781	1,640		
減損損失引当金(個別引当)	23					(160)	(35)		
<b>純損益を通じて公正価値で測定</b>									
格付1-3:低一中リスク		3,188	2,516			2,509	2,243		
格付4-5:要注意債権		399	331			858	687		
格付6:要管理債権		199	161			172	103		
格付7:貸倒懸念		120	95			194	38		
格付8:貸倒		80	42			192	31		
帳簿価額合計	22, 23	3,986	3,145			3,925	3,102		

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.36

IFRS 7.36(a), B10(d)

IFRS 7.36(a), B10(c)

IFRS 7.34(a)

IFRS 7.34(a)

IFRS 7.34(a)

IFRS 7.34(a)

IFRS 7.36(c)

IFRS 7.36(c)

IFRS 7.36(c)

IFRS 7.37(a)

IFRS 7.37(a)

IFRS 7.37(a)

IFRS 7.37(a)

IFRS 7.37(b)

IFRS 7.37(b)

IFRS 7.37(b)

IFRS 7.37(b)

IFRS 7.37(b)

IFRS 7.34(a)

IFRS 7.34(a)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### i. 信用の質の分析(続き)

百万ユーロ	注記	顧客に対する貸付金		銀行に対する貸付金		投資有価証券		貸出コミットメント 及び金融保証	
		2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
<b>オフ・バランス・シート</b>									
最大エクスポートヤー									
貸出コミットメント									
格付1-3:低一中リスク								1,883	1,566
金融保証									
格付1-3:低一中リスク								58	49
エクスポートヤー合計								1,941	1,615
<b>契約条件が変更された貸付金</b>									
帳簿価額合計		1,120	982						
減損金額		1,013	884						
減損損失引当金		(390)	(288)						
正味帳簿価額		730	694						
<b>期日が経過しておらず減損もしていない</b>									
格付1-3:低一中リスク		50,665	47,007	5,560	4,692	101	101		
格付4-5:要注意債権		3,963	3,200	-	-	-	-		
		54,628	50,207	5,560	4,692	101	101		
<b>期日が経過しているものの減損していない</b>									
30-60日		512	361						
60-90日		141	98						
90-180日		14	8						
180日超		5	2						
		672	469						
<b>個別に減損している</b>									
格付6:要管理債権		2,920	2,277	15	12	48	51		
格付7:貸倒懸念		1,460	1,139	7	6	24	25		
格付8:貸倒		487	380	2	2	108	9		
		4,867	3,796	24	20	180	85		
<b>減損損失引当金</b>									
個別引当	21, 22, 23	920	791	12	5	160	35		
集合の引当		753	731	-	-	-	-		
減損損失引当金合計		1,673	1,522	12	5	160	35		

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### i. 信用の質の分析(続き)

###### 減損した貸付金及び投資負債証券

注記44(J)(vii)の会計方針をご参照ください。

当行グループは、以下の場合に貸付金または負債証券を減損しているとみなしています。

- 損失事象が当初認識後に発生し、その損失事象が資産からの見積将来キャッシュフローに影響を及ぼすという客観的証拠が存在する場合
- 個人向け貸付金が、90日以上延滞している場合

借手の財政状態の悪化により条件が変更された貸付金は、通常減損しているとみなします。ただし、契約上のキャッシュフローを受け取れないリスクが大幅に軽減されているという証拠が存在し、その他の減損の指標が存在しない場合は減損しているとはみなしません。

IBNRに対する集合的引当金の計上対象となる貸付金は、減損しているとはみなしません。

減損した貸付金は当行グループの内部信用リスク格付システム上は6から8に分類されています(注記4(B)及び41(B)をご参照ください)。

###### 期日が経過しているものの減損していない貸付金及び投資負債証券

期日が経過しているものの減損していない貸付金及び投資負債証券は、契約上の利息または元本の支払いが延滞しているものの、当行グループは、使用可能な担保等のレベル及び当行グループに対する債務額の回収状況に基づくと、減損していると判断するのは適切ではないと考えています。開示された金額には、純損益を通じて公正価値で測定する資産は含まれていません。

IFRS 7.B5(g)

###### 契約条件が変更された貸付金及び当行グループの条件変更等に関する方針<sup>a</sup>

注記44(J)(vii)の会計方針をご参照ください。

貸付金の契約条件は、市況の変化、顧客の維持、及び顧客の現在のまたは潜在的な信用の悪化に関連しないその他の要因などの、様々な理由で変更される場合があります。契約条件の変更が行われた既存の貸付金については、その認識を中止し、条件変更後の貸付金については新規の貸付金として注記44(J)(vii)に記載の会計方針に従って公正価値で認識される場合があります。

当行グループは、回収の可能性を最大化し、債務不履行リスクを最小化するために、財政的困難にある顧客に対する貸付金の条件を再交渉(「条件変更等の活動」といいます)する場合があります。当行グループの条件変更等に関する方針に基づいて、債務者が現在、債務不履行状態にある、または債務不履行リスクが高い状況において、債務者が当初の契約条件に基づいて支払うために相当の努力をしたという証拠が存在し、かつ変更された条件を履行することができると予想される場合は、選択的に貸付金の条件変更等が認められる場合があります。

条件変更には通常、返済期限の延長、利息支払時期の変更及び財務制限条項の変更が含まれます。個人向け及び法人向け貸付金は条件変更等に関する方針の対象となっています。当行グループ監査委員会は、定期的に条件変更等の活動に関する報告のレビューを行っています。

財務諸表の開示において、契約条件が変更された貸付金とは、借手の財政状態の悪化により、その状況でなければ検討しないであろう、当初よりも借手に有利な契約条項に合意することにより譲歩を行う再構築された貸付金です。貸付金は満期、期限前返済または償却されるまで引き続き契約条件が変更された貸付金の一部として表示されます。

契約条件が変更された貸付金の認識が中止されたか否かにかかわらず、将来キャッシュフローの不払いのリスクが大幅に軽減されたことを示す十分な証拠が存在し、減損を示すその他の指標がなくなるまで、当該貸付金は減損したものとして開示されます。

<sup>a</sup> 開示強化タスクフォース(EDTF)報告書は銀行に貸付金の条件変更等に関する方針の開示を提案している。この冊子において、KPMGは、財務諸表にこの情報を含めることにより、利用者が当行グループの信用リスク・エクスポージャーに関する理解を深めることができると仮定している。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.34(a)

IFRS 7.36(c)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### i. 信用の質の分析(続き)

###### トレーディング資産

以下の表は、トレーディング負債証券の信用の質を示しています。分析は、(該当がある場合は)[格付機関X]の格付に基づいています。

百万ユーロ	注記	2014年	2013年
<b>国債及び財務省証券</b>			
AAA	19	213	1,567
AA-からAA+	19	4,320	3,256
A-からA+	19	5,316	4,821
BBB+以下	19	372	198
		<b>10,221</b>	9,842
<b>社債</b>			
AA-からAA+	19	2,500	3,130
A-からA+	19	1,437	814
BBB+以下	19	554	126
		<b>4,491</b>	4,070
<b>資産担保証券</b>			
AA-からAA+	19	340	372
A-からA+	19	119	46
BBB+以下	19	57	45
		<b>516</b>	463

以下の表は、デリバティブ取引から生じる取引相手の信用エクスポージャーの分析を記載しています。当行グループのデリバティブ取引は、通常現金により全額担保されています。担保及びその他の信用補完の詳細は、[注記5\(A\)\(ii\)](#)をご参照ください<sup>a</sup>。

百万ユーロ	OTC取引							
	合計		取引所取引		中央清算機関		その他の契約 相互に担保を提供	
	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値
<b>2014年</b>								
デリバティブ資産	13,318	1,836	979	261	8,559	1,106	3,780	469
デリバティブ負債	11,740	(1,236)	774	(136)	9,183	(918)	1,783	(182)
<b>2013年</b>								
デリバティブ資産	12,064	1,683	982	248	2,543	387	8,539	1,048
デリバティブ負債	10,452	(1,161)	636	(111)	2,153	(230)	7,663	(820)

###### 現金及び現金同等物

IFRS 7.34(a), 36(a), (c)

当行グループは、2014年12月31日時点において2,907百万ユーロ相当の現金及び現金同等物を保有しています(2013年:2,992百万ユーロ)。現金及び現金同等物は、中央銀行及び[格付機関X]による格付がAA-からAA+である金融機関において預け入れられています。

<sup>a</sup> EDTF報告書は、銀行に対して、デリバティブ取引から生じる取引相手先の信用リスクの定量的及び定性的分析を開示するよう提案している。提案された開示には、取引所取引と店頭(OTC)取引ごとのデリバティブの想定元本総額の定量的分析、並びに店頭取引については担保契約の説明及び中央清算機関(CCP)を通じて決済される金額が含まれる。この冊子において、KPMGは、この情報の開示により、利用者が当行グループの信用リスクに対するエクスポージャーに関する理解を深めることができると想定している。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.36(b)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### ii. 担保及びその他の信用補完

当行グループは、信用エクスポージャーの一部に対して担保及びその他の信用補完<sup>a</sup>を有しています。以下の表は、金融資産の種類ごとの受入担保の主な種類を記載しています。

##### 信用エクspoージャーの種類

百万ユーロ	注記	担保が要求される エクspoージャーの割合		受入担保の主な種類
		2014年 12月31日	2013年 12月31日	
トレーディング・デリバティブ資産 <sup>b</sup> リスク管理目的で保有する	19	100	100	現金
デリバティブ資産 <sup>b</sup>	20	100	100	現金
銀行に対する貸付金	21			
リバース・レポ契約 <sup>b</sup>		100	100	市場性のある有価証券
証券貸借取引 <sup>b</sup>		100	100	市場性のある有価証券
個人顧客に対する貸付金	22			
住宅ローン		100	100	住宅用不動産
個人ローン		-	-	なし
クレジット・カード		-	-	なし
法人顧客に対する貸付金	22			
ファイナンス・リース		100	100	有形固定資産
その他		91	92	商業用資産、法人資産に 対する浮動担保
リバース・レポ契約		100	100	市場性のある有価証券
投資負債証券	23	-	-	なし

IFRS 7.36(b)

##### デリバティブ、リバース・レポ契約及び証券貸借取引

当行グループは、マスター・ネットティング契約の締結並びに現金及び市場性のある有価証券の担保を受け入れることにより、デリバティブ、リバース・レポ契約及び証券貸借取引の信用リスクを軽減しています。

IFRS 7.13E, B50

デリバティブ取引は取引所または中央清算機関で取引されるか、あるいは国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)のマスター・ネットティング契約に基づき締結されています。原則として、ISDAマスター・ネットティング契約に基づき、例えば、債務不履行等の信用事象が発生した場合などの特定の状況においては、当該契約に基づく取引相手とのすべての未決済取引は解約され、解約価値は評価され、取引相手とのすべての取引の決済として単一の純額のみを受け取るまたは支払うこととなります。ISDAマスター・ネットティング契約の一環として、当行グループはクレジット・サポート・アネックス契約を締結しています。この契約に基づき、当行グループと当行グループの取引相手は、取引相手の信用リスクを軽減するために担保を差し入れることが義務付けられています。取引所及び中央清算機関で取引されたデリバティブについても、日次で担保の差入れを行っています。

IFRS 7.36(b),  
Insight 7.8.350.20

- a. 企業は、そのすべての保有する担保及びその他の信用補完の財務的影響を開示する。IFRS第7号は、「財務的影響」という用語を実務的にどのように適用すべきかについて明記していない。担保の財務的影響の定量的開示を行うことが適切である場合がある。ただし、定量的情報の入手が実務上困難な場合、または入手可能であってもその情報に目的適合性、有意性または信頼性がないと判断されることもある。

IFRS 7.13A-F, 36(b)

- b. この冊子において、デリバティブ、リバース・レポ契約及び証券貸借契約に関する担保の財務的影響は注記5(A)(iii)に開示されている。ただし、これらの取引に関して、IFRS第7号第13A項に基づく開示がIFRS第7号第36(b)項で要求されるすべての情報を提供していない場合には、追加の開示が必要となる場合がある。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.36(b)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### ii. 担保及びその他の信用補完(続き)

###### デリバティブ、リバース・レポ契約及び証券貸借取引(続き)

当行グループのレポ取引、リバース・レポ取引及び証券貸借取引は、ISDAマスター・ネットティング契約と同様の相殺条件が付されているマスター契約によりカバーされています。

デリバティブ、有価証券、レポ契約及びリバース・レポ契約並びに証券貸借取引に関する担保契約の定量的情報は、[注記5\(A\)\(iii\)](#)に記載されています。

IFRS 7.36(b)

##### 住宅ローン

以下の表は、個人顧客に対する住宅ローンによる信用エクスポートジャーをローン担保価値比率(LTV)のレンジ別に階層化して表しています。LTVは、担保価値に対する貸付金の総額、またはローン・コミットメントの契約金額の割合です。総額には減損引当金は含まれていません。担保の評価には、担保の取得及び売却による調整は含まれていません。住宅ローンの担保の価値は、住宅価格指標の変動に基づいて更新された当初の担保価値に基づいています。

百万ユーロ	注記	2014年	2013年
		12月31日	12月31日
<b>ローン担保価値(LTV)比率</b>			
50%未満		4,780	4,385
51–70%		6,065	5,564
71–90%		2,755	2,528
91–100%		879	806
100%超		377	346
<b>合計</b>	<b>22</b>	<b>14,856</b>	<b>13,629</b>

##### 住宅ローン・コミットメント

百万ユーロ	注記	2014年	2013年
		12月31日	12月31日
<b>ローン担保価値(LTV)比率</b>			
50%未満		590	503
51–70%		845	679
71–90%		400	338
91–100%		48	46
100%超		–	–
<b>合計</b>	<b>22</b>	<b>1,883</b>	<b>1,566</b>

IFRS 7.36(b)

##### 法人顧客に対する貸付金

法人顧客の一般的な信用状況は、多くの場合、当該顧客に対する貸付金の信用の質に最も関連する指標です([注記41\(B\)](#)をご参照ください)。ただし、担保の提供により保全が行われるため、当行グループは通常、法人顧客である借手に担保を要求しています。当行グループは、不動産に対して第1順位の担保権、すべての法人資産に対する浮動担保並びにその他の留置権及び保証の形態で担保を取得する場合があります。

当行グループは法人顧客の信用状況に焦点を当てているため、すべての法人顧客に対する貸付金に対して保有する担保の評価を定期的に更新していません。担保の評価は、貸付金の信用リスクが著しく悪化し、より慎重にモニターされることになった場合に、更新されます。減損貸付金については、担保の現時点の価値が減損損失の測定におけるインプットとなるため、当行グループは、担保の鑑定評価を入手しています。2014年12月31日現在、法人顧客に対する減損した貸付金の帳簿価額(純額)は2,078百万ユーロ(2013年:1,506百万ユーロ)であり、これらの貸付金に対して保有する識別可能な担保の価値は、1,943百万ユーロ(2013年:1,312百万ユーロ)となります。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.9(b)

IFRS 7.9(c)–(d)

IFRS 7.11(a)

IFRS 7.38

IFRS 7.B40–B41

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### ii. 担保及びその他の信用補完(続き)

###### 純損益を通じて公正価値で測定する顧客に対する貸付金

当行グループは、クレジット・デリバティブの形式による信用リスクに対するプロテクションを購入することにより、これらの貸付金に対する信用リスク・エクスポージャーを軽減しています。2014年12月31日現在、これらのデリバティブ契約は想定元本3,108百万ユーロ(2013年:2,325百万ユーロ)のプロテクションを提供しています。

信用リスクの変動及び関連するデリバティブの公正価値の変動に起因するこれらの貸付金の公正価値の変動は、以下に記載されています。

百万ユーロ	単年度 2014年	累計額 2014年	単年度 2013年	累計額 2013年
純損益を通じて公正価値で測定する貸付金	(32)	(11)	21	21
関連するクレジット・デリバティブ契約	25	8	(17)	(17)

上記の開示のとおり、信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、同一の借手の類似する債務を参照したクレジット・デフォルト・スワップの価格が観察可能な場合は、その変動に基づいて決定され、観察不能な場合は、観察されるベンチマーク金利の変動に起因しない公正価値の変動の合計額として決定されます。

###### その他の種類の担保及び信用補完

上記の表に含まれる担保に加えて、当行グループは、抵当権第2順位の担保及び浮動担保などの他の種類の担保及び信用補完も保有していますが、それらの個々の価値は通常入手できません。

###### 担保権の行使により取得した資産

貸付金の担保として有していた担保権を行使する、またはその他の信用補完を実行することにより当行グループが当会計年度に取得し、期末現在保有する金融資産及び非金融資産の詳細は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2014年	2013年
不動産	812	794
負債証券	107	116
その他	63	44

当行グループは、秩序ある方法で担保を適時に処分する方針を有しています。当行グループは通常、自社の業務のために現金以外の担保を利用しておりません。

###### iii. 金融資産と金融負債の相殺

次の表に示される開示には、以下のいずれかに該当する金融資産及び金融負債が含まれています。

- 当行グループの財政状態計算書上で相殺表示されているもの
- 財政状態計算書上で相殺表示されるか否かに関係なく、法的強制力があるマスター・ネットティング契約または類似の金融商品をカバーする類似の契約の対象となっているもの

類似の契約には、デリバティブ・クリアリング契約、グローバル・マスター・レポ契約、及びグローバル・マスター証券貸借契約が含まれます。類似の金融商品には、デリバティブ、レポ契約、リバース・レポ契約及び証券貸借契約が含まれます。貸付金や預金などの金融商品は、財政状態計算書上で相殺される場合を除き、以下の表には含めていません。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### iii. 金融資産と金融負債の相殺(続き)

ISDA及び類似のマスター・ネットティング契約(*(ii)*をご参照ください)は、財政状態計算書における相殺表示の要件を満たしていません。なぜならば、これらの契約上、認識済みの金額を相殺する法的強制力のある権利は、当行グループまたは取引相手の債務不履行、支払不能または破産事象、またはその他の事前に決められた事象が発生した場合に限り、契約の当事者に対して発効することになっているからです。さらに、当行グループ及び取引相手は、純額決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に進行する意図を有していません。

当行グループは、以下の取引に関して、担保として現金及び市場性のある有価証券を受け入れています。

- デリバティブ
- レポ契約及びリバース・レポ契約
- 証券貸借取引

当該担保には、(該当がある場合には)ISDAクレジット・サポート・アネックス等の標準の契約条項が付されています。これは、担保として受け入れた／差し入れた有価証券を、取引の契約期間中はさらに担保として差し入れるまたは売却することができるものの、期日到来時にはそれを返還しなければならないことを意味しています。契約条項により、各当事者は、担保が差し入れられなかった場合には関連する取引を解約することができる権利も有しています。

IFRS 7.13C

##### 相殺、法的強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似の契約の対象である金融資産

2014年12月31日 百万ユーロ	財政状態計算書上で 相殺表示されない 関連する金額					
	認識済みの 金融資産の 総額	認識済みの 金融負債の 総額	財政状態 計算書上で 表示される		金融商品 (非現金担保 を含む)	受入現金 担保
			財政状態 計算書上相殺 表示される	財政状態 計算書上で 表示される		
<b>金融資産の種類</b>						
デリバティブートレーディング 資産	978	–	978	(287)	(688)	3
リスク管理目的で保有する デリバティブ	858	–	858	(147)	(708)	3
リバース・レポ契約、証券貸借 契約及び類似の契約	7,818	–	7,818	(7,818)	–	–
顧客に対する貸付金	112	(98)	14	–	–	14
<b>合計</b>	<b>9,766</b>	<b>(98)</b>	<b>9,668</b>	<b>(8,252)</b>	<b>(1,396)</b>	<b>20</b>

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### iii. 金融資産と金融負債の相殺(続き)

相殺、法的強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似の契約の対象である金融負債

2014年12月31日 百万ユーロ	財政状態計算書上で 相殺表示されない 関連する金額					
	認識済みの 金融負債の 総額	財政状態 計算書上相殺 表示される 認識済みの 金融資産の 総額	財政状態 計算書上で 表示される 金融負債の 純額	金融商品 (非現金担保 を含む)	差入現金 担保	純額
<b>金融負債の種類</b>						
デリバティブトレーディング 負債	408	–	408	(287)	(117)	4
リスク管理目的で保有する デリバティブ	828	–	828	(147)	(676)	5
レポ契約、証券貸借契約及び 類似の契約	387	–	387	(387)	–	–
顧客からの預金	98	(98)	–	–	–	–
<b>合計</b>	<b>1,721</b>	<b>(98)</b>	<b>1,623</b>	<b>(821)</b>	<b>(793)</b>	<b>9</b>

相殺、法的強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似の契約の対象である金融資産

2013年12月31日 百万ユーロ	財政状態計算書上で 相殺表示されない 関連する金額					
	認識済みの 金融資産の 総額	財政状態 計算書上相殺 表示される 認識済みの 金融負債の 総額	財政状態 計算書上で 表示される 金融資産の 純額	金融商品 (非現金担保 を含む)	受入現金 担保	純額
<b>金融資産の種類</b>						
デリバティブトレーディング 資産	957	–	957	(239)	(715)	3
リスク管理目的で保有する デリバティブ	726	–	726	(109)	(614)	3
リバース・レポ契約、証券貸借 契約及び類似の契約	7,412	–	7,412	(7,343)	–	69
顧客に対する貸付金	109	(97)	12	–	–	12
<b>合計</b>	<b>9,204</b>	<b>(97)</b>	<b>9,107</b>	<b>(7,691)</b>	<b>(1,329)</b>	<b>87</b>

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### iii. 金融資産と金融負債の相殺(続き)

相殺、法的強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似の契約の対象である金融負債

2013年12月31日 百万ユーロ	財政状態 計算書上相殺 表示される 認識済みの 金融負債の 総額		財政状態 計算書上で 表示される 認識済みの 金融資産の 総額		金融商品 (非現金担保 を含む)	差入現金 担保	財政状態計算書上で 相殺表示されない 関連する金額
<b>金融負債の種類</b>							
デリバティブトレーディング 負債	372	–	372	(239)	(130)	3	
リスク管理目的で保有する デリバティブ	789	–	789	(109)	(677)	3	
レポ契約、証券貸借契約及び 類似の契約	412	–	412	(412)	–	–	
顧客からの預金	97	(97)	–	–	–	–	
<b>合計</b>	<b>1,670</b>	<b>(97)</b>	<b>1,573</b>	<b>(760)</b>	<b>(807)</b>	<b>6</b>	

IFRS 7.B42

上記の表に開示されている財政状態計算書上の金融資産と金融負債の総額及び純額は、以下の基礎に基づいて財政状態計算書上で測定されています。

- デリバティブ資産及び負債－公正価値
- レポ契約、リバース・レポ契約及び証券貸借取引から生じる資産及び負債－償却原価
- 顧客に対する貸付金－償却原価
- 顧客からの預金－償却原価

IFRS 7.B46

次の表は、上記に記載された「財政状態計算書上の金融資産と金融負債の純額」として財政状態計算書で表示されている勘定科目を調整したものです。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### iii. 金融資産と金融負債の相殺(続き)

財政状態計算書に表示される金融資産と金融負債の純額への調整表

百万ユーロ

2014年12月31日 金融資産の種類	純額	財政状態計算書の勘定科目	財政状態 計算書の 帳簿価額	相殺開示の 適用範囲外 の金融資産	注記
デリバティブトレー ディング資産	978	担保として供されていない トレーディング資産	16,122	15,144	19
リスク管理目的で保有する デリバティブ	858	リスク管理目的で保有する デリバティブ資産	858	–	20
顧客に対する貸付金	14	顧客に対する貸付金	63,070	56,738	22
リバース・レポ契約、証券貸 借契約及び類似の契約	6,318	銀行に対する貸付金	5,572	4,072	21
1,500					

百万ユーロ

金融負債の種類	純額	財政状態計算書の勘定科目	財政状態 計算書の 帳簿価額	相殺開示の 適用範囲外 の金融負債	注記
デリバティブトレー ディング負債	408	トレーディング負債	7,026	6,618	19
リスク管理目的で保有する デリバティブ	828	リスク管理目的で保有する デリバティブ負債	828	–	20
レポ契約、証券貸借契約 及び類似の契約	387	銀行からの預金	11,678	11,291	27
顧客からの預金	–	顧客からの預金	53,646	53,646	28

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### iii. 金融資産と金融負債の相殺(続き)

財政状態計算書に表示される金融資産と金融負債の純額への調整表(続き)

百万ユーロ

2013年12月31日 金融資産の種類	純額	財政状態計算書の勘定科目	財政状態 計算書の 帳簿価額	相殺開示の 適用範囲外 の金融資産	注記
デリバティブトレー ディング資産	957	担保として供されていない トレーディング資産	15,249	14,292	19
リスク管理目的で保有する デリバティブ	726	リスク管理目的で保有する デリバティブ資産	726	–	20
顧客に対する貸付金	12	顧客に対する貸付金	56,805	50,659	22
リバース・レポ契約、証券貸 借契約及び類似の契約	6,134	銀行に対する貸付金	4,707	3,429	21
	1,278				

百万ユーロ

金融負債の種類	純額	財政状態計算書の勘定科目	財政状態 計算書の 帳簿価額	相殺開示の 適用範囲外 の金融負債	注記
デリバティブトレー ディング負債	372	トレーディング負債	6,052	5,680	19
リスク管理目的で保有する デリバティブ	789	リスク管理目的で保有する デリバティブ負債	789	–	20
レポ契約、証券貸借契約 及び類似の契約	412	銀行からの預金	10,230	9,818	27
顧客からの預金	–	顧客からの預金	48,904	48,904	28

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.34(c)

IFRS 7.34(c)

IFRS 7.34(c)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### iv. 信用リスクの集中

当行グループは、セクター別及び地域別に信用リスクの集中をモニターしています。貸付金、貸出コミットメント、金融保証及び投資有価証券に関する信用リスクの集中の分析は、以下のとおりです。

百万ユーロ	注記	銀行に対する貸付金		顧客に対する貸付金		投資負債証券		貸出コミットメント及び金融保証	
		2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
帳簿価額	21, 22, 23	5,572	4,707	63,070	56,805	5,807	4,843	(32)	(28)
コミットメントの金額／保証額								1,941	1,615
セクター別集中									
法人:									
不動産		–	–	42,414	37,987	4,885	4,047	1,288	1,071
輸送		–	–	16,966	15,574	2,399	2,042	1,234	1,039
ファンデ		–	–	12,724	10,636	2,421	1,843	54	32
その他		–	–	9,331	8,737	–	–		
政府		–	–	3,393	3,040	65	162		
銀行		5,572	4,707	–	–	824	709		
個人:									
住宅関連		–	–	20,656	18,818	98	87	653	544
無担保貸付		–	–	14,547	13,361	98	87	630	524
		–	–	6,109	5,457	–	–	23	20
		5,572	4,707	63,070	56,805	5,807	4,843	1,941	1,615
地域別集中									
北米		1,118	944	12,649	11,393	2,374	2,246	80	67
欧州		3,139	2,652	36,238	32,656	2,443	1,761	1,803	1,499
アジア太平洋		722	664	8,188	7,356	528	446	40	33
中東及びアフリカ		593	447	5,995	5,400	462	390	18	16
		5,572	4,707	63,070	56,805	5,807	4,843	1,941	1,615

貸付金並びに貸出コミットメント及び金融保証に対する地域別集中は、顧客の所在国に基づいています。投資有価証券の地域別集中は、有価証券の発行体の所在国に基づいています。高リスクのユーロ圏諸国に対する当行グループのエクスポージャーの分析は別ページのとおりです。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### v. 減損した貸付金及び投資負債証券<sup>a</sup>

減損した金融資産の定義については、[注記5\(A\)\(i\)](#)をご参照ください。

以下の表は、減損した、顧客に対する貸付金の帳簿価額の期中の変動を示しています。

百万ユーロ	2014年	2013年
1月1日現在の減損した、顧客に対する貸付金	5,375	4,987
減損損失引当金の変動	(139)	(199)
当期に減損に分類された貸付金	991	824
当期に減損していないものに振り替えられた貸付金	(115)	(512)
正味返済額	409	333
直接減額した金額	(47)	–
過年度に直接減額した金額の戻入れ	21	–
処分	(200)	(150)
その他の変動	84	92
12月31日現在の減損した、顧客に対する貸付金	6,379	5,375

銀行に対する貸付金の減損損失引当金の詳細は[注記21](#)、顧客に対する貸付金の減損損失引当金の詳細は[注記22](#)をご参照ください。

以下の表は、個別に減損した貸付金の総額及び純額(減損損失引当金控除後)並びに減損した売却可能投資負債証券の帳簿価額をリスク格付別に示しています。

	顧客に対する貸付金	銀行に対する貸付金	売却可能投資 負債証券		
			総額	純額	帳簿価額
<b>2014年12月31日</b>					
百万ユーロ					
IFRS 7.37(b)	格付6:要管理債権	2,920	2,595	15	9
IFRS 7.37(b)	格付7:貸倒懸念	1,460	1,160	7	2
IFRS 7.37(b)	格付8:貸倒	487	192	2	1
		<b>4,867</b>	<b>3,947</b>	<b>24</b>	<b>12</b>
					<b>180</b>
<b>2013年12月31日</b>					
IFRS 7.37(b)	格付6:要管理債権	2,277	2,049	12	10
IFRS 7.37(b)	格付7:貸倒懸念	1,139	824	6	4
IFRS 7.37(b)	格付8:貸倒	380	132	2	1
		<b>3,796</b>	<b>3,005</b>	<b>20</b>	<b>85</b>

a. EDTF報告書は銀行に以下の事項の開示を提案している。

- 減損した貸付金または不良債権を特定する方針(減損または不良債権の定義を含む)
- 当期の不良債権または減損貸付金の期首残高と期末残高との調整

この冊子において、KPMGは、財務諸表にこの情報を含めることにより、利用者が当行グループの信用リスク・エクスポージャーに関する理解を深めることができると仮定している。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### vi. 高リスク国に対するエクスポージャー<sup>a, b</sup>

本注記は、高リスク国に対する当行グループのエクスポージャーの概要を説明しています。当行グループは、ある国が他の国よりも経済的及び政治的不確実性の度合が高い場合に、当該国を高リスクとみなしています。評価を行ううえで考慮に入れるべき特定の要因には、GDPに対するソブリン債の割合、国際的な金融支援の要請、信用格付、市場利回りのレベル、及び償還期日の集中が含まれています。

当行グループは、[A国]及び[B国]を、高リスク国とみなしています。両国とも、国際通貨基金による現行の金融支援計画の対象となっています。2014年において、[A国]の財政赤字及び緊縮財政計画に関する懸念が再発しました。[B国]は、さらなる信用格下げがあり、債務のさらなる再構築に関する憶測が再浮上しています。しかし、両国が発行したソブリン債の利回りは2013年のピーク時を大幅に下回っています。

当行グループは、2014年12月31日現在、入手可能な経済データは、[A国]及び[B国]が発行したソブリン債に対するエクspoージャーが減損していないことを示していると考えています(注記4(A)もご参照ください)。

IFRS 7.B9-B10

次の表は、取引相手先の所在国ごとの、高リスク国に対する当行グループの直接的なエクspoージャーを示しています。信用リスクに対する最大エクspoージャーは貸付金、投資有価証券及びデリバティブについて帳簿価額であり、金融保証については保証の履行が求められた場合の当行グループの最大支払額であり、ローン・コミットメントについてはコミットメントの全額であり、そしてクレジット・デフォルト・スワップについては契約上の想定元本です。国債には、政府及び準政府機関が発行した債券が含まれます。

次の表の金額は、エクspoージャー総額(信用軽減の影響を考慮する前)です。これらの金額に対する当行グループの担保等は以下のとおりです。

- 国債及び銀行に対する貸付金に対して保有している担保またはその他の信用補完はありません。
- 法人向け貸付金は通常、担保が付されています。担保は主に、不動産または借手の浮動資産に対する担保権の形態であり、通常、借手の所在国に存在しています。当行グループが法人向け貸付金に関して保証を受けている場合は、[A国]または[B国]以外に所在する保証人により提供されています。
- デリバティブ・エクspoージャーは、マスター・ネットティング契約の対象であり、債務不履行等の信用事象が発生した場合、契約に基づくすべての未決済取引は解約され、解約価値は評価され、すべての取引の決済として単一の純額のみを受け取るまたは支払うこととなります。2014年及び2013年12月31日現在、担保契約に従って、[A国]または[B国]に所在する各取引相手の正味デリバティブ資産ポジションは、受け取った現金担保で全額担保されています。

<sup>a.</sup> 当会計年度中または報告日の状況によって生じている特定のリスク及び不確実性を反映しているため、IFRS第7号に基づく開示は年度によって同じでない場合がある。

IFRS 7.1, B3

<sup>b.</sup> 高リスク国に対する直接的または間接的なエクspoージャーから生じるリスク並びに財政緊縮プログラム及びその他の政府の対策による広範囲にわたる政治的及び経済的影響は、銀行が注目する可能性のある領域である。各銀行は、個々の状況に応じて、適切な開示を決定しなければならない。高リスクのソブリン債に関するエクspoージャーの開示を更新する際に検討すべき要因は以下のとおりである。

- 表示対象期間に開示すべき国またはエクspoージャー。時の経過とともに変化する場合があり、企業がどのように選択したのかについて開示することが有用である。
- 開示対象とするエクspoージャーの選択及び特定に利用した基準の説明を提供することが有用であるか否か。特に、間接的なエクspoージャーの特定に高度な判断が必要となる場合や、間接的なエクspoージャーの有用な定量化を行うことができない場合がある。経営者は、このようなエクspoージャーの特定方法及び間接的なリスクの管理方法について説明を検討する。

この冊子で示している開示例は、仮想シナリオに基づいているため、その他の状況では適切でない、または不十分である可能性がある。

ソブリン債に関するすべての開示が1ヶ所で行われるか、または別の箇所にあるものを相互参照する場合には、透明性が改善される可能性がある。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### vi. 高リスク国に対するエクスポージャー(続き)

- [A国]及び[B国]に関するクレジット・デフォルト・スワップには、ISDAが公表する標準的な契約条件が適用されます。取引はマスター・ネットティング契約でカバーされており、正味ポジションは現金預かり金で全額担保されています。これらのデリバティブの取引相手は、[A国]及び[B国]以外の国に所在しており、信用格付A以上(格付機関[X]による)を有しています。

2014年12月31日

百万ユーロ	[A国]	[B国]	合計
<b>満期保有目的</b>			
<b>国債</b>			
帳簿価額(償却原価)	5	2	7
公正価値	4	1	5
<b>売却可能</b>			
<b>国債</b>			
帳簿価額(公正価値)	12	6	18
公正価値評価差額の累計額	(4)	(3)	(7)
<b>貸付金及び債権</b>			
<b>銀行に対する貸付金</b>			
帳簿価額(償却原価)	15	18	33
公正価値	9	13	22
<b>法人顧客に対する貸付金</b>			
帳簿価額(償却原価)	106	57	163
公正価値	98	54	152
<b>トレーディング資産</b>			
<b>デリバティブ資産</b>			
帳簿価額(公正価値)	13	21	34
<b>貸借対照表上のエクスポージャーの純額合計</b>	<b>151</b>	<b>104</b>	<b>255</b>
<b>オフ・バランス・シート・エクspoージャー</b>			
法人顧客に対するローン・コミットメント及び法人顧客に対して発行した金融保証	13	12	25

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### A. 信用リスク(続き)

##### vi. 高リスク国に対するエクスポージャー(続き)

2013年12月31日

百万ユーロ

[A国]

[B国]

合計

##### 満期保有目的

###### 国債

帳簿価額(償却原価)	5	2	7
公正価値	4	1	5

###### 売却可能

###### 国債

帳簿価額(公正価値)	13	7	20
公正価値評価差額の累計額	(3)	(2)	(5)

###### 貸付金及び債権

###### 銀行に対する貸付金

帳簿価額(償却原価)	18	22	40
公正価値	14	18	32
法人顧客に対する貸付金			
帳簿価額(償却原価)	99	68	167
公正価値	89	59	148

###### トレーディング資産

###### デリバティブ資産

帳簿価額(公正価値)	15	19	34
貸借対照表上のエクスポージャーの純額合計	150	118	268

###### オフ・バランス・シート・エクスポージャー

法人顧客に対するローン・コミットメント及び法人顧客に対して 発行した金融保証	17	9	26
---	----	---	----

##### [A国]及び[B国]に関するクレジット・デフォルト・スワップ

百万ユーロ	注記	2014年 12月31日	2013年 12月31日
売却した信用プロテクション(ロング・ポジション)	19		
想定元本		12	14
帳簿価額(公正価値)		(2)	(3)
購入した信用プロテクション(ショート・ポジション)	19		
想定元本		11	9
帳簿価額(公正価値)		2	1

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### B. 流動性リスク<sup>a</sup>

流動性リスクの定義及び当行グループの流動性リスクの管理方法に関しては、[注記41\(C\)](#)をご参照ください。

##### i. 流動性リスクに対するエクスポージャー

当行グループが流動性リスクを管理するために使用する主要な指標は、顧客からの預金に対する正味流動資産の割合です。この目的において、正味流動資産は、現金及び現金同等物並びに活発で流動性の高い市場が存在する投資適格負債証券から、銀行からの預金、発行済負債証券、翌月中に満期を迎えるその他の借入金及びコミットメントを差し引いたものです。報告日現在及び会計年度における当行グループの顧客からの預金に対する正味流動資産の割合の詳細は、以下のとおりです。

	2014年	2013年
12月31日現在	<b>22.0%</b>	23.7%
当期平均	<b>22.6%</b>	23.1%
当期最大	<b>24.2%</b>	24.7%
当期最小	<b>18.9%</b>	21.2%

IFRS 7.34(a), 39(c)

IFRS 7.34, 39(c)

- a.** この冊子における流動性リスクの例示では、流動性リスクに関する経営幹部への報告の主な基礎は、顧客からの預金に対する流動資産の割合であると仮定している。また、例示では、このアプローチが企業の流動性リスクの管理方法であると仮定している。ただし、他の表示も可能である。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.39(a)–(b)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### B. 流動性リスク(続き)

##### ii. 金融資産及び金融負債の満期分析

前述の表は、当行グループの金融負債及び金融資産の契約終了までの残存期間を示しています<sup>a</sup>。

	2014年12月31日 百万ユーロ	注記	帳簿価額	名目インフ ロー／(ア ウトフロー) の総額		1ヶ月 未満	1ヶ月 から3ヶ月	3ヶ月 から1年	1年 から5年	5年超			
<b>金融負債の種類</b>													
<b>非デリバティブ負債</b>													
IFRS 7.39(a)	トレーディング負債	19	6,618	(6,882)	(5,625)	(926)	(331)	–	–	–			
	銀行からの預金	27	11,678	(12,713)	(10,683)	(1,496)	(534)	–	–	–			
	顧客からの預金	28	53,646	(55,340)	(39,318)	(741)	(3,540)	(11,741)	–	–			
	発行済負債証券	29	11,227	(12,881)	–	–	(201)	(12,680)	–	–			
IFRS 7.B11C(c)	劣後債務	30	5,642	(6,660)	–	–	–	(5,499)	(1,161)	–			
IFRS 7.B11D(e)	金融保証契約	32	32	(58)	–	–	(58)	–	–	–			
	未認識のローン・コミットメント	–	(1,883)	(1,883)	–	–	–	–	–	–			
			88,843	(96,417)	(57,509)	(3,163)	(4,664)	(29,920)	(1,161)	–			
IFRS 7.39(b), B11B	<b>デリバティブ負債</b>												
	トレーディング：	19	408	–	–	–	–	–	–	–			
	アウトフロー	–	(3,217)	(398)	(1,895)	(856)	(68)	–	–	–			
	インフロー	–	2,789	138	1,799	823	29	–	–	–			
	リスク管理：	20	828	–	–	–	–	–	–	–			
	アウトフロー	–	(9,855)	(476)	(1,506)	(1,458)	(6,113)	(302)	–	–			
	インフロー	–	9,010	466	1,472	1,392	5,509	171	–	–			
			1,236	(1,273)	(270)	(130)	(99)	(643)	(131)	–			
<b>金融資産の種類</b>													
<b>非デリバティブ資産</b>													
	現金及び現金同等物	18	2,907	2,920	2,550	370	–	–	–	–			
	担保として供されている												
	トレーディング資産	19	540	550	390	125	35	–	–	–			
	担保として供されていない												
	トレーディング資産	19	15,144	15,300	13,540	1,460	270	30	–	–			
	銀行に対する貸付金	21	5,572	5,620	4,480	450	690	–	–	–			
	顧客に対する貸付金	22	63,070	77,929	10,180	5,256	14,780	25,600	22,113	–			
	投資有価証券	23	6,302	6,790	2,713	234	932	2,643	268	–			
			93,535	109,109	33,853	7,895	16,707	28,273	22,381	–			
<b>デリバティブ資産</b>													
	トレーディング：	19	978	–	–	–	–	–	–	–			
	インフロー	–	6,345	654	3,890	1,723	78	–	–	–			
	アウトフロー	–	(5,279)	(250)	(3,321)	(1,643)	(65)	–	–	–			
	リスク管理：	20	858	–	–	–	–	–	–	–			
	インフロー	–	9,302	514	1,717	1,375	5,432	264	–	–			
	アウトフロー	–	(8,388)	(493)	(1,678)	(1,301)	(4,765)	(151)	–	–			
			1,836	1,980	425	608	154	680	113	–			

IFRS 7.39, B11,  
B11E

- a. 企業は、金融商品の契約満期分析を開示している。財務諸表の利用者が流動性リスクの内容及び程度を評価できるようにするために必要であると企業が考えるため、流動性リスク管理の一環として保有する金融資産(例:金融負債のキャッシュ・アウトフローに備えるためのキャッシュ・インフローを生み出すと期待される金融資産)の満期分析が含まれる。EDTF報告書は、銀行に金融資産の契約満期分析を開示することを提案している。

Insights 7.8.370.80

- IFRS第7号は、分析に使用される期間区分について特定の数を義務付けていないため、企業は適切な数を決定するために判断が必要であった。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.39(a)–(b)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### B. 流動性リスク(続き)

##### ii. 金融資産及び金融負債の満期分析(続き)

IFRS 7.B11	2013年12月31日 百万ユーロ	注記	帳簿価額	名目インフ ロー／(ア ウトフロー) の総額		1ヶ月 から3ヶ月	3ヶ月 から1年	1年 から5年	5年超							
				1ヶ月未満	1ヶ月以上											
<b>金融負債の種類</b>																
<b>非デリバティブ負債</b>																
トレーディング負債	19	5,680	(6,627)	(5,568)	(780)	(279)	–	–	–							
銀行からの預金	27	10,230	(11,324)	(9,516)	(1,332)	(476)	–	–	–							
顧客からの預金	28	48,904	(50,292)	(36,758)	(713)	(3,443)	(9,378)	–	–							
発行済負債証券	29	10,248	(11,785)	–	–	–	(11,785)	–	–							
劣後債務	30	4,985	(5,898)	–	–	–	(4,782)	(1,116)	–							
金融保証契約	32	28	(49)	–	–	(49)	–	–	–							
未認識のローン・コミットメント	–	(1,566)	(1,566)	–	–	–	–	–	–							
		80,075	(87,541)	(53,408)	(2,825)	(4,247)	(25,945)	(1,116)								
<b>デリバティブ負債</b>																
トレーディング:	19	372	–	–	–	–	–	–	–							
アウトフロー	–	–	(2,925)	(381)	(1,651)	(835)	(58)	–	–							
インフロー	–	–	2,533	122	1,583	789	39	–	–							
リスク管理:	20	789	–	–	–	–	–	–	–							
アウトフロー	–	–	(7,941)	(313)	(1,041)	(1,423)	(5,125)	(39)	–							
インフロー	–	–	7,115	299	972	1,341	4,483	20	–							
		1,161	(1,218)	(273)	(137)	(128)	(661)	(19)								
<b>金融資産の種類</b>																
<b>非デリバティブ資産</b>																
現金及び現金同等物	18	2,992	3,007	2,649	358	–	–	–	–							
担保として供されている																
トレーディング資産	19	519	528	375	121	32	–	–	–							
担保として供されていない																
トレーディング資産	19	14,292	14,450	13,410	750	265	25	–	–							
銀行に対する貸付金	21	4,707	4,753	3,721	443	589	–	–	–							
顧客に対する貸付金	22	56,805	70,119	9,701	4,976	12,890	22,450	20,102	–							
投資有価証券	23	5,269	5,823	2,045	212	679	2,633	254	–							
		84,584	98,680	31,901	6,860	14,455	25,108	20,356								
<b>デリバティブ資産</b>																
トレーディング:	19	957	–													
インフロー	–	–	6,334	678	3,811	1,756	89	–	–							
アウトフロー	–	–	(5,258)	(270)	(3,254)	(1,670)	(64)	–	–							
リスク管理:	20	726	–													
インフロー	–	–	7,378	299	987	1,498	4,532	62	–							
アウトフロー	–	–	(6,615)	(278)	(907)	(1,403)	(3,987)	(40)	–							
		1,683	1,839	429	637	181	570	22								

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.39(a)–(b)

IFRS 7.39, B11B, B11D

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### B. 流動性リスク(続き)

##### ii. 金融資産及び金融負債の満期分析(続き)

前述の表の金額は以下のとおり測定されています。

金融商品の種類	測定基準
非デリバティブ金融負債及び金融資産	割引前キャッシュフロー(見積利息支払額を含む)
金融保証契約及び未認識のローン・コミットメント	最も早い契約上の満期。金融保証契約については、保証の最大金額は保証が要求される可能性のある最も早い期間に配分されています。
リスク管理目的で保有するデリバティブ金融負債及び金融資産	契約上の割引前キャッシュフロー。表示金額は、総額で同時決済が行われるデリバティブ(例:先物為替予約及び通貨スワップ)にかかる名目インフロー及びアウトフロー総額、及び純額決済されるデリバティブにかかる純額を示しています。
当行グループの自己勘定取引業務の一部である、契約満期前に処分される予定のトレーディング・デリバティブ負債及び資産	財政状態計算書日の公正価値。これは、契約満期がこれらのポジションから生じる流動性リスクに対するエクスポージャーを反映しないためです。これらの公正価値は、1ヶ月未満の欄に開示されています。
当行グループが顧客と締結したトレーディング・デリバティブ負債及び資産	契約上の割引前キャッシュフロー。これは、このような金融商品が通常契約満期前に処分されることはなく、当行グループはこれらのデリバティブ・ポジションに関連するキャッシュフローの時期を理解するために契約満期の情報が必要不可欠であると考えているためです。

一部の金融資産及び金融負債にかかる当行グループの予想キャッシュフローは、契約上のキャッシュフローから大幅に変動します。変動が生じる主な要因は、以下のとおりです。

- 顧客からの要求預金は、残高が一定である、または増加することが見込まれます。
- 未認識のローン・コミットメントは、ただちにすべて実行されるとは予想されていません。
- 個人向け住宅ローンは、当初の契約満期は20年から25年ですが、顧客が期限前返済オプションを利用するため、平均予想残存期間は6年です。

金融負債から生じる流動性リスク管理の一環として、当行グループは現金及び現金同等物、並びに流動性要件を満たすために容易に売却することができるソブリン債からなる流動資産を保有しています。また、当行グループは、他の銀行と合意した信用枠を維持しており、中央銀行に対する担保として利用可能な制限の付されていない資産を保有しています(これらの金額は「当行グループの流動性準備金」といいます)。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.39(a)–(b)

IAS 1.61

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### B. 流動性リスク(続き)

##### ii. 金融資産及び金融負債の満期分析(続き)

以下の表は、報告日から12ヶ月より後に回収または決済される予定の非デリバティブ金融資産及び金融負債の帳簿価額を示しています。

百万ユーロ	注記	2014年	2013年
<b>金融資産</b>			
顧客に対する貸付金	22	<b>34,215</b>	31,002
投資有価証券	23	<b>2,668</b>	2,613
<b>金融負債</b>			
顧客からの預金	28	<b>40,808</b>	35,789
発行済負債証券	29	<b>10,248</b>	10,230
劣後債務	30	<b>5,642</b>	4,985

##### iii. 流動性準備金

以下の表は、当行グループの流動性準備金の内訳を示しています<sup>a</sup>。

IFRS 7.34(a), 39(c)

#### 流動性準備金

百万ユーロ	2014年 帳簿価額	2014年 公正価値	2013年 帳簿価額	2013年 公正価値
中央銀行預け金	118	118	128	128
現金及びその他の銀行預け金	256	256	184	184
その他の現金及び現金同等物	2,133	2,133	2,291	2,291
制限の付されていないソブリン債	10,657	10,657	10,178	10,178
中央銀行が付与した未使用の信用枠*	250	–	231	–
中央銀行に対する担保として利用可能な その他の資産	15,548	16,550	13,686	14,278
<b>流動性準備金合計</b>	<b>28,962</b>	<b>29,964</b>	26,698	27,290

\* 金額は実際に利用可能な信用枠です。

IAS 12.81(f), 87

<sup>a</sup> EDTF報告書は、銀行が保有する流動性準備金の構成要素の定量的分析を、理想的には期中平均及び期末残高を示して提供することを提案している。この分析は重要な子会社または通貨で維持される流動性準備金の利用制限の説明により補完されなければならない。この冊子においては、KPMGは、この情報を含めることにより、利用者が当行グループの流動性リスクの管理方法に関する理解を深めることができると仮定している。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.39(a)–(b)

IFRS 7.34(a)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### B. 流動性リスク(続き)

##### iv. 将来の資金調達の支援に利用可能な金融資産

以下の表は、将来の資金調達を支援するための当行グループの金融資産の利用可能性を示しています<sup>a</sup>。

2014年12月31日 百万ユーロ	注記	制限付き		制限なし		合計
		担保として供されている	その他*	担保として利用可能	その他**	
現金及び現金同等物		–	–	2,507	400	2,907
トレーディング資産	19	540	60	14,553	1,509	16,662
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産		–	–	–	858	858
貸付金		2,015	–	15,548	51,079	68,642
投資有価証券		–	30	5,915	357	6,302
非金融資産		–	–	–	1,738	1,738
<b>資産合計</b>		<b>2,555</b>	<b>90</b>	<b>38,523</b>	<b>55,941</b>	<b>97,109</b>

IFRS 7.14(a)

2013年12月31日 百万ユーロ	注記	制限付き		制限なし		合計
		担保として供されている	その他*	担保として利用可能	その他**	
現金及び現金同等物		–	–	2,603	389	2,992
トレーディング資産	19	519	54	13,838	1,357	15,768
リスク管理目的で保有する デリバティブ資産		–	–	–	726	726
貸付金		1,730	–	13,686	46,096	61,512
投資有価証券		–	26	4,922	321	5,269
非金融資産		–	–	–	1,549	1,549
<b>資産合計</b>		<b>2,249</b>	<b>80</b>	<b>35,049</b>	<b>50,438</b>	<b>87,816</b>

IFRS 7.14(a)

\* 担保として供されていませんが、当行グループは、法的またはその他の理由により、資金調達のために使用することが制限されていると考えている資産です。

\*\* 担保としての使用は制限されていませんが、当行グループでは、通常の営業過程において資金調達のために容易に利用可能でないと考えている資産です。

また、当行グループは、債務不履行がなくても当行グループが売却または再担保に供することができる担保を受け入れています。

##### v. 担保として供されている金融資産

IFRS 7.14(a)

2014年及び2013年12月31日現在の財政状態計算書に計上されており、負債の担保として供されている金融資産の合計は、上記の表に示されています。

IFRS 7.14(b)

レポ取引、証券貸借取引及び証券化取引の一環として、これらの活動における通常の条件に基づいて金融資産が担保に差し入れられています。また、これらの取引の一環として、当行グループは、債務不履行がなくても売却または再担保に供することができる担保を受け入れています。

IFRS 7.15(a)

2014年12月31日現在、担保として受け入れた金融資産のうち、債務不履行がなくても当行グループが売却または再担保に供することができるものの公正価値は、7,788百万ユーロ(2013年: 7,308百万ユーロ)でした。

IFRS 7.15(b)

2014年12月31日現在、担保として受け入れた金融資産のうち、売却または再担保に供したものとの公正価値は、5,661百万ユーロ(2013年: 5,205百万ユーロ)でした。当行グループは、同等の有価証券を返還する義務を負っています。

2014年12月31日現在、トレーディング負債として分類されるデリバティブ負債及びリスク管理目的で保有するデリバティブ負債について、当行グループは取引相手に現金担保を差し入れており、債権793百万ユーロ(2013年: 807百万ユーロ)を認識しています。これらの債権は、制限付きの担保とみなされており、銀行に対する貸付金または顧客に対する貸付金に含まれています。

a. EDTF報告書は、再担保または別契約の担保とすることが可能な受入担保を含む、制限が付されていない資産及び制限が付されている資産を貸借対照表の区分ごとに表形式で開示することを提案している。この冊子において、KPMGは、財政状態計算書に計上されている資産について、この情報を財務諸表に含めることにより、利用者が当行グループの流動性リスクに対するエクスポージャーに関する理解を深めることができると仮定している。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.34(a)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### C. 市場リスク<sup>a</sup>

市場リスクの定義並びに当行グループがトレーディング及び非トレーディング・ポートフォリオの市場リスクを管理する方法に関する情報は、注記41(D)をご参照ください。

以下の表は、市場リスクにさらされている資産及び負債の、トレーディング及び非トレーディング・ポートフォリオへの配分を示しています<sup>b</sup>。

	2014年12月31日 百万ユーロ	注記	市場リスク測定額	
			トレーディング・ ポートフォリオ	非トレーディング・ ポートフォリオ
<b>市場リスクにさらされている資産</b>				
現金及び現金同等物	19	2,907	–	2,907
トレーディング資産	19	16,662	16,662	–
リスク管理目的で保有するデリバティブ	20	858	–	858
銀行に対する貸付金	21	5,572	–	5,572
顧客に対する貸付金	22	63,070	3,986	59,084
投資有価証券	23	6,302	4,091	2,211
<b>市場リスクにさらされている負債</b>				
トレーディング負債	19	7,026	7,026	–
リスク管理目的で保有するデリバティブ	20	828	–	828
預金	27, 28	65,324	–	65,324
負債証券	29	11,227	2,409	8,818
劣後債務	30	5,642	–	5,642
<b>2013年12月31日</b>				
<b>市場リスクにさらされている資産</b>				
現金及び現金同等物	18	2,992	–	2,992
トレーディング資産	19	15,768	15,768	–
リスク管理目的で保有するデリバティブ	20	726	–	726
銀行に対する貸付金	21	4,707	–	4,707
顧客に対する貸付金	22	56,805	3,145	53,660
投資有価証券	23	5,269	3,239	2,030
<b>市場リスクにさらされている負債</b>				
トレーディング負債	19	6,052	6,052	–
リスク管理目的で保有するデリバティブ	20	789	–	789
預金	27, 28	59,134	–	59,134
負債証券	29	10,248	2,208	8,040
劣後債務	30	4,985	–	4,985

IFRS 7.34, 40-41

- a. この冊子における金利から生じる市場リスクに関する例として、金利から生じる市場リスクの測定及び管理に対する2つの一般的なアプローチである、バリュー・アット・リスク(VaR)及びギャップ分析を用いている。この設例では、金利から生じる市場リスクに関する経営幹部への報告の主な基礎は、トレーディング・ポートフォリオについてはVaR指標、及び非トレーディング・ポートフォリオについてはギャップ分析及び感応度分析であると仮定している。為替リスクに関しては、この例示は、為替レートから生じる市場リスクに関する経営幹部への報告の主な基礎は、VaR指標及び個々の通貨に関する集中リスクの分析であると仮定している。ただし、他の表示も可能である。
- b. EDTF報告書は、銀行に対して、トレーディング・ポートフォリオの市場リスクの開示に含まれるポジションと貸借対照表及び損益計算書の勘定科目との関連を利用者が容易に理解できるような情報を提供することを提案している。この冊子において、KPMGは、財政状態計算書の勘定科目のトレーディング・ポートフォリオと非トレーディング・ポートフォリオ間のリスク分析の開示により、利用者がグループの市場リスクの管理方法について容易に理解できるようになると仮定している。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### C. 市場リスク(続き)

##### i. 市場リスクに対するエクスポージャー・トレーディング・ポートフォリオ

12月31日現在及び期中の当行グループのトレーディング・ポートフォリオのVaRポジション(信頼水準99%、保有期間10日間にに基づく)の要約は、以下のとおりです。

IFRS 7.41

	12月31日	平均	最大	最小
<b>2014年</b>				
百万ユーロ				
為替リスク	12.04	10.04	15.06	7.97
金利リスク	27.41	22.05	39.48	17.53
クレジット・スプレッド・リスク	9.07	6.97	9.52	5.66
その他の価格リスク	3.28	3.01	4.02	2.42
共分散	(2.76)	(3.08)	—	—
全体	49.04	38.99	62.53	34.01
<b>2013年</b>				
為替リスク	9.28	8.40	12.05	4.64
金利リスク	20.43	18.05	26.52	13.72
クレジット・スプレッド・リスク	6.08	5.11	8.83	3.50
その他の価格リスク	3.32	2.89	4.56	2.07
共分散	(2.24)	(2.08)	—	—
全体	36.87	32.37	47.64	26.68

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### C. 市場リスク(続き)

##### ii. 金利リスクに対するエクスポージャー・非トレーディング・ポートフォリオ

当行グループの非トレーディング・ポートフォリオの金利ギャップ・ポジションは、以下のとおりです。

IFRS 7.34(a)

2014年12月31日 百万ユーロ	注記	帳簿価額	3ヶ月未満	3ヶ月から	6ヶ月から	1年から	
				6ヶ月	12ヶ月	5年	5年超
現金及び現金同等物	18	2,907	2,907	–	–	–	–
銀行に対する貸付金	21	5,572	4,903	669	–	–	–
顧客に対する貸付金	22	59,084	22,162	7,760	3,259	22,256	3,647
投資有価証券	23	1,882	177	442	720	442	101
		69,445	30,149	8,871	3,979	22,698	3,748
銀行からの預金	27	(11,678)	(11,202)	(476)	–	–	–
顧客からの預金	28	(53,646)	(39,715)	(1,584)	(1,636)	(10,711)	–
発行済負債証券	29	(8,818)	(5,143)	–	(184)	(3,491)	–
劣後債務	30	(5,642)	–	(4,782)	–	–	(860)
		(79,784)	(56,060)	(6,842)	(1,820)	(14,202)	(860)
リスク管理目的で保有する デリバティブの影響	20	–	3,620	1,576	–	(5,196)	–
		(10,339)	(22,291)	3,605	2,159	3,300	2,888
<hr/>							
2013年12月31日							
現金及び現金同等物	18	2,992	2,992	–	–	–	–
銀行に対する貸付金	21	4,707	4,142	565	–	–	–
顧客に対する貸付金	22	53,660	20,381	7,227	2,913	19,867	3,272
投資有価証券	23	1,741	162	406	666	406	101
		63,100	27,677	8,198	3,579	20,273	3,373
銀行からの預金	27	(10,230)	(9,778)	(452)	–	–	–
顧客からの預金	28	(48,904)	(38,735)	(1,493)	(1,065)	(7,611)	–
発行済負債証券	29	(8,040)	(4,473)	–	(178)	(3,389)	–
劣後債務	30	(4,985)	–	(4,158)	–	–	(827)
		(72,159)	(52,986)	(6,103)	(1,243)	(11,000)	(827)
リスク管理目的で保有する デリバティブの影響	20	–	3,225	1,240	–	(4,465)	–
		(9,059)	(22,084)	3,335	2,436	4,808	2,546

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.40(a)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### C. 市場リスク(続き)

##### ii. 金利リスクに対するエクスポージャー・非トレーディング・ポートフォリオ(続き)

金利ギャップの限度に対する金利リスク管理は、様々な標準的及び標準的ではない金利シナリオに対する当行グループの金融資産及び金融負債の感応度をモニターすることにより補完されています。月次で考慮される標準シナリオには、世界のすべてのイールドカーブにおける100ベーシス・ポイント上方または下方への平行移動、またはすべてのイールドカーブの12ヶ月を超える部分の50ベーシス・ポイント上昇または下落が含まれています。イールドカーブにおいて非対照的な変動がなく、財政状態が一定であると仮定した場合の市場金利の増減に対する当行グループの感応度の分析は、以下のとおりです。

百万ユーロ	平行移動 による 100bpの増加	平行移動 による 100bpの減少	1年後以降の 50bpの 増加	1年後以降の 50bpの 減少
<b>予測純利息収益の感応度</b>				
<b>2014年</b>				
12月31日現在	(43)	46	(22)	23
当期平均	(42)	45	(22)	22
当期最大	(44)	48	(23)	24
当期最小	(39)	41	(20)	20
<b>2013年</b>				
12月31日現在	(39)	41	(20)	20
当期平均	(38)	41	(19)	20
当期最大	(40)	42	(20)	21
当期最小	(37)	40	(19)	20
<b>金利の変動に対する資本の感応度</b>				
<b>2014年</b>				
12月31日現在	(77)	78	(39)	39
当期平均	(76)	78	(37)	38
当期最大	(79)	80	(39)	40
当期最小	(75)	77	(36)	36
<b>2013年</b>				
12月31日現在	(69)	69	(37)	38
当期平均	(68)	69	(36)	37
当期最大	(70)	71	(38)	39
当期最小	(67)	68	(36)	36

金利の変動は以下のように資本に影響を与えています。

- 利益剰余金－純利息収益の増加または減少、及び純損益に計上されたデリバティブの公正価値の増加または減少
- 公正価値評価差額－直接資本に計上された売却可能金融商品の公正価値の増加または減少
- ヘッジ損益－適格キャッシュフロー・ヘッジに指定されたヘッジ手段の公正価値の増加または減少

総合的な非トレーディング金利リスク・ポジションは、セントラル・トレジャリーが管理しています。セントラル・トレジャリーは、投資有価証券、銀行に対する貸付金、銀行からの預金及びデリバティブ商品を用いてポジションを管理しています。金利リスク管理のためのデリバティブの使用については、[注記20](#)において説明しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

IFRS 7.34(c)

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### C. 市場リスク(続き)

##### iii. 為替リスクに対するエクスポージャー・非トレーディング・ポートフォリオ

報告日現在、当行グループの資本の10%超に相当する正味通貨エクspoージャーは以下のとおりです。

##### 為替エクspoージャー(在外営業活動体に関するものを除く)

百万	グループ企業の機能通貨			
	2014年 ユーロ	2014年 USドル	2013年 ユーロ	2013年 USドル
正味外貨エクspoージャー:				
英國ポンド	(715)	–	–	–
USドル	684	–	650	–
ユーロ	–	703	–	–

#### 在外営業活動体

百万	純投資	
	2014年	2013年
在外営業活動体の機能通貨:		
英國ポンド	984	782
USドル	680	–

#### D. 資本管理<sup>a</sup>

##### i. 規制資本



IAS 1.135(a)(ii)

当行グループの主要な規制当局[規制機関名]は、当行グループ全体及び親会社の資本規制を策定しモニターしています。個別の銀行業務は現地の規制当局により直接監督されています。

IAS 1.135(c)

[主要な規制当局]は、2014年1月1日よりバーゼルIIIの資本規制を適用しました。それに伴い、当行グループの規制資本要件は、2013年はバーゼルIIに、2014年はバーゼルIIIに基づいています。当行グループは、[主要な規制当局]からの承認を受けて、保有する大部分のポートフォリオにかかる信用リスクに対して、先進的内部格付手法(IRB)を適用しています。それ以外のポートフォリオに対しては、基礎的IRBまたは標準的手法のいずれかを適用しています。

当行グループは、当行グループのVaRモデルに基づき、トレーディング・ポートフォリオにおける市場リスク量を算定しています。

IAS 1.134-136

- a. この冊子における開示の例は、資本管理の主な基礎は資本規制であると仮定している。ただし、他の表示も可能である。銀行は特定の現地の資本規制の対象となる場合が多い。開示の例は、特定の規制上のフレームワークに準拠するものとしては作成されていない。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### D. 資本管理(続き)

##### i. 規制資本(続き)

IAS 1.135(a)(i)

当行グループの規制資本は、以下の要素の合計で構成されています。

- Tier 1資本(すべて普通株式等Tier 1(CET1)資本として適格である)。普通株式資本、関連する資本剰余金、利益剰余金、準備金及び非支配持分を含んでおり、その合計から、予測可能な配当に関する調整<sup>a</sup>、のれん、無形資産及び資本に含まれているが自己資本規制においては取扱いが異なる項目に関するその他の規制上の調整を控除しています。
- Tier 2資本。適格劣後債務及び貸倒損失のうち現時点では個別に識別されていないものに対する特定の引当金を含んでいます。

資本の定義については、バーゼルⅡとバーゼルⅢとの間で差異があります。そのうちの重要な差異についての影響は、以下の表に記載されています。当行グループは、関係当局からの承認を得て当期純利益をCET1に含めています。

<sup>a.</sup> 例示において、主要な規制当局により予定配当をCET1資本から控除するよう要求されているものと仮定している。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### D. 資本管理(続き)

##### i. 規制資本(続き)

百万ユーロ	注記	バーゼルⅢ 2014年	バーゼルⅢ 見積額 2013年	バーゼルⅡ 報告額 2013年
<b>Tier 1資本—CET1</b>				
普通株式資本	<i>33</i>	<b>1,759</b>	1,756	1,756
資本剰余金	<i>33</i>	<b>466</b>	439	439
利益剰余金	<i>33</i>	<b>3,350</b>	2,944	2,944
予測可能な配当		<b>(284)</b>	(284)	–
為替換算調整勘定	<i>33</i>	<b>62</b>	77	77
非支配持分	<i>33</i>	<b>155</b>	128	128
控除:				
– 無形資産	<i>25</i>	<b>(275)</b>	(259)	(259)
– 一時差異以外の繰延税金	<i>16</i>	<b>(25)</b>	(31)	–
– 期待損失が減損引当金を上回る額の100%		<b>(816)</b>	(704)	–
– 期待損失が減損引当金を上回る額の50%		–	–	(352)
– リスク資産に含まれていない証券化ポジションの50%		–	–	(12)
– 自己のクレジット・スプレッドから生じる公正価値の損失(繰延税金控除後)		<b>(5)</b>	(4)	(4)
バーゼルⅢに基づくその他の規制上の調整		<b>(7)</b>	(6)	
バーゼルⅡに基づくその他の規制上の調整		–	–	6
		<b>4,380</b>	4,056	4,723
<b>Tier 2資本</b>				
永久債	<i>33</i>	<b>500</b>	500	500
売却可能持分証券の公正価値評価差額		–	–	73
現時点では個別に識別されていない損失に対する引当金	<i>22</i>	<b>123</b>	115	24
適格劣後債務	<i>30</i>	<b>300</b>	300	2,079
控除:				
– 期待損失が減損引当金を上回る額の50%		–	–	(352)
– リスク資産に含まれていない証券化ポジションの50%		–	–	(12)
		<b>923</b>	915	2,312
<b>規制資本合計</b>		<b>5,303</b>	4,971	7,035

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

### 5. 金融リスク・レビュー(続き)

#### D. 資本管理(続き)

##### i. 規制資本(続き)

IAS 1.135(a)(iii)

当行グループの方針は、投資家、債権者及び市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤を維持することです。資本水準が株主の投資収益に及ぼす影響もまた考慮されており、当行グループは、より高水準のギアリングによって可能となる、より高い投資収益と、健全な資本構成によって得られる利点及び安全性との均衡を保つ必要性を認識しています。

IAS 1.135(d)

当行グループ及び個別に規制を受ける事業体は、外部から課されているすべての資本規制を遵守しています。

主要な規制当局の自己資本比率の測定手法は主に、所要資本と利用可能な資本との関係のモニタリングに基づいています。主要な規制当局は、各銀行及び銀行グループに対して、最低所要資本比率8%を上回る個別の資本指針(ICG)を策定しています。ICG設定プロセスに対する主要なインプットは、当行グループの内部資本評価プロセス(ICAP)です。

IAS 1.135(a)

##### ii. 資本配分

経営者は、規制上の自己資本比率を用いて資本基盤をモニターしています。特定の業務及び活動に対する資本配分は、多くの場合、配分された資本により収益を最大化することを目指して決定されます。各業務または活動に配分された資本の金額は主に規制資本要件に基づいていますが、規制要件が異なる活動に関連する様々なリスクを完全に反映していない場合があります。このような場合、資本規制が様々なリスク・プロファイルを反映するように変化する場合があり、規制上義務付けられている最低所要自己資本比率を下回らないように特定の業務または活動を支援するための、資本の全体的な水準が必要となります。特定の業務及び活動に対する資本配分のプロセスは、グループリスク及びグループ与信部門が責任を負う業務とは独立して実施されており、グループ資産負債管理委員会(ALCO)がレビューを行っています。

リスク調整後資本からの収益の最大化は、当行グループ内で特定の業務または活動に対する資本配分方法を決定するうえで使用される主要な基準ですが、意思決定に用いられる唯一の基準ではありません。他の業務及び活動とのシナジー、経営資源及びその他の資源の利用可能性、並びに当行グループの長期戦略目的と活動との一致も考慮に入っています。資本管理及び配分に関する当行グループの方針は、取締役会により定期的にレビューされています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値

注記44(J)(vi)の会計方針をご参照ください。

#### A. 評価モデル

IFRS 13.72

当行グループは、公正価値測定を行ううえで使用するインプットの重要性を反映した以下の公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値を測定しています。

- レベル1: 同一の金融商品の活発な市場における公表された市場価格(調整前の価格)であるインプット
- レベル2: レベル1に含まれる市場価格以外のインプットのうち、直接的(すなわち価格として)または間接的に(すなわち価格から算出される形で)観察可能であるもの。この区分には、類似の金融商品の活発な市場における市場価格、活発ではないとみなされる市場における同一または類似の金融商品の市場価格、またはすべての重要なインプットが市場データから直接的または間接的に観察可能である場合のその他の評価技法を用いて評価された金融商品が含まれています。
- レベル3: 観察不能なインプット。この区分には、評価技法が観察可能なデータに基づいていないインプットが含まれており、観察不能なデータが金融商品の評価に重要な影響を及ぼしているすべての金融商品が含まれます。この区分には、類似の金融商品の市場価格に対して、重要な観察不能な調整または仮定を加えて金融商品間の差異を反映するように評価された金融商品が含まれています。

IFRS 13.93(d)

評価技法は、正味現在価値並びに割引キャッシュフロー・モデル、市場の観察可能な価格が存在する類似の金融商品との比較、ブラック・ショールズ及び多項オプション価格算定モデル及びその他の評価モデルが含まれています。評価技法に用いられる仮定及びインプットには、リスクフリー金利及びベンチマーク金利、クレジット・スプレッド及び割引率を見積る際に使われるその他のプレミアム、債券価格及び株価、為替レート、株式及び株式指數価格、予想価格ボラティリティ及び相関関係が含まれています。

評価技法の目的は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払うであろう価格を反映した公正価値測定を行うことです。

当行グループは、一般的で単純な金融商品の公正価値を算定する際には、広く認められた評価モデルを使用しています。例えば、金利及び通貨スワップなどは、観察可能な市場データのみを用いており、経営者の判断及び見積りがほとんど求められません。観察可能な価格及びモデルのインプットは、上場負債証券及び持分証券、取引所で取引されるデリバティブ及び金利スワップなどの単純なOTCデリバティブの市場において通常入手可能です。観察可能な市場価格及びモデルのインプットが入手できることにより、経営者が判断及び見積りを行う必要性が軽減され、公正価値の算定に関連する不確実性も軽減されます。観察可能な市場価格及びインプットの入手可能性は、商品及び市場により異なっており、金融市場の特定の事象及び一般的な市況に基づき変化する傾向があります。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

#### A. 評価モデル(続き)

より複雑な金融商品については、当行グループは、通常、広く認められている評価モデルをもとに策定する独自の評価技法を使用しています。これらのモデルに対する重要なインプットの一部または全部は、市場において観察可能でない場合があり、市場価格またはレートから算出されるか、あるいは仮定に基づいて見積られています。重要な観察不能なインプットを伴う金融商品の例には、(以下で説明するとおり)特定の、OTCストラクチャード・デリバティブ、活発な市場が存在しない特定の貸付金及び証券、並びに証券化における留保持分が含まれます。重要な観察不能なインプットを採用する評価モデルは、公正価値の算定において経営者の高度な判断及び見積りが必要となります。使用される適切な評価モデルの選択、評価対象の金融商品の予想将来キャッシュフローの算定、取引相手のデフォルト確率及び期限前償還の可能性の判定、予想ボラティリティ及び相関の算定、並びに適切な割引率の選択において、通常、経営者の判断及び見積りが求められます。

評価モデルから入手した公正価値の見積りに対して、第三者である市場参加者が取引価格を決定する際に考慮していると当行グループが考える範囲で、流動性リスクまたはモデルの不確実性等の他の要因による調整を行います。公正価値には金融商品の信用リスクを反映させ、必要に応じて、当行グループ及び取引相手の信用リスクを考慮した調整を行います。金利スワップのように資産から負債または負債から資産に分類変更される可能性があるデリバティブの公正価値を測定する際には、市場参加者がデリバティブの価格を決定する際に考慮している信用評価調整(CVA)及び債務評価調整(DVA)を行います。

モデルのインプット及び価値は、過去のデータ及び公表された予測、並びに可能な場合には、様々な商品の当期または最近の観察された取引及びブローカー価格と比較して価値調整されます。この価値調整プロセスは、本質的に主観的であり、インプットの可能性のある範囲及び公正価値の見積りを生じさせ、その範囲の最も適切な金額を選定するために経営者は判断を用いています。

当期において、取引量が少なく、活発な市場を設定するのに取引量が不十分なため、当行グループがその他の評価技法を用いて公正価値を決定している特定の資産担保証券があります。これらの有価証券は主に住宅ローンの静的プールで担保されており、キャッシュフローに対して優先請求権を享受しています。

*IFRS 13.93(d)*

これらの資産担保証券の評価において当行グループが用いている手法は、当初の引受基準、従前の借手(vintage borrower)の属性、ローン資産価値(LTV)比率、予想される住宅価格の変動及び期限前返済率を考慮することによって、デフォルト確率及び損失率を考慮に入れた割引キャッシュフロー法です。これらの特性は、期待キャッシュフローの見積りに用いられており、その後有価証券に適用される「ウォーターフォール」を用いて配分され、リスク調整後割引率で割り引かれています。割引キャッシュフロー法は、多くの場合、市場参加者が資産担保証券の価格を決定する際に使用しています。ただし、この技法には適切なリスク調整後割引率の見積りなどの固有の制約があり、異なる仮定及びインプットが異なる結果をもたらすことがあります。

トレーディング活動の一環として、当行グループは、主にクレジット・スプレッド、株価、為替レート及び金利と連動したオプションであるOTCストラクチャード・デリバティブを顧客及びその他の銀行と締結しています。これらの金融商品の一部は、主に予想長期ボラティリティ及び異なる基礎数値間の予想相関関係などの重要な観察不能なインプットを用いたモデルにより評価しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

#### A. 評価モデル(続き)

当行グループが市場リスクに対する正味エクスポージャーに基づき金融資産及び金融負債のポートフォリオを測定する場合、適切なポートフォリオ・レベルの調整(例:ビッド・アスク・スプレッド)を決定する際に判断を用います。そのような調整は、類似の商品の観察可能なビッド・アスク・スプレッドから算出され、ポートフォリオ固有の要素について調整しています。同様に、当行グループが特定の取引相手の信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき、金融資産及び金融負債のポートフォリオを測定する場合、信用リスク・エクスポージャーを軽減する既存の契約(例:取引相手とのマスター・ネットティング契約)を考慮しています。

#### B. 評価フレームワーク

*IFRS 13.93(g), IE65*

当行グループは、公正価値の測定に関してコントロール・フレームワークを設定しています。当該フレームワークには、本部の経営者から独立したプロダクト・コントロール部門が含まれます。当該部門は最高財務担当責任者に報告し、取引及び投資業務の業績に関する独立評価及びすべての重要な公正価値測定について全責任を負います。特定のコントロールには、以下の事項が含まれています。

- 観察可能な価格インプットの検証
- モデル評価の再実施
- プロダクト・コントロール部門及び当行グループ市場リスク部門の双方が関与する、新規モデル及びモデル変更のレビュー並びに承認プロセス
- 四半期ごとの観察された市場取引に対するモデルの価値調整及びバック・テスト
- 日次の重要な評価変動の分析及び調査
- 重要な観察不能なインプット、評価調整及びレベル3に区分される金融商品の公正価値測定の前月比の重要な変動に関する、プロダクト・コントロール部門及び当行グループ市場リスク部門の上級職員の委員会によるレビュー

ブローカー価格または価格提供機関などの第三者の情報を公正価値の測定に用いた場合、プロダクト・コントロール部門は、当該評価がIFRSの規定を満たしているという結論を裏付けるために第三者から入手した証拠を評価し、文書化しています。この評価には以下が含まれます。

- 関連する種類の金融商品の価格算定のために、ブローカーまたは価格提供機関の利用を当行グループが承認していることの検証
- 公正価値の算定方法及びそれが実際の市場取引をどの程度表しているかについての理解、並びにそれが同一の金融商品の活発な市場における公表価格を表しているか否か
- 類似の商品の価格が公正価値測定に用いられる場合には、測定対象の金融商品の特性を反映するよう行われる類似商品の価格に対する調整方法
- 同一の金融商品について複数の公表価格が得られる場合には、これらの公表価格に基づく公正価値の算定方法

重要な評価に関する論点は、当行グループ監査委員会に報告されています。

#### C. 公正価値で測定する金融商品－公正価値ヒエラルキー

*IFRS 13.93(b)*

以下の表は、報告日時点の公正価値で測定された金融商品を、公正価値測定が区分された公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものです。金額は、財政状態計算書上に認識された公正価値に基づいています。その公正価値が観察不能なインプットを用いた評価技法を基礎としている場合、その公正価値には、取引価格と当初認識時の公正価値との差額のうちの繰延額が含まれています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

#### C. 公正価値で測定する金融商品—公正価値ヒエラルキー(続き)

IFRS 13.93(b)

2014年12月31日

百万ユーロ

	注記	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>担保として供されているトレーディング資産</b>	<b>19</b>				
国債		332	—	—	332
その他の有価証券		200	8	—	208
合計		532	8	—	540
<b>担保として供されていないトレーディング資産</b>	<b>19</b>				
国債		5,809	201	—	6,010
財務省証券		3,777	102	—	3,879
社債		3,898	450	—	4,348
株式		391	—	—	391
資産担保証券		150	44	322	516
デリバティブ資産：					
信用		120	212	—	332
外国為替		74	76	—	150
OTCストラクチャード・デリバティブ		—	76	258	334
その他		41	121	—	162
合計		14,260	1,282	580	16,122
<b>リスク管理目的で保有するデリバティブ資産</b>	<b>20</b>				
金利		12	392	—	404
外国為替		10	290	—	300
その他		4	150	—	154
合計		26	832	—	858
<b>顧客に対する貸付金</b>	<b>22</b>	—	369	3,617	3,986
<b>投資有価証券</b>	<b>23</b>				
国債		731	37	—	768
社債		2,937	923	—	3,860
資産担保証券		301	141	538	980
株式		471	—	—	471
証券化における留保持分		—	—	98	98
合計		4,440	1,101	636	6,177
<b>トレーディング負債</b>	<b>19</b>				
空売りポジションー負債商品		5,423	932	—	6,355
空売りポジションー持分商品		201	62	—	263
デリバティブ負債：					
信用		45	100	—	145
外国為替		39	83	—	122
OTCストラクチャード・デリバティブ		—	6	70	76
その他		11	54	—	65
合計		5,719	1,237	70	7,026
<b>リスク管理目的で保有するデリバティブ負債</b>	<b>20</b>				
金利		10	215	—	225
外国為替		23	422	—	445
その他		8	150	—	158
合計		41	787	—	828
<b>発行済負債証券</b>	<b>29</b>	1,928	481	—	2,409

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

#### C. 公正価値で測定する金融商品—公正価値ヒエラルキー(続き)

IFRS 13.93(b)

2013年12月31日 百万ユーロ	注記	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>担保として供されているトレーディング資産</b>	<b>19</b>				
国債		317	–	–	317
その他の有価証券		200	2	–	202
合計		517	2	–	519
<b>担保として供されていないトレーディング資産</b>	<b>19</b>				
国債		5,275	506	–	5,781
財務省証券		3,544	200	–	3,744
社債		3,800	125	–	3,925
株式		379	–	–	379
資産担保証券		65	12	386	463
デリバティブ資産：					
信用		130	239	–	369
外国為替		70	71	–	141
OTCストラクチャード・デリバティブ		–	20	257	277
その他		45	125	–	170
合計		13,308	1,298	643	15,249
<b>リスク管理目的で保有するデリバティブ資産</b>	<b>20</b>				
金利		14	295	–	309
外国為替		17	260	–	277
その他		5	135	–	140
合計		36	690	–	726
<b>顧客に対する貸付金</b>	<b>22</b>	–	283	2,862	3,145
<b>投資有価証券</b>	<b>23</b>				
国債		574	79	–	653
社債		2,655	489	–	3,144
資産担保証券		63	88	707	858
株式		402	–	–	402
証券化における留保持分		–	–	87	87
合計		3,694	656	794	5,144
<b>トレーディング負債</b>	<b>19</b>				
空売りポジションー負債商品		4,854	599	–	5,453
空売りポジションー持分商品		178	49	–	227
デリバティブ負債：					
信用		35	98	–	133
外国為替		35	73	–	108
OTCストラクチャード・デリバティブ		–	5	69	74
その他		10	47	–	57
合計		5,112	871	69	6,052
<b>リスク管理目的で保有するデリバティブ負債</b>	<b>20</b>				
金利		10	182	–	192
外国為替		15	435	–	450
その他		7	140	–	147
合計		32	757	–	789
<b>発行済負債証券</b>	<b>29</b>	1,486	722	–	2,208

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

IFRS 13.93(c)

当会計年度において、特定の投資有価証券の市況の変化により、それらの投資有価証券について活発な市場における公表価格が入手できなくなりました。しかし、観察可能な市場のインプットに基づいて、これらの有価証券の公正価値測定に十分な情報は入手できました。したがって、帳簿価額369百万ユーロのこれらの有価証券を、公正価値ヒエラルキーのレベル1からレベル2に振り替えました。

#### D. レベル3の公正価値測定

##### i. 増減明細

IFRS 13.93(e)

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3の公正価値測定に関する期首残高から期末残高への調整表です。

2014年 百万ユーロ	トレーディング資産		顧客に 対する 貸付金	投資有価証券		トレー ディング 負債	合計
	資産担保 証券	OTCストラ クチャード・ デリバティブ		資産担保 証券	証券化の 留保持分		
	OTCストラ クチャード・ デリバティブ	合計					
1月1日期首残高	392	251	119	707	87	(69)	1,487
利得または損失合計:							
純損益	10	2	(4)	(75)	4	5	(58)
その他の包括利益	–	–	–	(82)	1	–	(81)
購入	21	20	51	–	95	–	187
発行	–	–	–	–	–	(16)	(16)
決済	(36)	(15)	(7)	(6)	(89)	10	(143)
レベル3への振替え	–	–	–	–	–	–	–
レベル3からの振替え	(65)	–	–	(6)	–	–	(71)
12月31日期末残高	322	258	159	538	98	(70)	1,305

上記の表における当会計年度の利得または損失合計は、以下のとおり、純損益及びその他の包括利益計算書に表示されています。

2014年 百万ユーロ	トレーディング資産		顧客に 対する 貸付金	投資有価証券		トレー ディング 負債	合計
	資産担保 証券	OTCストラ クチャード・ デリバティブ		資産担保 証券	証券化の 留保持分		
	OTCストラ クチャード・ デリバティブ	合計					
純損益に認識された利得及び 損失合計:							
トレーディング純収益	10	2	–	–	–	5	17
公正価値で計上されるそ の他の金融商品から の純収益	–	–	(4)	(75)	–	–	(79)
利息収益	–	–	–	–	4	–	4
その他の包括利益－売却可 能金融資産の公正価値の 純変動	–	–	–	(82)	1	–	(81)
純損益－当会計年度の末日 時点で保有する資産及び 負債に関連する未実現損 益の変動に起因する額:							
トレーディング純収益	5	1	–	–	–	6	12
公正価値で計上されるそ の他の金融商品から の純収益	–	–	(2)	(67)	–	–	(69)
利息収益	–	–	–	–	2	–	2

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

#### D. レベル3の公正価値測定(続き)

##### i. 増減明細(続き)

	2013年 百万ユーロ	トレーディング資産		顧客に 対する 貸付金		投資有価証券		トレー ディング 負債	
		OTCストラ クチャード・ デリバティブ		資産担保 証券	証券化の 留保持分	OTCストラ クチャード・ デリバティブ		合計	
		資産担保 証券	クチャード・ デリバティブ			資産担保 証券	クチャード・ デリバティブ		
IFRS 13.93(e)	1月1日期首残高	333	260	3,617	727	97	(60)	4,974	
	利得または損失合計:								
IFRS 13.93(e)(i)	純損益	30	5	(120)	6	–	(4)	(83)	
IFRS 13.93(e)(ii)	その他の包括利益	–	–	–	(10)	–	–	(10)	
IFRS 13.93(e)(iii)	購入	80	6	100	10	5	–	101	
IFRS 13.93(e)(iii)	発行	–	–	–	–	–	(7)	(7)	
IFRS 13.93(e)(iii)	決済	(1)	(14)	(735)	(17)	(15)	2	(780)	
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3への振替え	–	–	–	–	–	–	–	
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3からの振替え	(56)	–	–	(9)	–	–	(65)	
IFRS 13.93(e)	12月31日期末残高	386	257	2,862	707	87	(69)	4,230	

上記の表における当会計年度の利得または損失合計は、以下のとおり、純損益及びその他の包括利益計算書に表示されています。

	2013年 百万ユーロ	トレーディング資産		顧客に 対する 貸付金		投資有価証券		トレー ディング 負債	
		OTCストラ クチャード・ デリバティブ		資産担保 証券	証券化の 留保持分	OTCストラ クチャード・ デリバティブ		合計	
		資産担保 証券	クチャード・ デリバティブ			資産担保 証券	クチャード・ デリバティブ		
IFRS 13.93(e)(i)	純損益に認識された利得及び 損失合計:								
	トレーディング純収益	30	5	–	–	–	(4)	31	
	公正価値で計上されるそ の他の金融商品からの 純収益	–	–	(120)	3	–	–	(117)	
	利息収益	–	–	–	3	–	–	3	
IFRS 13.93(e)(ii)	その他の包括利益－売却可 能金融資産の公正価値の 純変動	–	–	–	(10)	–	–	(10)	
IFRS 13.93(f)	純損益－当会計年度の末日 時点で保有する資産及び 負債に関連する未実現損 益の変動に起因する額:								
	トレーディング純収益	25	3	–	–	–	(2)	26	
	公正価値で計上されるそ の他の金融商品からの 純収益	–	–	1	2	–	–	3	
	利息収益	–	–	–	1	–	–	1	

2014年及び2013年において、公正価値測定に用いられている、従前は観察不能であった重要なインプット(特  
定のクレジット・スプレッドや長期オプションのボラティリティ等)が観察可能となつたため、特定のトレーディ  
ング資産及び投資有価証券を公正価値ヒエラルキーのレベル3から振り替えました。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

#### D. レベル3の公正価値測定(続き)

##### ii. 公正価値の測定に用いられた観察不能なインプット

以下の表は、2014年及び2013年12月31日時点で、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されている金融商品の測定に用いた重要な観察不能なインプットに関する情報です<sup>a</sup>。

金融商品の種類	2014年 12月31日の 公正価値			重要な観察不能なインプット	観察不能なインプットの 見積りの範囲(加重平均)	観察不能なインプットに対する公正価値測定の感応度
	評価技法					
住宅用資産担保証券	860 (2013年: 1,093)	割引キャッシュ フロー	デフォルト確率	8–12% (10%) (2013年: 10–14% (12%))	これらのインプットが単独で大幅に増加すると、公正価値が減少します。	
			損失率	40–60% (50%) (2013年: 50–60% (55%))	大幅に減少すると公正価値が増加します。一般的に、デフォルト確率に用いられる仮定の変更は、損失率に用いられる仮定の同方向への変化及び期限前償還率に用いられる仮定の反対方向への変化を伴います。	
			予想期限前償還率	3–6% (4.8%) (2013年: 3–8% (5.8%))		
OTCオプションに基づいた ストラクチャード・クレジット・ デリバティブ	100 (2013年: 90)	オプション・モデル	クレジット・スプレッドの相関 関係	0.35–0.55 (0.47) (2013年: 0.25–0.45 (0.37))	ボラティリティが大幅に増加すると、公正価値が増加します。	
			クレジット・スプレッドの年率 換算したボラティリティ	5–60% (20%) (2013年: 5–70% (25%))		
			異なる基礎数値間の相関関係	0.3–0.6 (0.45) (2013年: 0.4–0.7 (0.55))	ボラティリティが大幅に増加すると、公正価値が増加します。	
OTCオプションに基づいた ストラクチャード・クレジット・ デリバティブ以外のもの	88 (2013年: 98)	オプション・モデル	金利のボラティリティ	5–30% (15%) (2013年: 4–30% (15%))		
			為替レートのボラティリティ	10–40% (20%) (2013年: 4–30% (15%))		
			株式指数のボラティリティ	10–90% (40%) (2013年: 10–90% (40%))		
貸付金及び証券化の留保 持分	3,595 (2013年: 2,795)	割引キャッシュ フロー	リスク調整後割引率	リスクフリー金利への スプレッド5–7% (6%) (2013年: 3–6% (5%))	リスクフリー金利へのスプレッドが大幅に増加すると、公正価値が減少します。	

a. IFRS第13号「公正価値測定」は、例えば、資産または負債の各クラスで用いられる観察不能なインプットの価値の範囲または加重平均に関する情報を含めるか否かについてなど、資産または負債の各クラスの観察不能なインプットに関する情報の要約方法を明らかにしていない。企業は、開示目的を満たすために必要な詳細さのレベルを検討しなければならない。例えば、企業が用いる観察不能なインプットの価値の範囲が広い場合、この冊子に開示されるとおり、企業は価値の範囲及び加重平均の両方を開示しなければならぬ可能性がある。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

#### D. レベル3の公正価値測定(続き)

##### ii. 公正価値の測定に用いられた観察不能なインプット(続き)

IFRS 13.IE65(e)

重要な観察不能なインプットは、以下のように算出されています。

- 予想期限前償還率は、過去の期限前償還の傾向に、現在の状況を反映する調整を加えて算出します。
- 商業用資産のデフォルト確率及び損失率は、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)市場から算出します。当該情報を入手できない場合には、過去の債務不履行及び回収に関する情報からインプットを入手し、現在の状況について調整します。
- 個人用資産のデフォルト確率及び損失率は、過去の債務不履行及び回収に関する情報から算出し、現在の状況について調整します。
- 基礎数値間の相関関係及び基礎数値のボラティリティは、観察可能なボラティリティからの推計、直近の取引価格、他の市場参加者から入手した公表価格、コンセンサス価格設定機関から入手したデータ、及び現在の状況について調整した過去のデータから算出します。
- リスク調整済みのスプレッドは、CDS市場(この情報が入手可能な場合)、並びに現在の状況について調整した過去のデフォルト及び期限前償還の傾向から算出します。

##### iii. 公正価値測定に対する観察不能なインプットの影響

IFRS 13.93(h)(ii)

当行グループは、公正価値の見積りは適切であると考えていますが、異なる技法または仮定の使用により、異なる公正価値の測定がもたらされる可能性があります。レベル3の公正価値測定については、1つまたは複数の仮定を合理的に考えうる代替的な仮定に変更することにより、以下の影響が生じることとなります。

2014年12月31日 百万ユーロ	純損益への影響		その他の包括利益への影響	
	有利	(不利)	有利	(不利)
資産担保証券ートレーディング	38	(41)	–	–
資産担保証券－投資	28	(42)	44	(53)
OTCストラクチャード・デリバティブ －トレーディング資産及び負債	36	(16)	–	–
その他	12	(13)	–	–
合計	114	(112)	44	(53)
 2013年12月31日				
資産担保証券ートレーディング	23	(25)	–	–
資産担保証券－投資	17	(22)	25	(33)
OTCストラクチャード・デリバティブ －トレーディング資産及び負債	30	(12)	–	–
その他	8	(8)	–	–
合計	78	(67)	25	(33)

IFRS 13.93(h)(ii)

住宅用資産担保証券の評価について、合理的に考えうる代替的な仮定を用いることによる有利な影響及び不利な影響は、当行グループの見積り可能な範囲における上位四分位点の平均と下位四分位点の平均に基づく観察不能なインプットを用いて、モデル値を再調整することにより計算しています。2014年12月31日現在、モデルに用いられた主要なインプット及び仮定には、加重平均デフォルト確率10%(合理的に考えうる代替的な仮定8%及び12%を用いている)(2013年:それぞれ12%、10%及び14%)、損失率50%(合理的に考えうる代替的な仮定40%及び60%を用いている)(2013年:それぞれ55%、50%及び60%)及び予想期限前償還率4.8%(合理的に考えうる代替的な仮定3%及び6%を用いている)(2013年:5.8%、3%及び8%)が含まれています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

#### D. レベル3の公正価値測定(続き)

##### iii. 公正価値測定に対する観察不能なインプットの影響(続き)

*IFRS 13.93(h)(ii)*

OTCストラクチャード・デリバティブの評価について、合理的に考えうる代替的な仮定を用いることによる有利な影響及び不利な影響は、観察不能なインプットを(過去2年分の日次のデータに基づく)コンセンサス価格データの上位四分位点及び下位四分位点の平均と調整することにより算出しています。最も重要な観察不能なインプットは、異なる基礎数値間の価格の変動の相関関係及び基礎数値のボラティリティに関連するものです。2014年12月31日現在、モデルに用いられた相関関係の加重平均は0.46(合理的に考えうる代替的な仮定0.26及び0.61を用いている)(2013年:それぞれ0.40、0.28及び0.49)です。2014年12月31日現在、モデルに用いられたクレジット・スプレッド・ボラティリティの加重平均は20%(合理的に考えうる代替的な仮定10%及び40%を用いている)(2013年:それぞれ15%、8%及び35%)、金利ボラティリティはそれぞれ15%、10%及び30%(2013年:それぞれ13%、9%及び25%)、為替ボラティリティはそれぞれ20%、5%及び50%(2013年:それぞれ18%、5%及び45%)、並びに株式指数ボラティリティはそれぞれ40%、10%及び70%(2013年:それぞれ35%、8%及び60%)です。

*IFRS 13.93(h)(ii)*

貸付金及び証券化における留保持分の評価について、合理的に考えうる代替的な仮定を用いることによる有利な影響及び不利な影響は、当行グループの見積り可能な範囲における上位四分位点の平均と下位四分位点の平均に基づく観察不能なインプットを用いて、モデル値を再調整することにより計算しています。最も重要な観察不能なインプットは、リスク調整済みの割引率に関連します。2014年12月31日現在、モデルに用いたりリスク調整済みの割引率の加重平均はリスクフリー金利に6%上乗せしたものです(合理的に考えうる代替的な仮定4%及び8%を用いている)(2013年:それぞれ5%、3%及び7%)。

*IFRS 13.93(d)*

当行グループの報告体制及び金融商品並びに評価モデルの性質により、観察可能及び観察不能なインプットに起因する上記の利得または損失の年間合計金額を正確に分析することはできません。ただし、2014年における資産担保証券にかかる損失は、主に上記の観察不能なインプットによるものです<sup>a</sup>。

*Insights 2.4.530.120*

- a.** この情報は、IFRS第13号により開示は義務付けられていないが、財務諸表利用者にとって有用であると考えられる可能性がある。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 6. 金融商品の公正価値(続き)

#### E. 公正価値で測定しない金融商品

IFRS 7.25, 13.97

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の公正価値を、公正価値測定が区分されている公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものです。

2014年12月31日 百万ユーロ	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値	帳簿価額 合計
				合計	
<b>資産</b>					
現金及び現金同等物	–	2,907	–	2,907	2,907
銀行に対する貸付金	–	5,602	–	5,602	5,572
顧客に対する貸付金	–	435	61,943	62,378	59,084
満期保有目的投資有価証券	106	–	–	106	101
<b>負債</b>					
銀行からの預金	–	12,301	–	12,301	11,678
顧客からの預金	–	55,696	–	55,696	53,646
発行済負債証券	–	9,885	–	9,885	8,818
劣後債務	–	5,763	–	5,763	5,642
2013年12月31日 百万ユーロ	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値	帳簿価額 合計
				合計	
<b>資産</b>					
現金及び現金同等物	–	2,992	–	2,992	2,992
銀行に対する貸付金	–	4,824	–	4,824	4,707
顧客に対する貸付金	–	385	56,266	56,651	53,660
満期保有目的投資有価証券	105	–	–	105	101
<b>負債</b>					
銀行からの預金	–	11,523	–	11,523	10,230
顧客からの預金	–	50,672	–	50,672	48,904
発行済負債証券	–	8,934	–	8,934	8,040
劣後債務	–	5,051	–	5,051	4,985

IFRS 13.97

入手可能な場合には、貸付金の公正価値は観察可能な市場取引に基づいています。観察可能な市場取引が入手できない場合は、公正価値は割引キャッシュフロー法など評価モデルを用いて見積られます。評価技法へのインプットには、予想契約期間の信用損失、金利、期限前返済率及び発行または流通市場のスプレッドが含まれています。減損している担保付貸付金の公正価値は、基礎となる担保の価値に基づき測定されます。モデルへのインプットには、OTC取引のトレーディング活動に基づく第三者ブローカーからのデータ、及び観察された発行市場及び流通市場における取引を含む、その他の市場参加者から入手された情報が含まれます。

個人向け貸付金及び小額の商業用貸付金の評価の見積りの正確性を向上させるために、同質の貸付金は年数、ローン資産価値比率、担保の質、商品及び借手の種類、期限前返済率及び延滞率並びにデフォルト確率などの類似の特性を有するポートフォリオにグループ化されます。

銀行からの預金及び顧客からの預金の公正価値は、割引キャッシュフロー法を用いて、類似の満期及び条件を有する預金に対する金利を適用することにより見積られます。要求払預金の公正価値は報告日現在の支払金額です。

IFRS 7.29(b), 30

取得原価で測定される持分投資有価証券24百万ユーロ(2013年:24百万ユーロ)の公正価値は、信頼性を持って測定できないため、開示されていません。それらは、企業の営業費用を回収する目的で価格ベースで取引処理及び決済サービスをメンバーに提供する相互会社への投資です。当該投資は償還可能でなく、譲渡も不可能であり、市場も存在しません。当行グループは、これらの投資を売却する予定はありません。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 7. 事業セグメント<sup>a</sup>

会計方針については、[注記44\(Z\)](#)をご参照ください。

#### A. セグメント区分の基礎

*IFRS 8.20–22, A*

当行グループは以下の5つの戦略的事業単位を有しており、これらは報告セグメントです。これらの戦略的事業単位は異なる製品やサービスを提供するものであり、当行グループの経営者及び内部報告構造に基づき、独立して運営されています。

報告セグメント	業務
投資銀行業務	トレーディング及びコーポレート・ファイナンス活動
コーポレート・バンキング	法人顧客との貸付、預金及びその他の取引並びに残高
リテール・バンキング	個人顧客との貸付、預金及びその他の取引並びに残高
アセット・マネージメント	ファンド管理活動
セントラル・トレジャリー	借入、負債証券の発行、リスク管理目的によるデリバティブの利用並びに短期募集、社債及び国債などの流動資産への投資による資金調達、及び一元化されたリスク管理活動

当行グループ経営委員会は、それぞれの戦略的事業単位の内部管理報告を少なくとも月次単位でレビューします。

*IFRS 8.IV13, 27–28*

**a.** 事業セグメントの開示は、最高経営意思決定者(CODM)がレビューする情報と一致しており、企業ごとに異なり、IFRSに準拠したものではない場合もある。

表示されたセグメント情報を理解するのに役立つように、企業は、報告セグメント情報に用いられた測定値と企業の財務諸表に用いられた測定値の差異の性質及び影響、報告セグメントに対する非対称的配分の性質及び影響などの採用された測定基準についての情報、並びにIFRSに基づく財務諸表の金額とセグメント情報の調整表を開示する。

当行グループの内部の測定値は、IFRSと整合している。したがって、調整項目は、情報の作成基準の差異ではなく、報告セグメントに配分されていない項目に限定される。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 7. 事業セグメント(続き)

#### B. 報告セグメントに関する情報

*IFRS 8.20, 27(a)*

各報告セグメントに関する情報は、以下に記載されています。当行グループの経営委員会がレビューする内部管理報告に含まれる法人所得税控除前セグメント利益は、経営者が、当該情報が業界内で営業を行う他の企業と比較して特定のセグメントの業績を評価する際に最も関連性のある情報と考えるため、業績の測定に使用されています。セグメント間の価格は独立第三者間で成立する価格で決定されています。

2014年 百万ユーロ	投資 銀行業務	コーポレート・ バンキング	リテール・ バンキング	アセット・ マネージメント	セントラル・ トレジャリー	合計
<b>外部顧客からの収益<sup>a</sup>:</b>						
<i>IFRS 8.23(a)</i>	–	1,819	612	–	(496)	1,935
<i>IFRS 8.23(c)–(d)</i>	169	234	202	70	–	675
<i>IFRS 8.23(f)</i>	1,491	–	–	–	(57)	1,434
<i>IFRS 8.23(f)</i>	399	–	–	–	(378)	21
<i>IFRS 8.23(f)</i>	30	25	55	–	(1)	109
<i>IFRS 8.23(b)</i>	(705)	(1,101)	699	–	1,184	77
<i>IFRS 8.32</i>	1,384	977	1,568	70	252	4,251
<b>その他の重要な非現金項目<sup>a</sup>:</b>						
<i>IFRS 8.23(i)</i>	–	314	22	–	–	336
<i>IFRS 8.21(b)</i>	47	223	448	20	81	819
<i>IFRS 8.21(b)</i>	24,968	39,248	20,908	362	10,342	95,828
<i>IFRS 8.21(b)</i>	7,026	11,270	38,382	206	32,980	89,864
<b>2013年</b>						
<b>外部顧客からの収益:</b>						
<i>IFRS 8.23(a)</i>	–	1,679	587	–	(424)	1,842
<i>IFRS 8.23(c)–(d)</i>	156	227	176	65	–	624
<i>IFRS 8.23(f)</i>	1,094	–	–	–	(7)	1,087
<i>IFRS 8.23(f)</i>	240	–	–	–	(159)	81
<i>IFRS 8.23(f)</i>	28	21	45	–	84	178
<i>IFRS 8.23(b)</i>	(520)	(924)	608	–	906	70
<i>IFRS 8.32</i>	998	1,003	1,416	65	400	3,882
<b>その他の重要な非現金項目:</b>						
<i>IFRS 8.23(i)</i>	–	209	24	–	–	233
<i>IFRS 8.21(b)</i>	(241)	332	282	22	277	672
<i>IFRS 8.21(b)</i>	22,641	35,558	19,049	332	9,165	86,745
<i>IFRS 8.21(b)</i>	6,052	10,533	34,256	204	29,993	81,038

*IFRS 8.23*

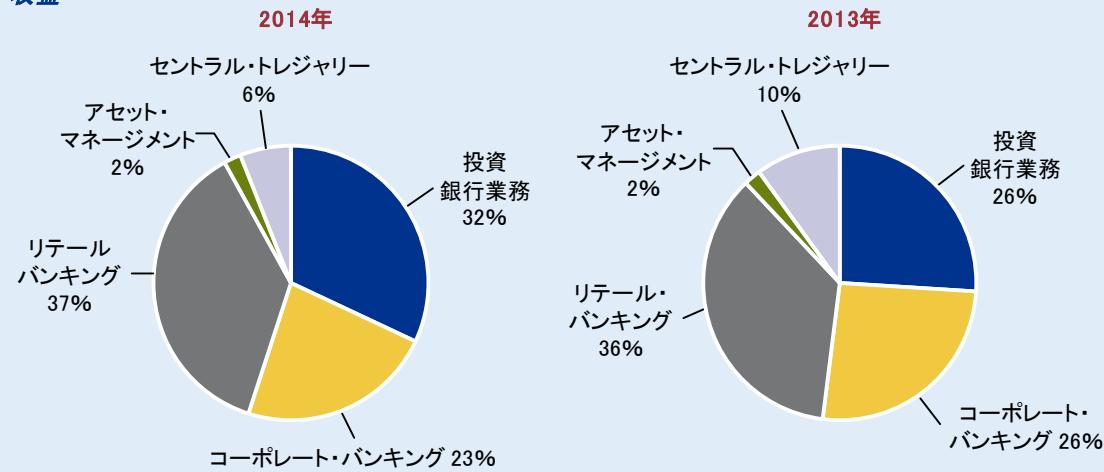
**a.** これらの金額は、定期的にCODMに提出されているため、当行グループは、これらの金額を報告セグメント別に開示している。

## 連結財務諸表注記(続き)

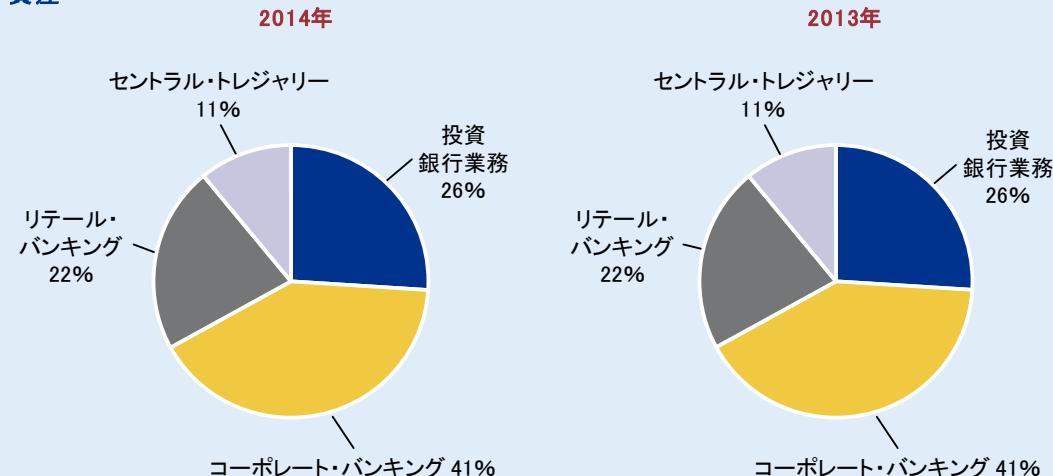
### 7. 事業セグメント(続き)

#### B. 報告セグメントに関する情報(続き)

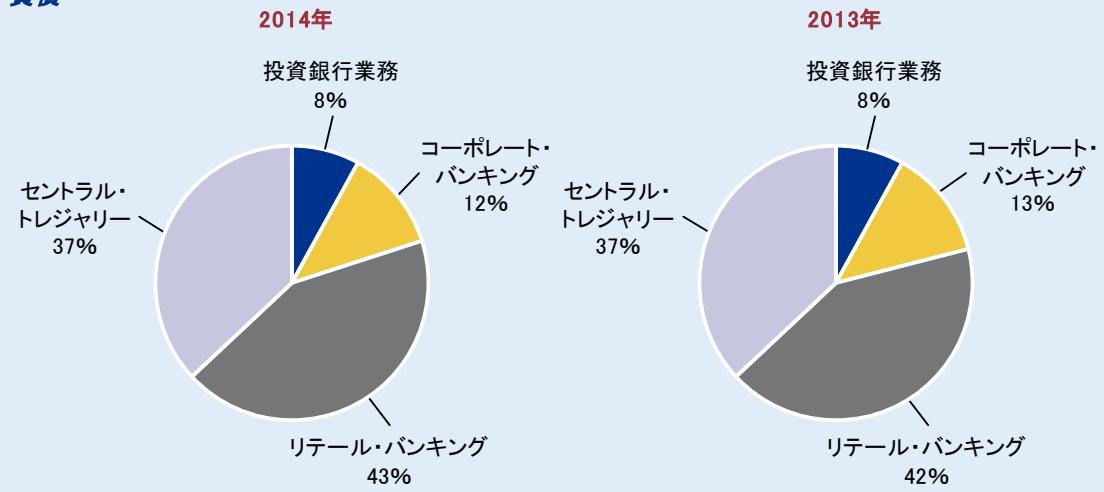
##### 収益



##### 資産



##### 負債



## 連結財務諸表注記(続き)

### 7. 事業セグメント(続き)

#### C. 報告セグメントに関する情報からIFRSに基づく測定値への調整表<sup>62ページのa</sup>

	百万ユーロ	2014年	2013年
<i>IFRS 8.28(a)</i>			
<b>i. 収益</b>			
報告セグメントの収益合計額		4,251	3,882
未配分金額		14	8
セグメント間収益の相殺消去		(77)	(70)
連結収益		4,188	3,820
<i>IFRS 8.28(b)</i>			
<b>ii. 法人所得税控除前純損益</b>			
報告セグメントの純損益合計額		819	672
未配分金額		5	–
法人所得税控除前連結純損益		824	672
<i>IFRS 8.28(c)</i>			
<b>iii. 資産</b>			
報告セグメント資産の合計額		95,828	86,745
その他の未配分金額		1,281	1,071
連結資産合計額		97,109	87,816
<i>IFRS 8.28(d)</i>			
<b>iv. 負債</b>			
報告セグメント負債の合計額		89,864	81,038
その他の未配分金額		855	808
連結負債合計額		90,719	81,846

#### D. 地域別情報<sup>a, b</sup>

以下の地域別情報の表示では、セグメント収益は顧客の所在地域に基づいており、セグメント資産は資産の所在地域に基づいています。

2014年 百万ユーロ	[当行の 所在国]	中東及び アフリカ					その他諸国	合計
		米国	英国	オーストラリア				
外部顧客からの収益	569	1,046	1,170	715	473	215	4,188	
非流動資産*	258	141	136	113	32	63	743	
<b>2013年</b>								
外部顧客からの収益	488	1,038	1,013	619	456	206	3,820	
非流動資産*	236	128	127	121	29	67	708	

\* 有形固定資産、無形資産及び投資不動産を含みます。

*IFRS 8.32, IG5*

- a. 義務付けられた全社的な開示の一環として、企業はCODMがセグメント業績を評価する際に使用しているか否かにかかわらず、外部顧客からの収益を製品及びサービスごと、または類似の製品及びサービスのグループごとに開示する。この開示は、企業の財務諸表を作成するために用いられた財務情報に基づくものである。当行グループでは、報告セグメントについての情報の包括的な表において提供された収益情報は、既にIFRSに従って作成しているため、この点に関して追加的な収益情報を開示していない。

*Insights 5.2.220.20*

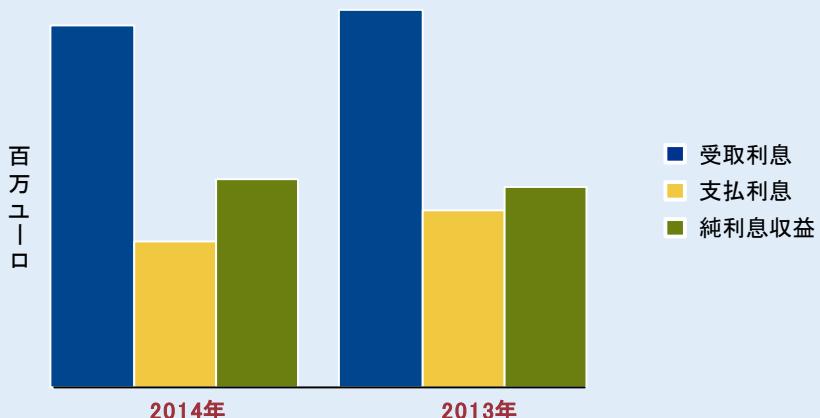
- b. KPMGの見解では、個々の外国に帰属する収益に重要性がある場合には、外部顧客からの収益を地域(例: 欧州またはアジア)別に行う開示では、十分ではない。

## 連結財務諸表注記(続き)

IAS 18.35(b)(iii)

### 8. 純利息収益<sup>a</sup>

会計方針については、[注記44\(C\)](#)をご参照ください。



	2014年	2013年
<b>受取利息</b>		
現金及び現金同等物	86	86
リスク管理目的で保有するデリバティブ資産	56	64
銀行に対する貸付金	282	247
顧客に対する貸付金	2,772	3,023
投資有価証券	139	105
その他	6	3
<b>受取利息合計</b>	<b>3,341</b>	<b>3,528</b>
<b>支払利息</b>		
リスク管理目的で保有するデリバティブ負債	120	60
銀行からの預金	54	48
顧客からの預金	469	897
発行済負債証券	343	316
劣後債務	410	353
その他	10	12
<b>支払利息合計</b>	<b>1,406</b>	<b>1,686</b>
<b>純利息収益</b>	<b>1,935</b>	<b>1,842</b>

IFRS 7.20(a)(v)  
IFRS 7.20(a)(v)  
IFRS 7.20(a)(v)  
IFRS 7.20(a)(v)

IFRS 7.20(d)

2014年12月31日に終了した会計年度の受取利息に含まれる様々な科目には、減損した金融資産にかかる14百万ユーロ(2013年:8百万ユーロ)が含まれています。

IFRS 7.24(a)

受取利息(または支払利息)には、適格な公正価値ヘッジ関係において保有されているデリバティブにかかる公正価値利益34百万ユーロ(2013年:27百万ユーロ)、及びヘッジ対象のうち、ヘッジされたリスクに起因する部分にかかる公正価値の正味減少額30百万ユーロ(2013年:26百万ユーロ)が含まれています。これらの利得及び損失は、対応するヘッジ対象にかかる受取利息(または支払利息)が認識されている科目に含まれています。

IFRS 7.20(b)

純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産または金融負債に関連する、上記の実効金利法を用いて算定された受取利息合計及び支払利息合計は、それぞれ3,283百万ユーロ(2013年:3,463百万ユーロ)及び1,788百万ユーロ(2013年:1,626百万ユーロ)です。

IFRS 7.23(d), 24(b),  
IAS 18.35(b)(iii)

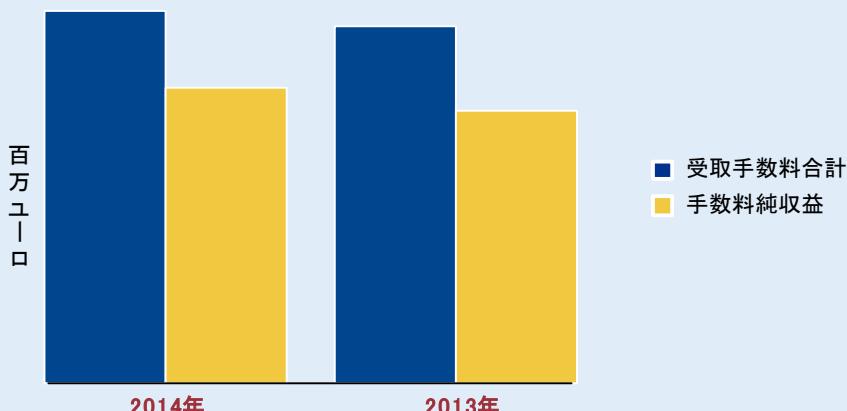
2014年において、キャッシュフロー・ヘッジに関連する10百万ユーロの利得(2013年:10百万ユーロの利得)及び20百万ユーロの損失(2013年:18百万ユーロの損失)が資本から純損益に振り替えられ、受取利息または支払利息に計上されています。2014年において、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分は4百万ユーロの利得(2013年:4百万ユーロの損失)です。

<sup>a.</sup> 受取利息及び支払利息については、他の表示も可能である。例えば、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融商品の受取利息及び支払利息を純利息収益に表示することができます。この冊子における詳細の程度は、必ずしもIFRS第7号で要求されるわけではない。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 9. 手数料純収益

会計方針については、[注記44\(D\)](#)をご参照ください。



*IFRS 7.20(c)*

	2014年	2013年
<b>受取手数料</b>		
リテール・バンキング業務顧客手数料	240	203
コーポレート・バンキング業務信用関連手数料	199	177
投資銀行業務手数料	133	123
仲介手数料	130	120
アセット・マネジメント手数料	106	96
金融保証契約	34	30
その他	12	10
<b>受取手数料合計</b>	<b>854</b>	<b>759</b>
<b>支払手数料</b>		
仲介手数料	94	87
銀行間取引手数料	38	27
その他	47	21
<b>支払手数料合計</b>	<b>179</b>	<b>135</b>
<b>手数料純収益</b>	<b>675</b>	<b>624</b>

*IFRS 7.20(c)(ii)*

アセット・マネジメント手数料は、当行グループが顧客を代理して資産を保有または投資している場合に、当行グループが信託及びその他受託業務に関して稼得した手数料に関連している。

*IFRS 7.20(c)(i)*

上記の手数料純収益からは、純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産及び金融負債の実効金利を算定する際に含められた金額は除かれているが、このような金融資産及び金融負債に関連した収益651百万ユーロ(2013年:523百万ユーロ)及び費用71百万ユーロ(2013年:52百万ユーロ)が含まれている。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 10. トレーディング純収益<sup>a</sup>

会計方針については、[注記44\(E\)](#)をご参照ください。

百万ユーロ	2014年	2013年
固定収入	1,261	1,081
株式	70	17
為替	90	16
その他	13	(27)
<b>トレーディング純収益</b>	<b>1,434</b>	<b>1,087</b>

*IFRS 7.20(a)(i)*

**a.** この冊子では、トレーディング純収益は以下のようになっている。

- トレーディング目的で保有するデリバティブ等の、トレーディング資産及び負債に関する損益影響額全額(利得及び損失)を含む。
  - リスク管理目的で保有するデリバティブに関する純損益の影響額は含まない。
- ただし、他の表示も可能である。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 11. 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益<sup>a</sup>

会計方針については、[注記44\(F\)](#)をご参照ください。

百万ユーロ	2014年	2013年
<b>リスク管理目的で保有するデリバティブ：</b>		
金利	(76)	(48)
信用	44	(21)
株式	(54)	42
為替	(10)	5
<b>投資有価証券：</b>		
社債	221	210
株式	68	(13)
資産担保証券	(131)	(151)
<b>純損益を通じて公正価値で測定する貸付金</b>	<b>153</b>	194
<b>純損益を通じて公正価値で測定する発行済負債証券</b>	<b>(194)</b>	(137)
	<b>21</b>	81

*IFRS 7.20(a)(i)*  
*IFRS 7.20(a)(ii)*  
*IFRS 7.20(a)(iii)*  
*IFRS 7.20(a)(iv)*  
*IFRS 7.20(a)(v)*  
*IFRS 7.20(a)(vi)*  
*IFRS 7.10(a)*

信用リスクの変動に起因する、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の公正価値の変動額は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2014年	2013年
当期における公正価値の変動額(利得)	5	2
12月31日現在の累積変動額(利得)	9	4

*IFRS 7.11(a)*

信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動は、類似の仕組債の最近の発行において観察されたクレジット・スプレッドを用いて計算され、当行グループの上位債の発行におけるクレジット・デフォルト・スワップで観察されたクレジット・スプレッドのその後の変動を調整しています。

信用リスクの変動に起因する純損益を通じて公正価値で測定する貸付金の公正価値の当期及び累積変動額並びに計算方法については、[注記5\(A\)\(ii\)](#)をご参照ください。

- 
- a.** この冊子では、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益に以下が含まれている。
- 当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産及び金融負債に関する損益影響額全額
  - リスク管理目的で保有するが、適格なヘッジ関係の一部ではないデリバティブに関する実現及び未実現利得及び損失ただし、他の表示も可能である。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 12. その他の収益<sup>a</sup>

会計方針については、注記44(B)(i)、(J)(iii)及び(O)(iii)をご参照ください。

百万ユーロ	2014年	2013年
<i>IFRS 7.20(a)(ii), IAS 1.98(d)</i>		
売却可能有価証券の売却にかかる純損失：		
国債	(12)	(9)
社債	(60)	(43)
株式	(20)	(17)
<i>IFRS 7.20(a)(ii)</i>		
売却可能持分証券の配当	13	8
貸付金及び債権の証券化にかかる利得	26	19
為替差益	170	188
その他	6	40
	<b>123</b>	186
<i>IFRS 7.24(c)</i>		

2014年において純投資ヘッジに関して純損益に認識された非有効部分(純額)は、12百万ユーロの利得(2013年:9百万ユーロの利得)です。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 13. 人件費

会計方針については、[注記44\(W\)](#)をご参照ください。

百万ユーロ	注記	2014年	2013年
賃金及び給与		1,617	1,428
社会保障拠出金		215	194
確定拠出制度への拠出金		265	243
株式決済型の株式に基づく報酬取引	A	75	25
現金決済型の株式に基づく報酬取引	A	44	35
退職後確定給付制度に関する費用	B	40	41
長期勤続休暇に関する費用		8	8
		<b>2,264</b>	<b>1,974</b>

#### A. 株式に基づく報酬取引

##### i. 株式に基づく報酬契約に関する説明

2014年12月31日現在、当行グループは、以下の株式に基づく報酬契約を有しています。

##### ストック・オプション・プログラム(株式決済型)

2012年1月1日に当行グループは、経営幹部及び上級従業員に対して当行の株式を購入する権利を付与するストック・オプション・プログラムを導入しました。2014年1月1日に、経営幹部及び上級従業員に対して、行使価格を除く条件が類似する権利が、さらに付与されました。これらのプログラムでは、確定したオプションの保有者は権利付与日の株価で株式を購入することができます。

ストック・オプション制度の付与に関する契約条件は以下のとおりです。すべてのストック・オプションは株式で決済されます。

付与日／付与された従業員	付与数 (百万)	権利確定条件	オプション 契約の 有効期間
2012年1月1日に上級従業員に 付与されたオプション	10	3年間の就業及びその期間の各年度に おける営業利益の10%増加	10年
2012年1月1日に経営幹部に 付与されたオプション	10	3年間の就業	10年
2014年1月1日に上級従業員に 付与されたオプション	25	3年間の就業及びその期間の各年度に おける営業利益の10%増加	10年
2014年1月1日に経営幹部に 付与されたオプション	10	3年間の就業	10年
<b>ストック・オプション合計</b>	<b>55</b>		

##### 株式増価受益権(現金決済型)

2011年1月1日及び2014年1月1日に、当行グループは、その他の従業員に対して、現金の支払いを受ける権利を付与する株式増価受益権(SAR)を付与しました。現金支払額は、権利付与日と行使時の間の当行の株価の上昇に基づいて決定されます。

株式増価受益権の付与に関する契約条件は、以下のとおりです。

付与日／付与された従業員	付与数 (百万)	権利確定条件	オプション 契約の 有効期間
2011年1月1日にその他の従業員に 付与されたSAR	10	3年間の就業	5年
2014年1月1日にその他の従業員に 付与されたSAR	30	3年間の就業	5年
<b>SAR合計</b>	<b>40</b>		

## 連結財務諸表注記(続き)

### 13. 人件費(続き)

#### A. 株式に基づく報酬取引(続き)

##### i. 株式に基づく報酬契約に関する説明(続き)

株式増価受益権から生じている負債の詳細は、以下のとおりです。

	百万ユーロ	注記	2014年	2013年
<i>IFRS 2.51(b)(i)</i>	現金決済型の株式に基づく報酬契約に関する 負債の帳簿価額合計額		32	44
<i>IFRS 2.51(b)(ii)</i>	権利が確定した負債の本源的価値の合計		—	38

2013年12月31日現在の負債の帳簿価額は、2014年に決済されました。

##### ii. 公正価値の測定—ストック・オプション

付与されたストック・オプションの対価として提供された勤務の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定された、付与されたストック・オプションの公正価値に基づいています。この契約に関する勤務条件及び市場条件以外の業績条件は、公正価値の測定において考慮されません。株式決済型の株式に基づく報酬制度の付与日現在の公正価値の測定に用いたインプットは、以下のとおりです。

IFRS 2.47(a)	ストック・オプションの公正価値及び仮定	経営幹部	経営幹部	上級従業員	上級従業員
		2014年	2013年	2014年	2013年
<i>IFRS 2.47(a)(i)</i>	付与日現在の公正価値	€4.5	€4.0	€3.9	€3.5
<i>IFRS 2.47(a)(i)</i>	付与日現在の株価	€12.0	€10.5	€12.0	€10.5
<i>IFRS 2.47(a)(i)</i>	行使価格	€12.0	€10.5	€12.0	€10.5
<i>IFRS 2.47(a)(i)</i>	予想ボラティリティ*	42.5%	40.9%	40.3%	39.5%
<i>IFRS 2.47(a)(i)</i>	予想期間(見積加重平均期間)	8.6年	8.8年	5.4年	5.5年
<i>IFRS 2.47(a)(i)</i>	予想配当*	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
<i>IFRS 2.47(a)(i)</i>	リスクフリー金利(国債に基づく)*	1.7%	1.7%	2.1%	2.1%

\* 年率

予想ボラティリティは、過去の平均株価ボラティリティ、及び従業員に付与したオプションと類似の満期を有する当行の普通株式にかかる上場オプションから算出したインプライド・ボラティリティに基づいています。

##### iii. 公正価値の測定—株式増価受益権

株式増価受益権の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されています。付与日及び測定日現在の公正価値の算定に用いたインプットは、以下のとおりです。

IFRS 2.52	公正価値	付与日	測定日
		2014年	2014年
	株価	1月1日	12月31日
	行使価格		
	予想ボラティリティ*	41.5%	43.1%
	予想期間(見積加重平均期間)	3.5年	2.6年
	予想配当*	3.2%	3.2%
	リスクフリー金利(国債に基づく)*	2.7%	2.6%

\* 年率

## 連結財務諸表注記(続き)

### 13. 人件費(続き)

#### A. 株式に基づく報酬取引(続き)

##### iii. 公正価値の測定—株式増価受益権(続き)

予想ボラティリティは、過去の平均株価ボラティリティ、及び従業員に付与した株式増価受益権と類似の満期を有する当行の普通株式にかかる上場オプションから算出したインプライド・ボラティリティに基づいています。

負債の公正価値は、各報告日及び決済日に再測定されます。

##### iv. 未行使ストック・オプション残高の調整表

*IFRS 2.45(b)*

ストック・オプションの数及び加重平均行使価格は、以下のとおりです。

百万オプション数	オプション数 2014年	加重平均 行使価格		オプション数 2013年	加重平均 行使価格 2013年
		2014年	2013年		
1月1日現在の未行使残高	13.0	€9.9	18.0	€9.5	€9.5
当年度中の権利失効数	(2.5)	€9.5	(5.0)	–	–
当年度中の権利行使数	(3.0)	€10.0	–	–	–
当年度中の権利付与数	35.0	€12.0	–	–	€10.5
12月31日現在の未行使残高	42.5	€10.8	13.0	€9.9	€9.9
12月31日現在の行使可能残高	7.5	€10.1	–	–	€9.8

*IFRS 2.45(d)*

2014年12月31日現在で未行使のストック・オプションの行使価格は9.0ユーロから12.0ユーロ(2013年:9.5ユーロから11.0ユーロ)であり、残存契約年数の加重平均は8.3年(2013年:8.0年)です。

*IFRS 2.45(c)*

2014年に行使されたストック・オプションの行使日における株価の加重平均は、11.5ユーロ(2013年:行使されたオプションなし)でした。

#### B. その他の従業員給付

*IAS 19.139(a)*

当行グループは、以下の退職後確定給付制度に拠出を行っています。

- 制度Aは、退職した従業員に対して年金を毎年受け取る権利を付与する制度です。取締役及び執行役員(注記38(B)をご参照ください)は、60歳で退職し、65歳までは最終給与の70%に相当する年金、それ以降は最終給与の50%に相当する年金を受け取る権利を有しています。その他の退職した従業員は、最終給与の60分の1に勤続年数を乗じた金額を受け取る権利が与えられます。
- 制度Bは、退職した従業員に対して特定の医療費を返還する制度です。

これらの確定給付制度は、当行グループから法的に分離された単一の年金基金によって管理されています。当該年金基金の理事会は、従業員3名、雇用主代表2名及び独立理事長1名で構成されています。当該年金基金の理事会は、制度参加者の利益を最優先にして行動することが法律で義務付けられており、基金に関する特定の方針(例:投資、拠出及び指数化に関する方針)を策定する責任を有しています。

*IAS 19.139(b)*

これらの確定給付制度によって、当行グループは、長寿リスク、為替リスク、金利リスク及び市場(投資)リスク等の数理計算上のリスクにさらされています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 13. 人件費(続き)

#### B. その他の従業員給付(続き)

##### *i. 積立て*

*IAS 19.147(a)*

制度Aは、当行グループの子会社による完全積立て方式の制度です。ただし、取締役及び執行役員に対する債務については、当行が積立てを行っています。積立て要件は、制度Aの積立方針に規定されている年金基金の数理計算測定フレームワークに基づいています。制度Aの積立てでは、積立て基準に関する独立した数理計算上の評価に基づいており、この評価の仮定は、上記の仮定とは異なる場合があります。制度Bは、非積立て制度です。従業員には、これらの制度への拠出義務はありません。

これらの確定給付制度の条項及び法定要件(制度Aの最低積立て要件を含む)に基づき、当行グループは、払戻しまたは将来拠出額の減額の現在価値は制度資産の公正価値合計から制度債務の現在価値合計を差し引いた残高を下回っていないと判断しました。この判断は、制度ごとに行われています。

*IAS 19.147(b)*

当行グループは、2015年の確定給付制度に対する拠出額を35百万ユーロと見込んでいます。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 13. 人件費(続き)

#### B. その他の従業員給付(続き)

##### ii. 確定給付(資産)負債の純額の変動

以下の表は、確定給付負債(資産)の純額及びその構成要素の期首残高から期末残高への調整表です<sup>a</sup>。

	百万ユーロ	確定給付債務		制度資産の公正価値		確定給付負債(資産) の純額	
		2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
<i>IAS 19.140</i>	<b>1月1日残高</b>	<b>207</b>	189	(49)	(47)	158	142
<b>純損益に含まれる項目<sup>b</sup></b>							
<i>IAS 19.141(a)</i>	当期勤務費用	32	33	–	–	32	33
<i>IAS 19.141(d)</i>	過去勤務費用(貸方)	(1)	–	–	–	(1)	–
<i>IAS 19.141(b)</i>	利息費用(収益)	12	11	(3)	(3)	9	8
		<b>43</b>	44	(3)	(3)	<b>40</b>	41
<b>その他の包括利益に含まれる項目<sup>b</sup></b>							
<i>IAS 19.141(c)</i>	再測定による損失(利得):						
	– 数理計算上の利得:						
<i>IAS 19.141(c)(ii)</i>	– 人口統計上の仮定	(3)	(2)	–	–	(3)	(2)
<i>IAS 19.141(c)(iii)</i>	– 財務上の仮定	(3)	(4)	–	–	(3)	(4)
<i>IAS 19.141(c)(i)</i>	– 実績修正	(2)	(2)	–	–	(2)	(2)
	– 制度資産にかかる収益 (利息収益を除く)	–	–	1	(1)	1	(1)
<i>IAS 19.141(e)</i>	為替レートの変動の影響 <sup>c</sup>	1	1	(1)	(1)	–	–
		<b>(7)</b>	(7)	–	(2)	<b>(7)</b>	(9)
<b>その他</b>							
<i>IAS 19.141(f)</i>	雇用主による制度への拠出	–	–	(15)	(14)	(15)	(14)
<i>IAS 19.141(g)</i>	支払われた給付	(24)	(19)	22	17	(2)	(2)
		<b>(24)</b>	(19)	<b>7</b>	3	<b>(17)</b>	(16)
<i>IAS 19.140</i>	<b>12月31日残高</b>	<b>219</b>	207	(45)	(49)	174	158
内訳:							
	百万ユーロ					2014年	2013年
	確定給付負債の純額(制度A)					<b>76</b>	61
	確定給付負債の純額(制度B)					<b>98</b>	97
						<b>174</b>	158

*IAS 19.138*

- a. 当行グループは、複数の確定給付制度を有している。これらの制度はそれぞれ大きく異なるリスクにさらされているわけではないため、これらの制度に関しては原則として集約した開示を提供している。制度がさらされているリスクが大きく異なる場合には、開示の一部またはすべてをさらに分解すること(例: 地域別または特徴別)が求められることとなる。
- b. 当行グループは、IAS第19号「従業員給付」では特に求められていないものの、純損益に認識されている項目及びその他の包括利益に認識されている項目の小計を開示している。

*IAS 21.39,  
Insights 4.4.1010*

- c. 確定給付制度に基づく負債の純額は、スポンサーの財務諸表の観点から外貨建で表示されている場合がある。KPMGの見解では、この場合、確定給付負債(資産)の純額はまず表示通貨で算定した後、その金額をスポンサーの機能通貨に換算しなければならない。その結果、換算により生じる為替差損益は、IAS第19号に基づく再測定の一部としてではなく、他の為替差損益とともに認識されることになる。この結果は上記で例示されている状況とは異なる。この場合、確定給付制度のスポンサーは在外子会社であるため、換算差額は通常どおりその他の包括利益に認識される。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 13. 人件費(続き)

#### B. その他の従業員給付(続き)

##### iii. 制度資産

*IAS 19.140(a)(i), 142*

	百万ユーロ	2014年	2013年
<i>IAS 19.142(b)</i>			
持分証券			
– 消費者市場		<b>8</b>	9
– 製薬業		<b>6</b>	6
国債		<b>16</b>	16
デリバティブ			
– 金利スワップ		<b>3</b>	3
– 為替予約		<b>2</b>	3
当行グループが占有する不動産		<b>5</b>	6
当行の普通株式		<b>5</b>	6
		<b>45</b>	49

*IAS 19.142*

持分証券及び国債はすべて、活発な市場における公表価格があります。国債はすべて欧州政府が発行したものであり、[格付機関Y]の格付に基づきAAAまたはAAに格付されています。

*IAS 19.146*

各報告日には、年金基金のアセット・マネージャーによって、戦略的投資方針の結果を分析する資産・負債マッチング(ALM)調査が行われます。年金基金の戦略的投資方針の概要は、以下のとおりです。

- 戰略的資産構成は、持分証券40–50%、国債40–50%、その他の投資0–10%です。
- 負債性金融商品(国債)及び金利スワップの利用を通じて、キャッシュフロー金利リスクを40%削減するよう金利リスクを管理しています。
- 為替予約の利用を通じて、為替リスクを30%削減するよう為替リスクを管理しています。
- 長寿スワップの利用を通じて、長寿リスクを25%削減するよう長寿リスクを管理しています。

*IAS 19.142*

- a.** 制度資産の内容及びリスクを反映するのに必要な制度資産の公正価値の開示の分解の程度を決定するには、判断が必要である。例えば、持分証券の公正価値については、これらの資産のリスクを理解するのに必要な場合には、産業の種類別、企業規模別、地域別等に詳細に分類することもある。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 13. 人件費(続き)

#### B. その他の従業員給付(続き)

##### iv. 確定給付債務

IAS 1.125

IAS 19.144

##### 数理計算上の仮定

報告日現在の主要な数理計算上の仮定は、以下のとおりです(加重平均で算定しています)。

	2014年	2013年
割引率	<b>6.1%</b>	5.8%
予想昇給率	<b>2.5%</b>	2.5%
将来年金増加率	<b>3.0%</b>	2.0%
医療費趨勢率	<b>4.5%</b>	4.0%

IAS 19.144

将来の死亡率に関する仮定は、公表された統計値及び死亡率表に基づいています。報告日現在の確定給付債務の価値の基礎となる現在の寿命は、以下のとおりです。

	2014年		2013年	
	制度A	制度B	制度A	制度B
<b>現在の年金受給者の65歳時の寿命</b>				
男性	<b>18.5</b>	<b>18.2</b>	18.3	18.0
女性	<b>21.0</b>	<b>19.0</b>	21.0	18.8
<b>現在45歳の加入者の65歳時の寿命</b>				
男性	<b>19.2</b>	<b>19.0</b>	19.0	18.7
女性	<b>22.9</b>	<b>20.5</b>	22.9	20.0

IAS 19.147(c)

2014年12月31日現在の確定給付債務の加重平均デュレーションは、17.1年です(2013年:17.5年)。

##### 感応度分析

IAS 1.125, 129, 19.145

関連する数理計算上の仮定の1つに報告日において合理的に可能性のある変化(他の仮定は一定とする)があった場合に確定給付債務が受けけるであろう影響額は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2014年12月31日		2013年12月31日	
	増加	減少	増加	減少
割引率(1%の変動)	(20)	21	(20)	21
予想昇給率(1%の変動)	11	(10)	11	(10)
将来年金増加率(1%の変動)	13	(12)	13	(12)
医療費趨勢率(1%の変動)	22	(19)	22	(19)
予想死亡率(1%の変動)	(7)	7	(7)	7

この分析は、確定給付制度において予想されるキャッシュフローの分配を網羅的に考慮したものではないものの、上記の仮定の感応度の概要を提供しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

IAS 1.97

### 14. その他の費用

会計方針については、[注記44\(U\)](#)をご参照ください。

	百万ユーロ	注記	2014年	2013年
<i>IAS 40.75(f)(ii)</i>	ソフトウェア・ライセンス及びその他のIT費用		47	58
<i>IAS 1.98(b)</i>	賃貸料収益を生み出す投資不動産に関する直接営業費		1	1
<i>IAS 1.98(b)</i>	支店閉鎖費用引当金	31	5	67
<i>IAS 1.98(g)</i>	余剰人員削減引当金	31	2	33
<i>IAS 1.97</i>	不利なリース契約引当金	31	(1)	2
	銀行への賦課金	31	12	10
	その他		331	414
			397	585

各年度に支払われる賦課金は、報告日の当行グループの連結負債及び保有資本の[X%]に基づいています。賦課金は12百万ユーロ(2013年:10百万ユーロ)となり、純損益及びその他の包括利益計算書のその他費用に表示されています。2014年12月31日現在、2百万ユーロ(2013年:2百万ユーロ)の支払債務が引当金に含まれています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 15. 1株当たり利益

会計方針については、[注記44\(Y\)](#)をご参照ください。

#### A. 基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、以下の普通株主に帰属する利益及び加重平均普通株式数に基づき計算しています。

*IAS 33.70(a)*

##### i. 普通株主に帰属する利益(基本)

百万ユーロ	注記	2014年	2013年
当行の株主に帰属する当期純利益		<b>610</b>	528
資本に分類される永久債の配当	33	(20)	(20)
普通株主に帰属する純利益		<b>590</b>	508

*IAS 33.70(b)*

##### ii. 加重平均普通株式数(基本)

百万株	注記	2014年	2013年
1月1日現在の発行済普通株式	33	<b>1,756.0</b>	1,756.0
ストック・オプションの行使による影響	33	1.5	–
12月31日現在の加重平均普通株式数		<b>1,757.5</b>	1,756.0

#### B. 希薄化後1株当たり利益

希薄化後1株当たり利益は、以下の普通株主に帰属する利益及びすべての希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響を調整した加重平均普通株式数に基づき計算しています。

*IAS 33.70(a)*

##### i. 普通株主に帰属する利益(希薄化後)

百万ユーロ	注記	2014年	2013年
普通株主に帰属する当期純利益(希薄化後)		<b>590</b>	508

*IAS 33.70(b)*

##### ii. 加重平均普通株式数(希薄化後)

百万株	注記	2014年	2013年
加重平均普通株式数(基本)	33	<b>1,757.5</b>	1,756.0
ストック・オプションの付与による影響		12.5	8.0
12月31日現在の加重平均普通株式数(希薄化後)		<b>1,770.0</b>	1,764.0

ストック・オプションの希薄化効果の計算に用いた当行の株式の平均市場価格は、オプションが流通していた期間の公表市場価格に基づいています<sup>a</sup>。

*Insights 5.3.270.80*

- a. 当行グループは、特に要求されてはいないものの、流通しているストック・オプションの希薄化効果の計算に用いた当行の株式の平均市場価格の算定方法を開示している。この開示は例示目的でのみ提供している。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 16. 法人所得税

会計方針については、[注記44\(I\)](#)をご参考ください。

#### A. 純損益に認識されている金額

	百万ユーロ	2014年	2013年
<b>当期税金費用</b>			
IAS 12.80(a)		193	132
IAS 12.80(b)		(5)	(6)
		188	126
<b>繰延税金費用</b>			
IAS 12.80(c)	一時差異の発生及び解消	7	(1)
IAS 12.80(d)	税率の引き下げ	(2)	–
IAS 12.80(f)	過去に認識されていなかった税務上の欠損金の認識	(6)	(7)
		(1)	(8)
<b>法人所得税費用合計額</b>		187	118
IAS 12.81(ab)			

#### B. その他の包括利益に認識されている金額

百万ユーロ	2014年			2013年		
	税引前	税金 (費用)収益	税引後	税引前	税金 (費用)収益	税引後
IAS 1.90, 12.81(ab)	キヤッショフロー・ヘッジ	(10)	3	(7)	(9)	3
IAS 1.90, 12.81(ab)	売却可能投資有価証券	(32)	11	(21)	(35)	12
IAS 1.90, 12.81(ab)	確定給付負債(資産) の再測定	7	(2)	5	9	(3)
		(35)	12	(23)	(35)	12
						(23)

#### C. 実効税率の調整表<sup>a, b</sup>

百万ユーロ	2014年	2014年	2013年	2013年
<b>税引前当期純利益</b>		824		672
国内税率を用いた法人所得税	33.0%	272	33.0%	222
在外管轄地域における税率の影響*	-13.7%	(113)	-13.1%	(88)
損金不算入費用	6.0%	50	3.9%	26
課税免除利益	-0.7%	(6)	-3.1%	(21)
税務上の優遇措置	-0.6%	(5)	-1.2%	(8)
過去に認識されていなかった税務上の欠損金にかかる 税効果の認識	-0.7%	(6)	-1.0%	(7)
過年度に関する見積りの変更	-0.6%	(5)	-0.9%	(6)
<b>法人所得税費用合計額</b>	22.7%	187	17.6%	118

IAS 12.81(d)

\* 2014年において、複数の在外管轄地域における税率が減少しました。

IAS 12.85

- a. 当行グループの実効税率の調整は、国内税率を基準としており、他の管轄地域のグループ企業で適用されている税率に関する調整項目を含めている。この実効税率の調整は、財務諸表利用者にとって最も有用な情報を提供する適用税率を基準としている。場合によっては、各管轄地域における国内税率を使用して作成した別々の調整を合算する方が有用なこともある。

IAS 12.81(c)

- b. 当行グループは、税金費用合計額と会計上の利益に適用税率を乗じた額との間の数値調整、または平均実効税率と適用税率との間の数値調整のいずれかを表示するのではなく、その両方を表示することを選択している。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 16. 法人所得税(続き)

IAS 12.81(g)(i)–(ii)

#### D. 繰延税金残高の増減<sup>a,b</sup>

2014年 百万ユーロ	12月31日残高					
	1月1日残高 (純額)	純損益に 認識された 金額 ((a)を参照)	その他の 包括利益に 認識された 金額 ((b)を参照)		繰延税金 資産 純額	繰延税金 負債 (純額)
			金額 ((a)を参照)	金額 ((b)を参照)		
<b>有形固定資産及び</b>						
ソフトウェア	(21)	(12)	–	(33)	–	(33)
売却可能有価証券	(70)	–	11	(59)	–	(59)
キヤッッシュフロー・ ヘッジ	28	–	3	31	31	–
貸倒引当金	68	4	–	72	72	–
税務上の繰越欠損金	31	(6)	–	25	25	–
株式に基づく報酬取引	125	25	–	150	150	–
その他	12	(12)	(2)	(2)	38	(40)
<b>税金資産(負債)</b>	<b>173</b>	<b>(1)</b>	<b>12</b>	<b>184</b>	<b>316</b>	<b>(132)</b>
<b>12月31日残高</b>						
2013年 百万ユーロ	1月1日残高 (純額)	純損益に 認識された 金額 ((a)を参照)	その他の 包括利益に 認識された 金額 ((b)を参照)		繰延税金 資産 純額	繰延税金 負債 (純額)
			金額 ((a)を参照)	金額 ((b)を参照)		
<b>有形固定資産及び</b>						
ソフトウェア	(7)	(14)	–	(21)	–	(21)
売却可能有価証券	(82)	–	12	(70)	–	(70)
キヤッッシュフロー・ ヘッジ	25	–	3	28	28	–
貸倒引当金	62	6	–	68	68	–
税務上の繰越欠損金	38	(7)	–	31	31	–
株式に基づく報酬取引	117	8	–	125	125	–
その他	16	(1)	(3)	12	44	(32)
<b>税金資産(負債)</b>	<b>169</b>	<b>(8)</b>	<b>12</b>	<b>173</b>	<b>296</b>	<b>(123)</b>

IAS 12.81(g),  
Insights 3.13.640.60

- a.** IAS第12号「法人所得税」は、認識した繰延税金資産及び負債の金額を一時差異の種類ごとに開示することを要求している。IFRSは、種類としてどのようなものがあるかについては明確にしていない。当行グループは、一時差異に関する資産及び負債の分類に基づいて開示を提供している。別の解釈として、一時差異の発生原因(例: 減価償却)を基礎とした開示も考えられる。

Insights 3.13.640.70

- b.** KPMGの見解では、将来減算一時差異を総額で開示することは適切ではない。これは、IFRSが認識された一時差異の開示を要求しているためである。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 16. 法人所得税(続き)

#### E. 未認識の繰延税金負債<sup>a</sup>

*IAS 12.81(f), 87*

2014年12月31日現在、子会社への投資にかかる一時差異25.3百万ユーロ(2013年:22.0百万ユーロ)に対する繰延税金負債7.7百万ユーロ(2013年:6.6百万ユーロ)があります。ただし、当行は当該負債が発生するか否かをコントロールしており、予測可能な将来に当該負債が発生しないと認識しているため、当該負債を認識していません。

*IAS 12.82A*

当行グループが事業を展開している一部の国においては、現地の税法によって、特定の資産の処分による利益を配当しない場合には当該利益を益金不算入とすることが認められています。2014年12月31日現在、非課税利益剰余金の総額は0.6百万ユーロであり、仮にこの剰余金から子会社が配当を支払うとすると、その結果生じる税金負債は0.2百万ユーロ(2013年:0.2百万ユーロ)となります。

#### F. 認識された及び未認識の繰延税金資産

*IAS 12.82*

繰延税金資産316百万ユーロ(2013年:296百万ユーロ)の認識は、グループ企業がこれらの資産を利用するするために必要となる将来の課税所得が発生する可能性が高いことを示した(過去の収益性の水準等を含む利用可能な証拠に基づいた)経営者の利益予測を根拠としています。

*IAS 12.81(e)*

以下の項目については、当行グループが便益を利用するためには必要となる将来の課税所得が発生する可能性が高くないため、繰延税金資産を認識していません。

百万ユーロ	2014年	2013年
税務上の欠損金(2015年失効予定)	10	16
	10	16

*IAS 12.81(f), 87*

- a.** 義務付けられてはいないが、当行グループは、繰延税金負債を認識していない子会社への投資にかかる一時差異の総額に加えて、推奨されている、未認識の繰延税金負債の金額の開示を提供している。この開示は例示目的でのみ提供している。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 17. 金融資産及び金融負債の分類

会計方針については、[注記44\(J\)\(ii\)](#)及び[\(J\)\(viii\)](#)をご参照ください。

以下の表は、財政状態計算書の勘定科目と金融商品の分類との調整表です。

IFRS 7.6, 8

2014年12月31日 百万ユーロ	注記	トレーディング	公正価値測定 に指定	満期保有目的	貸付金及び 債権	売却可能	その他 償却原価	帳簿価額 合計
現金及び現金同等物	18	-	-	-	2,907	-	-	2,907
担保として供されているトレーディング資産	19	540	-	-	-	-	-	540
担保として供されていないトレーディング資産	19	16,122	-	-	-	-	-	16,122
リスク管理目的で保有するデリバティブ資産	20	858	-	-	-	-	-	858
銀行に対する貸付金	21	-	-	-	5,572	-	-	5,572
顧客に対する貸付金：								
公正価値で測定	22	-	3,986	-	-	-	-	3,986
償却原価で測定	22	-	-	-	59,084	-	-	59,084
投資有価証券：								
公正価値で測定	23	-	4,091	-	-	2,110	-	6,201
償却原価で測定	23	-	-	101	-	-	-	101
資産合計		17,520	8,077	101	67,563	2,110	-	95,371
トレーディング負債	19	7,026	-	-	-	-	-	7,026
リスク管理目的で保有するデリバティブ負債	20	828	-	-	-	-	-	828
銀行からの預金	27	-	-	-	-	-	11,678	11,678
顧客からの預金	28	-	-	-	-	-	53,646	53,646
発行済負債証券：								
公正価値で測定	29	-	2,409	-	-	-	-	2,409
償却原価で測定	29	-	-	-	-	-	8,818	8,818
劣後債務	30	-	-	-	-	-	5,642	5,642
負債合計		7,854	2,409	-	-	-	79,784	90,047

## 連結財務諸表注記(続き)

### 17. 金融資産及び金融負債の分類(続き)

IFRS 7.6.8

2013年12月31日 百万ユーロ	注記	トレーディング	公正価値測定に指定	満期保有目的	貸付金及び債権	売却可能	その他償却原価	帳簿価額合計
現金及び現金同等物	18	—	—	—	2,992	—	—	2,992
担保として供されているトレーディング資産	19	519	—	—	—	—	—	519
担保として供されていないトレーディング資産	19	15,249	—	—	—	—	—	15,249
リスク管理目的で保有するデリバティブ資産	20	726	—	—	—	—	—	726
銀行に対する貸付金	21	—	—	—	4,707	—	—	4,707
顧客に対する貸付金:								
公正価値で測定	22	—	3,145	—	—	—	—	3,145
償却原価で測定	22	—	—	—	53,660	—	—	53,660
投資有価証券:								
公正価値で測定	23	—	3,239	—	—	1,929	—	5,168
償却原価で測定	23	—	—	101	—	—	—	101
資産合計		16,494	6,384	101	61,359	1,929	—	86,267
トレーディング負債	19	6,052	—	—	—	—	—	6,052
リスク管理目的で保有するデリバティブ負債	20	789	—	—	—	—	—	789
銀行からの預金	27	—	—	—	—	—	10,230	10,230
顧客からの預金	28	—	—	—	—	—	48,904	48,904
発行済負債証券:								
公正価値で測定	29	—	2,208	—	—	—	—	2,208
償却原価で測定	29	—	—	—	—	—	8,040	8,040
劣後債務	30	—	—	—	—	—	4,985	4,985
負債合計		6,841	2,208	—	—	—	72,159	81,208

## 連結財務諸表注記(続き)

IAS 7.45

### 18. 現金及び現金同等物<sup>a</sup>

会計方針については、[注記44\(K\)](#)をご参照ください。

百万ユーロ	2014年	2013年
制限の付されていない中央銀行預け金	118	128
現金及びその他の銀行預け金	256	184
短期金融市場預金	2,533	2,680
	<b>2,907</b>	2,992

IAS 7.48

a. この冊子では、

- 引出制限付きの中央銀行預け金は、その他の資産の構成要素として開示されている([注記26](#)を参照)
- 現金及び現金同等物には証券貸借取引及び証券化取引の一環として担保として供されている現金は含まれていない。これらは貸付金に含まれている。

これらの残高は、当行グループの現金管理活動の一環ではないため、現金及び現金同等物の一部として開示されていない。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 19. トレーディング資産及び負債

会計方針については、[注記44\(L\)](#)をご参照ください。

#### 要約表

百万ユーロ	トレーディング資産		トレーディング負債	
	2014年	2013年	2014年	2013年
非デリバティブ	15,684	14,811	(6,618)	(5,680)
デリバティブ	978	957	(408)	(372)
	<b>16,662</b>	<b>15,768</b>	<b>(7,026)</b>	<b>(6,052)</b>

#### A. トレーディング資産

##### i. 分析

百万ユーロ	担保として 供されている トレーディング 資産	担保として 供されていない トレーディング 資産	トレーディング 資産合計	担保として 供されている トレーディング 資産	担保として 供されていない トレーディング 資産	トレーディング 資産合計
	2014年	2014年	2014年	2013年	2013年	2013年
国債	332	6,010	6,342	317	5,781	6,098
社債	143	4,348	4,491	145	3,925	4,070
財務省証券	–	3,879	3,879	–	3,744	3,744
株式	65	391	456	57	379	436
資産担保証券	–	516	516	–	463	463
	<b>540</b>	<b>15,144</b>	<b>15,684</b>	<b>519</b>	<b>14,292</b>	<b>14,811</b>
デリバティブ資産：						
金利	–	78	78	–	91	91
信用	–	332	332	–	369	369
株式	–	84	84	–	79	79
外国為替	–	150	150	–	141	141
OTCストラクチャード・ デリバティブ	–	334	334	–	277	277
	<b>–</b>	<b>978</b>	<b>978</b>	<b>–</b>	<b>957</b>	<b>957</b>
	<b>540</b>	<b>16,122</b>	<b>16,662</b>	<b>519</b>	<b>15,249</b>	<b>15,768</b>

上記の表における担保として供されているトレーディング資産は、取引相手が再担保として差し入れる、または再売却することができる金融資産です([注記5\(B\)](#)をご参照ください)。

IFRS 7.14(a),  
IAS 39.37(a)

## 連結財務諸表注記(続き)

### 19. トレーディング資産及び負債(続き)

#### A. トレーディング資産(続き)

##### ii. トレーディング資産からの分類変更

*IFRS 7.12A(a)*

2008年9月15日及び2009年3月31日から、当行グループは、特定のトレーディング資産の短期間に売買する目的で金融資産を保有する意図を変更し、顧客に対する貸付金及び売却可能投資有価証券に分類変更しました。分類変更されたトレーディング資産で、かつ貸付金及び債権の定義を満たしたであろう資産について、当行グループはそれらを予想可能な将来または満期まで保有する意図及び能力を有しています。2008年におけるその他のトレーディング資産の分類変更については、2008年第3四半期の金融市場の悪化に伴う2008年9月15日のX銀行の破たんは、トレーディング区分からの分類変更が認められる稀な状況であると判断しました。

*IFRS 7.12A(a)–(b)*

以下の表は、分類変更された金融資産の帳簿価額及び公正価値を示しています。

百万ユーロ	分類変更額	2014年		2013年	
		帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
<b>2009年に分類変更された資産:</b>					
顧客に対する貸付金に分類					
変更されたトレーディング資産	1,296	166	156	210	197
	1,296	166	156	210	197
<b>2008年に分類変更された資産:</b>					
顧客に対する貸付金に分類					
変更されたトレーディング資産	2,130	300	284	458	439
売却可能投資有価証券に分類					
変更されたトレーディング資産	539	82	82	126	126
	2,669	382	366	584	565

## 連結財務諸表注記(続き)

### 19. トレーディング資産及び負債(続き)

#### A. トレーディング資産(続き)

##### *ii. トレーディング資産からの分類変更(続き)*

IFRS 7.12A(e)

以下の表は、トレーディング区分から分類変更された金融資産に関して、2014年及び2013年において純損益及びその他の包括利益に実際に認識された金額を示しています。

百万ユーロ	2009年の分類変更				2008年の分類変更			
	その他の 純損益 2014年		その他の 純損益 2013年		その他の 純損益 2014年		その他の 純損益 2013年	
	2014年	2014年	2013年	2013年	2014年	2014年	2013年	2013年
<b>顧客に対する貸付金に分類変更されたトレーディング資産:</b>								
受取利息	15	-	25	-	30	-	47	-
金融資産の減損損失 (純額)	-	-	(5)	-	-	-	(5)	-
<b>売却可能投資有価証券に分類変更されたトレーディング資産:</b>								
受取利息	-	-	-	-	7	-	12	-
公正価値の純変動	-	-	-	-	-	(5)	-	(5)
	<b>15</b>	<b>-</b>	<b>20</b>	<b>-</b>	<b>37</b>	<b>(5)</b>	<b>54</b>	<b>(5)</b>

IFRS 7.12A(e)

以下の表は、仮に金融資産が分類変更されなかったとしたら純損益に認識されたであろう金額を示しています。

百万ユーロ	2009年の分類変更		2008年の分類変更	
	純損益 2014年	純損益 2013年	純損益 2014年	純損益 2013年
	2014年	2013年	2014年	2013年
<b>顧客に対する貸付金に分類変更されたトレーディング資産:</b>				
トレーディング純収益	12	15	28	37
<b>売却可能投資有価証券に分類変更されたトレーディング資産:</b>				
トレーディング純収益	-	-	2	7
	<b>12</b>	<b>15</b>	<b>30</b>	<b>44</b>

IFRS 7.12A(f)

2009年3月31日に顧客に対する貸付金に分類変更され、報告日現在も保有しているトレーディング資産の実効金利は6%から10%であり、予想回収可能キャッシュフローは171百万ユーロです。

2008年9月15日に顧客に対する貸付金に分類変更され、報告日現在も保有しているトレーディング資産の実効金利は8%から12%であり、予想回収可能キャッシュフローは332百万ユーロです。

IFRS 7.12A(f)

2008年9月15日に売却可能投資有価証券に分類変更され、報告日現在も保有しているトレーディング資産の実効金利は7%から11%であり、予想回収可能キャッシュフローは88百万ユーロです。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 19. トレーディング資産及び負債(続き)

IFRS 7.8(e)(ii)

#### B. トレーディング負債

百万ユーロ	2014年	2013年
空売りポジションー負債商品	6,355	5,453
空売りポジションー持分商品	263	227
	<b>6,618</b>	5,680
デリバティブ負債:		
金利	23	25
信用	145	133
株式	42	32
外国為替	122	108
OTCストラクチャード・デリバティブ	76	74
	<b>408</b>	372
	<b>7,026</b>	6,052

#### C. 当初認識時の観察不能な評価差額

IFRS 7.28

当行グループは、法人顧客とデリバティブ取引を締結しています。それらの取引が行われる市場の取引価格は、当行グループのそれらの金融商品の主要な市場である法人ディーラー市場における公正価値とは異なる場合があります。当初認識時に、当行グループは、評価技法を用いて法人顧客と取引を行ったデリバティブの公正価値を見積っています。多くの場合、法人ディーラー市場における類似の取引の情報を参照すること等により、評価技法に用いたすべての重要なインプットは完全に観察可能なものとなります。例えば、取引日において類似のリスクを扱う観察可能な取引が存在しないこと等により、すべてのインプットが観察可能なわけではない場合には、当行グループは観察不能なインプットに依拠する評価技法を使用しています。

当初認識時の公正価値が、活発な市場における公表価格で証明されない場合、または観察可能な市場からのデータのみを使用する評価技法に基づいていない場合には、当初認識時の公正価値と取引価格との差額はただちに純損益には認識せず、繰り延べています(注記44(J)(vi)をご参照ください)。

以下の表は、トレーディング資産及び負債について、期首及び期末において純損益にまだ認識されていない差額の総額、及び期中の差異残高の変動の調整を示しています。

百万ユーロ	2014年	2013年
1月1日残高(未認識の利得)	22	16
新規取引による増加	24	14
時間の経過による減少	(8)	(4)
償還／売却／振替／観察可能性の改善による減少	(12)	(4)
12月31日残高(未認識の利得)	<b>26</b>	22

## 連結財務諸表注記(続き)

### 20. リスク管理目的で保有するデリバティブ

会計方針については、[注記44\(M\)](#)をご参照ください。

以下の表は、リスク管理目的で保有するデリバティブの商品の種類別の分析を示しています。

IFRS 7.22(b) 百万ユーロ	2014年		2013年	
	資産	負債	資産	負債
<b>商品の種類:</b>				
金利	404	225	309	192
信用	74	64	67	55
株式	80	94	73	92
外国為替	300	445	277	450
	<b>858</b>	<b>828</b>	<b>726</b>	<b>789</b>

IFRS 7.22(a)

#### A. 金利リスクの公正価値ヘッジ

当行グループは、金利スワップを用いて、発行済ユーロ建固定利付債の公正価値の変動に対するエクスポージャー及び特定の貸付金にかかる市場金利に対するエクスポージャーをヘッジしています。金利スワップは、特定の固定利付債または貸付金の発行の条件にマッチしています。

IFRS 7.22(b)

公正価値ヘッジに指定されたデリバティブの公正価値は、以下のとおりです。

IFRS 7.22(a) 百万ユーロ	2014年		2013年	
	資産	負債	資産	負債
<b>商品の種類:</b>				
金利	175	99	101	89
	<b>175</b>	<b>99</b>	<b>101</b>	<b>89</b>

IFRS 7.22(a)

#### B. 発行済外貨建負債証券のキャッシュフロー・ヘッジ

当行グループは金利スワップ及びクロス・カレンシー・スワップを用いて、外貨建変動利付債から生じる為替リスク及び金利リスクをヘッジしています。

IFRS 7.22(b)

キャッシュフロー・ヘッジに指定されたデリバティブの公正価値は、以下のとおりです。

IFRS 7.22(b) 百万ユーロ	2014年		2013年	
	資産	負債	資産	負債
<b>商品の種類:</b>				
金利	210	117	151	95
外国為替	133	288	99	269
	<b>343</b>	<b>405</b>	<b>250</b>	<b>364</b>

IFRS 7.23(a)

ヘッジ対象のキャッシュフローが発生し、純損益に影響を与えると予想される時期は以下のとおりです。

IFRS 7.23(a) 百万ユーロ		1年以内	1-5年	5年超
		2014年12月31日	2013年12月31日	
		674	1,980	187
		525	2,085	12

IFRS 7.23(c)

2014年において、キャッシュフロー・ヘッジの有効部分に関連する17百万ユーロの純損失(2013年:14百万ユーロの純損失)は、その他の包括利益に計上されました。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 20. リスク管理目的で保有するデリバティブ(続き)

*IFRS 7.22(a)*

#### C. 純投資ヘッジ

当行グループは為替予約及び外貨建負債の組み合わせを用いて、在外子会社への純投資にかかる外国為替リスクをヘッジしています。

*IFRS 7.22(b)*

純投資ヘッジに指定されたデリバティブの公正価値は、以下のとおりです。

商品の種類: 百万ユーロ	2014年		2013年	
	資産	負債	資産	負債
外国為替	85	93	77	78
	85	93	77	78

当行グループは、発行済負債証券(注記29をご参照ください)に含まれる米ドル建負債(報告日における公正価値は965百万ユーロ(2013年:831百万ユーロ))を用いて、米国に所在し、米ドルを機能通貨とする子会社への純投資をヘッジしています。

#### D. リスク管理目的で保有するその他のデリバティブ

当行グループは、外貨、金利、株式市場及び信用リスクに対するエクスポージャーを管理するために、適格なヘッジ関係において指定されていないその他のデリバティブを利用しています。利用している商品には、金利スワップ、クロス・カレンシー・スワップ、先渡契約、先物、オプション、クレジット・スワップ及びエクイティ・スワップが含まれます。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 21. 銀行に対する貸付金

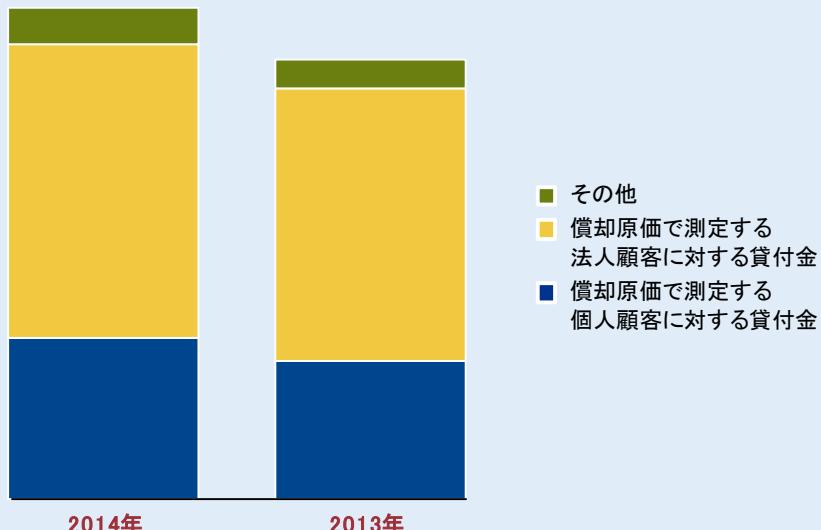
会計方針については、[注記44\(N\)](#)をご参照ください。

百万ユーロ	2014年	2013年
リバース・レポ <sup>①</sup> 契約	1,500	1,278
その他	4,084	3,434
控除:個別減損引当金	(12)	(5)
	<b>5,572</b>	<b>4,707</b>
<b>個別減損引当金</b>		
IFRS 7.16 1月1日残高	5	-
IFRS 7.20(e) 当期計上額	7	5
為替変動の影響	1	-
割引の振戻し	(1)	-
12月31日残高	<b>12</b>	<b>5</b>

## 連結財務諸表注記(続き)

### 22. 顧客に対する貸付金<sup>a</sup>

会計方針については、[注記44\(N\)](#)をご参照ください。



	百万ユーロ	2014年	2013年
IFRS 7.8(c)	償却原価で測定する顧客に対する貸付金	59,818	54,321
	ファイナンス・リース	939	861
	控除: 減損引当金	(1,673)	(1,522)
		59,084	53,660
IFRS 7.8(a)(i)	純損益を通じて公正価値で測定する顧客に対する貸付金	3,986	3,145
		63,070	56,805

#### A. 債却原価で測定する顧客に対する貸付金

百万ユーロ	2014年			2013年		
	総額	減損引当金	帳簿価額	総額	減損引当金	帳簿価額
<b>個人顧客:</b>						
住宅ローン	14,856	(309)	14,547	13,629	(268)	13,361
個人ローン	4,164	(225)	3,939	3,621	(207)	3,414
クレジット・カード	2,421	(251)	2,170	2,284	(241)	2,043
<b>法人顧客:</b>						
リバース・レポ契約	6,318	–	6,318	6,134	–	6,134
その他	32,059	(871)	31,188	28,653	(790)	27,863
	<b>59,818</b>	<b>(1,656)</b>	<b>58,162</b>	<b>54,321</b>	<b>(1,506)</b>	<b>52,815</b>

<sup>a.</sup> 財政状態計算書上の貸付金には、償却原価で測定する貸付金及び当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する区分に指定された貸付金が含まれる。ただし、他の表示も可能である。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 22. 顧客に対する貸付金(続き)

IAS 17.47

IAS 17.47(f)

#### B. ファイナンス・リース債権

以下の表は、当行グループが貸手である特定の有形固定資産のリースに関するファイナンス・リース債権の分析を示しています。

	百万ユーロ	2014年	2013年
<i>IAS 17.47(a)</i>	ファイナンス・リースへの投資総額、債権:		
<i>IAS 17.47(a)(i)</i>	1年未満	251	203
<i>IAS 17.47(a)(ii)</i>	1年以上5年以内	805	741
<i>IAS 17.47(a)(iii)</i>	5年超	104	106
<i>IAS 17.47(b)</i>		1,160	1,050
	未収金融収益	(221)	(189)
	ファイナンス・リースへの投資純額	939	861
	控除: 減損引当金	(17)	(16)
		922	845
<i>IAS 17.47(a)</i>	ファイナンス・リースへの投資純額、債権:		
<i>IAS 17.47(a)(i)</i>	1年未満	205	181
<i>IAS 17.47(a)(ii)</i>	1年以上5年以内	650	597
<i>IAS 17.47(a)(iii)</i>	5年超	84	83
		939	861

#### C. 減損引当金

	百万ユーロ	2014年	2013年
<i>IFRS 7.16</i>	<b>個別減損引当金</b>		
	1月1日残高	791	600
<i>IFRS 7.20(e)</i>	当期計上額	197	191
<i>IFRS 7.20(e)</i>	戻入れ	(18)	(3)
	為替変動の影響	7	9
	割引の振戻し	(10)	(6)
	直接減額	(47)	–
<i>IFRS 7.16</i>	12月31日残高	920	791
<i>IFRS 7.16</i>	<b>集合的減損引当金</b>		
	1月1日残高	731	706
<i>IFRS 7.20(e)</i>	当期計上額	31	34
<i>IFRS 7.20(e)</i>	戻入れ	(9)	(10)
	その他の変動	–	1
	12月31日残高	753	731
	減損引当金合計	1,673	1,522

#### D. 純損益を通じて公正価値で測定する顧客に対する貸付金

投資銀行業務が保有する顧客に対する貸付金は、当行グループが文書化された投資戦略に従って公正価値ベースでこれらの貸付金を管理しているため、純損益を通じて公正価値で測定する区分に指定されています。これらの貸付金の内部報告及び業績測定は、公正価値に基づいています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 23. 投資有価証券<sup>a</sup>

会計方針については、注記44(O)をご参照ください。

百万ユーロ	2014年	2013年
満期保有目的	101	101
売却可能	2,110	1,929
純損益を通じて公正価値で測定する	4,091	3,239
	<b>6,302</b>	5,269

#### A. 満期保有目的投資有価証券

百万ユーロ	2014年	2013年
国債	56	56
社債	45	45
控除:個別減損引当金	–	–
負債証券	<b>101</b>	101

#### B. 売却可能投資有価証券

百万ユーロ	注記	2014年	2013年
国債		768	653
資産担保証券		333	358
社債		582	542
証券化の留保持分	36	98	87
		<b>1,781</b>	1,640
公正価値で測定する持分証券		305	265
取得原価で測定する公表価格のない持分証券		24	24
		<b>2,110</b>	1,929

#### 売却可能投資有価証券の減損損失

1月1日残高	35	21
当期計上額	128	16
割引の振戻し	(3)	(2)
12月31日残高	<b>160</b>	35

#### C. 売却可能投資有価証券から他の区分への分類変更

IFRS 7.12A  
2008年9月15日に、当行グループは一部の売却可能投資有価証券を顧客に対する貸付金に分類変更しました。当行グループは、売却可能投資有価証券に指定されていなければ、貸付金及び債権の定義を満たしたであろう金融資産のうち、分類変更において当行グループが予測可能な将来または満期まで保有する意図及び能力を有するものを特定しました。

<sup>a</sup> この冊子では、財政状態計算書上の投資有価証券という科目に、売却可能有価証券、満期保有目的有価証券、及び当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された有価証券が含まれる。ただし、他の表示も可能である。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 23. 投資有価証券(続き)

#### C. 売却可能投資有価証券から他の区分への分類変更(続き)

IFRS 7.12A(a)–(b)

2008年9月15日の分類変更は、その日の公正価値で行われました。以下の表は、分類変更された金融資産の帳簿価額と公正価値を表しています。

百万ユーロ	分類変更額	2014年		2013年	
		帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
顧客に対する貸付金に分類変更された 売却可能投資有価証券:	425	180	141	210	191

IFRS 7.12A(e)

以下の表は、売却可能投資有価証券から他の区分に分類変更された金融資産について、純損益及びその他の包括利益に実際に認識された金額を表しています。

百万ユーロ	純損益	2014年		2013年	
		その他の 包括利益	純損益	その他の 包括利益	純損益
顧客に対する貸付金に分類変更された売却可能 投資有価証券:					
受取利息	5	–	13	–	–
金融資産の減損損失(純額)	(2)	–	(24)	–	–
公正価値の純変動	–	–	–	–	–
公正価値評価差額から純損益への振替額	–	2	–	3	3
	3	2	(11)	3	3

IFRS 7.12A(e)

以下の表は、分類変更が行われなかった場合に認識されたであろう金額を表しています。

百万ユーロ	純損益	2014年		2013年	
		その他の 包括利益	純損益	その他の 包括利益	純損益
貸付金に分類変更された売却可能投資有価証券:					
受取利息	5	–	13	–	–
金融資産の減損損失(純額)	(25)	–	(6)	–	–
公正価値の純変動	–	(1)	–	–	(1)
	(20)	(1)	7	–	(1)

IFRS 7.12A(f)

2008年9月15日に分類変更され、報告日現在も保有していた売却可能投資有価証券の実効金利は8%から11%であり、予想される回収可能キャッシュフローは、205百万ユーロでした。

#### D. 純損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券

百万ユーロ	2014年		2013年	
	社債	資産担保証券	負債証券	株式
社債	3,278	647	3,925	166
資産担保証券	2,602	500	3,102	137
負債証券				
株式	4,091	–	–	3,239

IFRS 7.21, B5(a)

当行グループは、以下の両方の条件を満たす場合に、投資有価証券を当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものに指定しています。

- 当該投資有価証券に関連する、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブを保有している
- その指定を行わなければ生じるであろう会計上のミスマッチが、指定によって消去または大幅に削減される純損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券には、ベンチャー・キャピタル子会社が保有する特定の企業に対する当行グループの持分投資が含まれています。これらの投資(2014年:101百万ユーロ、2013年:82百万ユーロ)は、投資先であるベンチャー・キャピタルの議決権の20%から45%を当行グループが保有することとなる、被投資企業に対する持分の保有を示しています。ベンチャー・キャピタル子会社は当行グループが公正価値ベースで管理しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 24. 有形固定資産<sup>a</sup>

会計方針については、[注記44\(P\)](#)をご参照ください。

<i>IAS 16.73(d)–(e)</i>	百万ユーロ	土地及び 建物	IT 機器	器具及び 備品	合計
<b>取得原価</b>					
<i>IAS 16.73(d)</i>	2013年1月1日残高	234	154	78	466
<i>IAS 16.73(e)(i)</i>	増加	24	21	18	63
<i>IAS 16.73(e)(ii)</i>	処分	(14)	(5)	(5)	(24)
<i>IAS 16.73(d)</i>	2013年12月31日残高	244	170	91	505
<i>IAS 16.73(d)</i>	2014年1月1日残高	<b>244</b>	<b>170</b>	<b>91</b>	<b>505</b>
<i>IAS 16.73(e)(i)</i>	増加	34	32	22	88
<i>IAS 16.73(e)(ii)</i>	処分	(26)	(15)	(6)	(47)
<i>IAS 16.73(d)</i>	2014年12月31日残高	<b>252</b>	<b>187</b>	<b>107</b>	<b>546</b>
<b>減価償却累計額及び減損損失</b>					
<i>IAS 16.73(d)</i>	2013年1月1日残高	37	53	24	114
<i>IAS 16.73(e)(vii)</i>	当会計年度の減価償却費	6	9	4	19
<i>IAS 16.73(e)(vi)</i>	減損損失	–	–	–	–
<i>IAS 16.73(e)(ii)</i>	処分	(4)	(1)	(1)	(6)
<i>IAS 16.73(d)</i>	2013年12月31日残高	39	61	27	127
<i>IAS 16.73(d)</i>	2014年1月1日残高	<b>39</b>	<b>61</b>	<b>27</b>	<b>127</b>
<i>IAS 16.73(e)(vii)</i>	当会計年度の減価償却費	7	10	4	21
<i>IAS 16.73(e)(vi)</i>	減損損失	–	–	–	–
<i>IAS 16.73(e)(ii)</i>	処分	(7)	(3)	(1)	(11)
<i>IAS 16.73(d)</i>	2014年12月31日残高	<b>39</b>	<b>68</b>	<b>30</b>	<b>137</b>
<b>帳簿価額</b>					
<i>IAS 16.73(e), 1.78(a)</i>	2013年1月1日残高	197	101	54	352
<i>IAS 16.73(e), 1.78(a)</i>	2013年12月31日残高	205	109	64	378
<i>IAS 16.73(e), 1.78(a)</i>	2014年12月31日残高	<b>213</b>	<b>119</b>	<b>77</b>	<b>409</b>

当会計年度において、有形固定資産の取得に関連して資産化した借入費用はありません(2013年:なし)。

*IAS 23.26*

*IAS 16.73(d)–(e),  
38.118(c), (e)*

- a. IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」は、報告期間の期首及び期末の帳簿価額の調整表のみを義務付けているが、当行グループは、帳簿価額総額と減価償却(償却)累計額とを区分した調整表も提供している。このような追加的な調整表は、義務付けられているわけではなく、別の様式を使用することもできる。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 25. 無形資産及びのれん

会計方針については、[注記44\(R\)](#)及び[\(S\)](#)をご参照ください。

#### A. 帳簿価額の調整表 <sup>97</sup>ページのa

*IFRS 3.61,  
IAS 38.118(c), (e)*

*IFRS 3.B67(d)(i),  
IAS 38.118(c)  
IAS 38.118(e)(i)  
IAS 38.118(e)(i)  
IFRS 3.B67(d)(viii),  
IAS 38.118(c)  
IFRS 3.B67(d)(i),  
IAS 38.118(c)  
IAS 38.118(e)(i)  
IAS 38.118(e)(i)  
IFRS 3.B67(d)(viii),  
IAS 38.118(c)*

*IFRS 3.B67(d)(i),  
IAS 38.118(c)  
IAS 38.118(e)(vi)  
IAS 38.118(e)(iv)  
IFRS 3.B67(d)(viii),  
IAS 38.118(c)  
IFRS 3.B67(d)(i),  
IAS 38.118(c)  
IAS 38.118(e)(iv)  
IFRS 3.B67(d)(v)  
IFRS 3.B67(d)(viii),  
IAS 38.118(c)  
IAS 38.118(c)*

*IAS 23.26*

百万ユーロ	のれん	購入した ソフトウェア	開発した ソフトウェア	合計
<b>取得原価</b>				
2013年1月1日残高	78	94	116	288
取得	–	20	–	20
内部開発	–	–	14	14
<b>2013年12月31日残高</b>	<b>78</b>	<b>114</b>	<b>130</b>	<b>322</b>
2014年1月1日残高	78	114	130	322
取得	–	26	–	26
内部開発	–	–	16	16
<b>2014年12月31日残高</b>	<b>78</b>	<b>140</b>	<b>146</b>	<b>364</b>
<b>償却累計額及び減損損失</b>				
2013年1月1日残高	5	20	18	43
当会計年度の償却額	–	10	10	20
減損損失	–	–	–	–
<b>2013年12月31日残高</b>	<b>5</b>	<b>30</b>	<b>28</b>	<b>63</b>
2014年1月1日残高	5	30	28	63
当会計年度の償却額	–	16	10	26
減損損失	–	–	–	–
<b>2014年12月31日残高</b>	<b>5</b>	<b>46</b>	<b>38</b>	<b>89</b>
<b>帳簿価額</b>				
2013年1月1日残高	73	74	98	245
2013年12月31日残高	73	84	102	259
<b>2014年12月31日残高</b>	<b>73</b>	<b>94</b>	<b>108</b>	<b>275</b>

当会計年度において、内部開発のソフトウェアに関する資産化した借入費用はありません(2013年:なし)。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 25. 無形資産及びのれん(続き)

#### B. のれんを含む資金生成単位(CGU)の減損テスト<sup>a</sup>

*IAS 36.134(a)*

減損テストの際には、以下のとおり、のれんを当行グループのCGU(事業部門)に配分しています。

百万ユーロ	2014年	2013年
欧州投資銀行業務	48	48
欧州リテール・バンキング	25	25
	73	73

*IAS 36.126(a)–(b)*

2014年において認識されたのれんの減損はありませんでした(2013年:なし)<sup>b</sup>。

*IAS 1.125,  
36.134(c)–(d)*

CGUである欧州の投資銀行業務及びリテール・バンキングの回収可能価額は、使用価値に基づいて、そのCGUを引き続き用いることにより生み出されると見込まれる将来キャッシュフローを割り引くことにより、算定しています。2014年において、これらのCGUの回収可能価額が帳簿価額を上回っていると判断されたため、認識された減損はありませんでした(2013年:なし)。

*IAS 36.134(d)(i)*

使用価値の算定に使用した主要な仮定は、以下のとおりです<sup>c</sup>。

%	欧州投資銀行業務		欧州リテール・バンキング	
	2014年	2013年	2014年	2013年
割引率	10.0	8.0	6.0	5.0
ターミナル・バリューの成長率	2.0	2.8	2.0	2.8
税金、減価償却及び償却控除前予算利益の成長率(今後5年間の平均)	5.0	4.0	4.5	4.0

*IAS 36.134(d)(ii)*

割引率は、関連する市場のある国の政府が発行した、CGUのキャッシュフローと同一通貨建の10年物国債の利回りを基に、一般的な株式への投資のリスクの増大及び特定のCGUのシステムック・リスクを反映したリスク・プレミアムで調整した税引前割引率<sup>d</sup>です。

*IAS 36.134(d)(ii)–(iii)*

割引キャッシュフロー・モデルには、5年間のキャッシュフローが含まれています。永続的な長期成長率は、CGUが営業を行う国の名目GDP成長率と経営者が見積りを行う税金、減価償却及び償却控除前年間利益の長期複合成長率のいずれか低い方の比率として決定されます。

税金、減価償却及び償却控除前予算利益は、過去の実績を考慮に入れた将来の業績予測に基づいており、予測収益成長率で調整されます。収益成長率は、過去5年間にわたる実際の平均成長率及び翌5年間の見積成長率を考慮に入れて予測されます。

*IAS 36.134(f)*

上記の主要な仮定は、経済状況及び市況の変化により変動する可能性があります。当行グループは、これらの仮定の合理的に起こりうる変動によりCGUの回収可能価額が帳簿価額を下回ることないと予想しています。

*IAS 36.134*

- a. 当行グループは、のれんを含むそれぞれのCGUについて、別個の開示を提供している。CGUに配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、当行グループ全体のそれらの帳簿価額に比して重要である場合に、当該各CGUについてこのような別個の開示が義務付けられている。
- b. のれんが減損している場合の開示例については、KPMGの刊行物「[年次財務諸表ガイド開示例](#)」(2014年9月版)を参照。
- c. IAS第36号「資産の減損」は、特にキャッシュフロー予測の推定に用いた割引率及び成長率に関する定量的な開示(すなわち、値の開示)を義務付けているが、その他の仮定については記述的な開示で十分である。ただし、合理的に可能性のある仮定の変更により減損が生じる場合には、仮定に割り当てた値を開示する。
- d. IAS第36号は表面上、使用価値の算定に税引前のキャッシュフロー及び税引後の割引率を用いることを要求している。ただし、KPMGの経験上、税引後のキャッシュフロー及び加重平均資本コスト等の税引後の割引率を用いる方が一般的である。税引後の割引率を用いるアプローチを、算定される使用価値が税引前の数値を用いる原則と整合するように適切に行うことには容易ではない。

*IAS 36.55, A20,  
Insights  
3.10.310.10–20*

## 連結財務諸表注記(続き)

IAS 1.77

### 26. その他の資産<sup>a</sup>

会計方針については、[注記44\(Q\)](#)をご参照ください。

#### A. 要約表

	2014年	2013年
<i>IAS 1.54</i>		
売却目的で保有する資産	10	16
<i>IAS 1.54(b)</i>		
投資不動産	59	71
<i>IAS 1.54(h)</i>		
債権及び前払金	160	115
<i>IAS 1.54(h)</i>		
未収収益	177	114
<i>IAS 7.48</i>		
制限付中央銀行預け金	56	56
その他	227	191
	<b>689</b>	563

制限付中央銀行預け金は、当行グループの日々の業務においては使用できません。

#### B. 投資不動産

##### i. 帳簿価額の調整表

	2014年	2013年
<i>IAS 40.76,</i> <i>IFRS 13.93(e)</i>		
1月1日残高	71	62
<i>IAS 40.76(a),</i> <i>IFRS 13.93(e)(iii)</i>		
取得	6	3
<i>IAS 40.76(c),</i> <i>IFRS 13.93(e)(iii)</i>		
処分	(8)	(2)
<i>IAS 40.76(d),</i> <i>IFRS 13.93€(i); (f)</i>		
その他の収益に含まれている公正価値の変動(未実現額)	(10)	8
<i>IAS 40.76,</i> <i>IFRS 13.93(e)</i>		
12月31日残高	<b>59</b>	71

当行グループは、継続的に行っている当行グループのリテール支店網の合理化及び貸付金の担保の実行による取得の結果として、投資不動産を保有しています。

投資不動産には、第三者へ賃貸している多数の商業用不動産が含まれています。各リース契約は、当初10年間を解約不能期間とし、賃料の年次増加が消費者物価に連動しています。その後のリース契約の更新は借主との交渉によって決定され、平均更新期間は4年間です。一部の新規リース契約は、1年間の賃料無料期間が付されています。その他の変動リース料は課していません。

投資不動産の賃貸料収益3百万ユーロ(2013年:2百万ユーロ)は、その他の収益に認識されています。

IAS 40.75(f)(i)

IAS 1.54

- <sup>a.</sup> この冊子では、重要でない売却目的で保有する資産、投資不動産及び営業債権は、財政状態計算書上別個に開示されていないが、その他の資産の構成要素として別個に開示されている。IFRS第5号で求められる可能性がある売却目的で保有する資産に関する開示は含まれていない。これらの項目が重要である場合に適用される表示及び開示のより包括的な例示については、KPMGの刊行物「[年次財務諸表ガイド—開示例](#)」(2014年9月版)を参照。

## 連結財務諸表注記(続き)

IAS 1.77

### 26. その他の資産(続き)

#### B. 投資不動産(続き)

##### ii. 公正価値の測定

###### 公正価値ヒエラルキー

IAS 40.75(e)

投資不動産の公正価値は、公認の適切な専門的資格を有し、評価対象の投資不動産の所在地及び分野について最近鑑定した経験を有する外部の独立鑑定人によって算定されています。その独立の鑑定人は、当行グループの投資不動産ポートフォリオの公正価値を6ヶ月ごとに評価しています。

IFRS 13.93(b)

すべての投資不動産の公正価値測定は、公正価値測定のレベル3に区分されています。

IFRS 13.93(d),  
93(h)(i), 99

###### 評価技法及び重要な観察不能なインプット

以下の表は、投資不動産の公正価値の測定に用いられる評価技法及び重要な観察不能なインプットを示しています。

評価技法	重要な観察不能なインプット	主要な観察不能なインプットと 公正価値測定の相互関係
<p><b>割引キャッシュフロー:</b>この評価モデルは、投資不動産からもたらされる正味キャッシュフローの現在価値を予想賃料成長率、空室期間、稼働率、賃料無料期間等のリース・インセンティブ費用及びその他のテナントが負担しない費用を考慮に入れて検討します。予想正味キャッシュフローは、リスク調整後割引率を用いて割り引きます。特に、割引率の見積りの際には、建物及びその立地の質(一等地か否か)、テナントの信用の質及びリース契約条件を考慮に入っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想市場賃料成長率(2014年: 2-3%、加重平均 2.6%、2013 年: 2-3%、加重平均 2.5%)</li> <li>空室期間(2014年及び2013年: 各リース期間末日後6ヶ月)</li> <li>稼働率(2014年: 90-95%、加重平均 92.5%、2013年: 91-95%、加重平均 92.8%)</li> <li>賃料無料期間(2014年及び2013年: 新規リース契約につき1年間)</li> <li>リスク調整後割引率(2014年: 5-6.3%、加重平均 5.8%、2013年: 5.7-6.8%、加重平均 6.1%)</li> </ul>	<p>以下の場合には、公正価値の見積りは増加(減少)します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予想市場賃料成長率が上昇(下落)する場合</li> <li>空室期間が短縮(延長)する場合</li> <li>稼働率が上昇(下落)する場合</li> <li>賃料無料期間が短縮(延長)する場合</li> <li>リスク調整後割引率が下落(上昇)する場合</li> </ul>

## 連結財務諸表注記(続き)

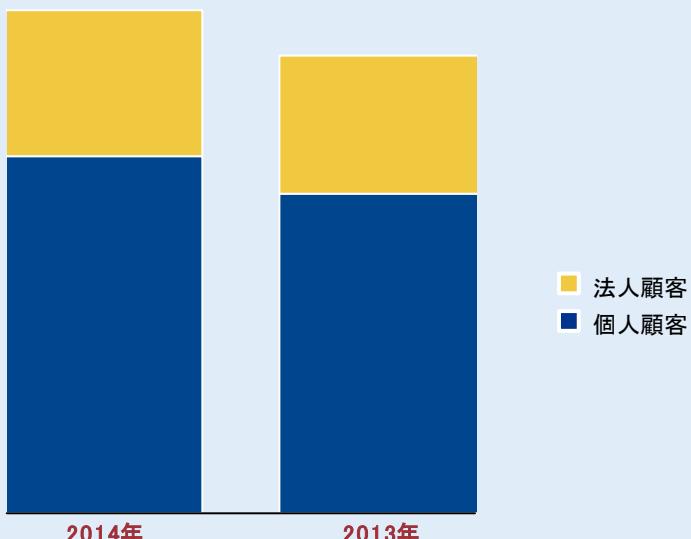
### 27. 銀行からの預金

百万ユーロ	2014年	2013年
短期金融市場預金	10,569	8,819
レポ契約、証券貸借契約及び類似の契約	387	412
銀行からのその他の預金	478	762
回収中の項目	244	237
	<b>11,678</b>	10,230

## 連結財務諸表注記(続き)

### 28. 顧客からの預金

会計方針については、[注記44\(T\)](#)をご参照ください。



百万ユーロ	2014年	2013年
<b>個人顧客:</b>		
定期預金	12,209	10,120
当座預金	26,173	24,136
<b>法人顧客:</b>		
定期預金	1,412	1,319
当座預金	10,041	9,384
その他	3,811	3,945
	<b>53,646</b>	<b>48,904</b>

## 連結財務諸表注記(続き)

### 29. 発行済負債証券

会計方針については、[注記44\(T\)](#)をご参照ください。

百万ユーロ	2014年	2013年
償却原価で測定	8,818	8,040
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定(当初認識時)	2,409	2,208
	<b>11,227</b>	10,248

[IFRS 7.21, B5\(a\)](#)

当行グループが純損益を通じて公正価値で測定する関連するデリバティブを保有しており、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することによりその指定を行わなければ生じるであろう会計上のミスマッチが消去または大幅に削減される場合には、発行済負債証券を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定しています。

[IFRS 7.10\(b\)](#)

2014年12月31日現在、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の帳簿価額は、満期時の契約上の金額を59百万ユーロ(2013年:43百万ユーロ)下回っています。

百万ユーロ	2014年	2013年
償却原価で測定する負債証券:		
変動金利	5,143	4,473
固定金利	3,675	3,567
	<b>8,818</b>	8,040

[IFRS 7.18-19](#)

2014年及び2013年12月31日に終了した会計年度において、当行グループに、負債証券に関する元本や利息の債務不履行またはその他の契約違反はありませんでした。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 30. 劣後債務

会計方針については、[注記44\(T\)](#)をご参照ください。

百万ユーロ	2014年	2013年
償還可能優先株式	860	827
発行済劣後債	4,782	4,158
	<b>5,642</b>	4,985

[IFRS 7.7](#)

発行済劣後債及び償還可能優先株式の契約条件は、以下のとおりです。

百万ユーロ	償還年度	2014年	2013年
880百万ユーロX%強制固定配当付償還可能優先株式	2021	860	827
1,500百万ユーロ永久変動利付プライマリー・キャピタル・ノート	N/A	1,315	1,494
750百万ユーロ・コーラブル変動利付劣後債	2026	725	743
500百万ユーロ・コーラブル劣後債	2014–2015	–	178
300百万ユーロ・コーラブル変動利付劣後債	2021	300	300
1,200百万米ドル永久変動利付プライマリー・キャピタル・ノート	N/A	744	888
750百万米ドル・コーラブル変動利付劣後債	2015	567	555
1,000百万ポンド・コーラブル変動利付劣後債	2018	1,131	–
		<b>5,642</b>	4,985

上記の負債は、発行体の清算時に預金者及び発行体のその他すべての債権者の債権に劣後します。

[IFRS 7.18–19](#)

2014年及び2013年12月31日に終了した会計年度において、当行グループに、劣後債務に関する元本や利息の債務不履行またはその他の契約違反はありませんでした。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 31. 引当金

会計方針については、[注記44\(U\)](#)をご参照ください。

百万ユーロ	注記	退職勧告	支店閉鎖	不利な契約	その他	合計
IAS 37.84(a) IAS 37.84(b) IAS 37.84(c) IAS 37.84(d)		30 2 (5) 引当金 <sup>a</sup> 割引の振戻し	28 5 (2) — 1	23 — — (1) —	3 15 (10) — —	84 22 (17) (1) 2
IAS 37.84(e) IAS 37.84(a)		2014年1月1日残高 当会計年度中に計上した引当金 当会計年度中に使用した引当金 当会計年度中に戻し入れられた 2014年12月31日残高	28	32	22	8
		非流動 流動	28 —	28 4	— —	78 12
			28	32	22	8
						90

*IAS 37.85(a)–(b),  
1.98(b)*

i. **退職勧告**  
2012年11月に当行グループが公表した「サービス提供網最適化計画」に従い、当行グループはリテール支店網及び関連する処理部門を合理化する過程にあります。引当残高はアジア太平洋地域及びアメリカ地域に関連しており、2015年に使用する予定です。

*IAS 37.85(a)–(b),  
1.98(b)*

ii. **支店閉鎖**  
2012年11月に当行グループが公表した計画に従い、当行グループは効率性を最適化し顧客に対するサービス全般を改善するために、支店網を合理化する過程にあります。この計画には、一部の支店を閉鎖することも含まれています。2013年及び2014年においては、当行グループの「サービス提供網最適化計画」に記載された23支店が閉鎖されました。引当残高は、計画に記載された残りの支店に関連しており、2015年に完了する予定です。

*IAS 37.85(a)–(b)*

iii. **不利な契約**  
当行グループのリテール支店網の再構築により、当行グループは、もはや占有していない不動産にかかる多数の解約不能リースの借手になっています。これらの不動産の転貸により得られる賃貸料収益が賃借料を下回る場合があります。将来リース料から見積賃貸料収益を控除後の割引現在価値を引当計上しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 32. その他の負債

会計方針については、[注記44\(V\)](#)及び[\(W\)](#)をご参照ください。

百万ユーロ	注記	2014年	2013年
IAS 1.78(d) 確定給付債務に関して認識された負債	<i>13</i>	174	158
IAS 1.78(d) 長期勤続休暇債務		51	44
IAS 1.78(d) 現金決済型の株式に基づく報酬債務	<i>13</i>	44	38
IAS 1.78(d) 短期従業員給付		62	57
IAS 1.77 金融保証契約		32	28
未払金及び未払費用		51	68
その他		36	38
		450	431

上記の金融保証契約の金額は、当初認識額から償却累計額を控除した額を表しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 33. 払込資本及びその他の資本

会計方針については、[注記44\(X\)](#)をご参照ください。

*IAS 1.79(a)(iv)*

#### A. 資本金及び資本剰余金

百万ユーロ	普通株式		永久債		償還可能優先株式	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
1月1日現在の						
発行済株式数	1,756	1,756	500	500	880	880
ストック・オプションの行使	3	–	–	–	–	–
12月31日現在の						
発行済株式数－全額						
払込済み	1,759	1,756	500	500	880	880
授権株式数－額面						
1ユーロ	2,000	2,000	500	500	880	880

当行グループは、従業員に対するストック・オプションも発行しています([注記13\(A\)](#)をご参照ください)。

*IAS 1.79(a)(ii)*

普通株式の株主は、配当決議の都度、配当を受け取る権利を有し、また株主総会での議決権を1株につき1個有しています。永久債の保有者は、非累積型変動クーポン4.2%を受け取ります。永久債及び優先株式には議決権はありません。すべての株式は、当行の残余資産に対して同等と位置づけられています。ただし、永久債の保有者及び優先株式の株主は普通株主に対して優先されますが、債券／株式の額面価額に未払クーポン／配当を加えた範囲内でのみ、参加権を有します。

*IAS 1.79(a)(i), (iii)*

#### B. 準備金の内容及び目的

##### i. 為替換算調整勘定

*IAS 1.79(b)*

為替換算調整勘定は、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額、及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジから生じる為替換算差額のうち、ヘッジが有効な部分からなります([注記44\(B\)\(ii\)](#)をご参照ください)。

*IAS 1.79(b)*

##### ii. ヘッジ損益

ヘッジ損益は、キャッシュフロー・ヘッジに用いられたヘッジ手段の公正価値の純変動の累積額のうち、ヘッジが有効な部分からなります([注記44\(M\)](#)をご参照ください)。その後ヘッジ対象のキャッシュフローが純損益に影響を及ぼすときに、ヘッジ損益も純損益に計上します。

*IAS 1.79(b)*

##### iii. 公正価値評価差額

公正価値評価差額は、売却可能金融資産について、認識が中止されるか減損されるまでに生じた公正価値の純変動額の累積額からなります([注記44\(O\)\(iii\)](#)をご参照ください)。

*IAS 1.107*

12月31日に終了した会計年度において、以下の配当が株主に対する配当として認識されました。

百万ユーロ	2014年	2013年
普通株式1株当たり0.15ユーロ(2013年:0.15ユーロ)	264	264
永久債1口当たり0.04ユーロ(2013年:0.04ユーロ)	20	20
	284	284

*IAS 1.137(a), 10.13,  
12.81(i)*

報告日後に以下の配当が取締役会により提案されました。これらの配当は負債として認識されておらず、法人所得税上の影響はありません。

百万ユーロ	2014年	2013年
普通株式1株当たり0.15ユーロ	264	264
永久債1口当たり0.04ユーロ	20	20
	284	284

## 連結財務諸表注記(続き)

### 34. グループ子会社

会計方針については、[注記44\(A\)](#)をご参照ください。

*IFRS 12.10(a)(i), 12(b)*

#### A. 重要な子会社のリスト

以下の表は、当行グループの重要な子会社の明細を示しています。

	主要な事業場所	所有持分	
		2014年	2013年
Blue Banking Plc	英国	100%	100%
Blue Banking (North America)	米国	100%	100%
Blue Banking Pty Limited	オーストラリア	80%	80%
Bleu Banking S.A.	フランス	100%	100%
Blue Banking (Africa) Limited	南アフリカ	100%	100%

#### B. 組成された企業に提供した財務的支援

*IFRS 12.14*

当会計年度において、当行グループは、連結している組成された企業が発行する債券の保有者に対して80百万ユーロの保証を発行しました(2013年:ゼロ)(当行グループがこれらの事業体を支配していると結論付けるために行った判断についての情報は、[注記4\(A\)](#)をご参照ください)。これらの保証により、当行グループは債券の保有者に対して、一定額の原資産の契約上のキャッシュフローが生じなかった場合に債券の保有者が被るであろう損失について補填しなければなりません。これらの保証の会計処理についての情報は、[注記44\(V\)](#)をご参照ください。

#### C. 重大な制限

*IFRS 12.13*

当行グループは、当行グループの資産へのアクセスまたは利用及び負債の決済を行う能力について、銀行子会社が事業を行ううえでの監督体制から生じる制限を除いては、重大な制限を有していません。この監督体制により、銀行子会社は、規制上の自己資本及び流動資産を一定水準に保ち、当行グループ内の他の企業に対するエクスポージャーを制限し、その他の指標も遵守しなければなりません。銀行子会社の資産及び負債の帳簿価額は、それぞれ9,680百万ユーロ及び8,150百万ユーロ(2013年:それぞれ9,083百万ユーロ及び7,705百万ユーロ)です。

#### D. 子会社の非支配持分

*IFRS 12.10(a)(ii), 12(g), B10(b)*

以下の表は、重要な非支配持分がある当行グループの子会社に関する情報を要約したものです。

##### Blue Banking Pty Limited

*IFRS 12.12(c)*

非支配持分割合	2014年	2013年
百万ユーロ		
貸付金	2,015	1,770
その他の資産	120	230
負債	1,360	1,360
純資産	775	640
非支配持分の帳簿価額	155	128
収益	750	717
利益	135	130
包括利益合計	135	130
非支配持分に配分される利益	27	26
営業活動によるキャッシュフロー	126	211
投資活動によるキャッシュフロー	(50)	(23)
財務活動によるキャッシュフロー(非支配持分への配当金支払前)	12	(15)
財務活動によるキャッシュフロー(非支配持分への現金配当金支払額)	–	–
現金及び現金同等物の純増加額	88	173

*IFRS 12.12(f)*

*IFRS 12.12(e)*

*IFRS 12.B10(a)*

*IFRS 12.12(b)*

Blue Banking Pty Limitedは主にオーストラリアで事業を展開しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 35. 非連結の組成された企業への関与

IFRS 12.26

以下の表は、当行グループに連結されていないが当行グループが関与を有している組成された企業の種類を記載しています。

組成された企業の種類	内容及び目的	当行グループが有する関与	総資産
貸付金の証券化 ビークル (注記36を参照)	<p>以下を稼得することを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当行グループの貸付活動のための資金</li> <li>資産を投資家に売却することで生じる利鞘</li> <li>貸付金のサービシング手数料</li> </ul> <p>これらのビークルは、投資家への債券の発行を通じて資金調達しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビークルが発行した債券への投資</li> <li>貸付金のサービシング手数料</li> </ul>	2,730
投資ファンド	<p>第三者の投資家の代わりに資産を管理することにより手数料を稼得することを目的としています。</p> <p>これらのビークルは、投資家へのユニットの発行を通じて資金調達しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドが発行したユニットへの投資</li> <li>マネージメント・フィー</li> </ul>	2,450

IFRS 12.29

以下の表は、当行グループが保有する非連結の組成された企業への関与の帳簿価額の分析を示しています。損失に対する最大エクスポージャーは、保有資産の帳簿価額です。

#### 帳簿価額

2014年12月31日

百万ユーロ

投資有価証券

貸付金の証券化ビークル

256

投資ファンド

238

合計

494

IFRS 12.30

当会計年度において、当行グループは非連結の証券化ビークルに対して、当該ビークルが発行した債券の保有者に支払いを行えるように、100万ユーロの財務的支援を提供しました。財務的支援を行う契約上の義務はありませんが、当行グループは、ビークル設立における当行グループの役割及びそのようなサービスを提供する際の評判について慎重な検討を行った結果、当該支援を提供することを決定しました。当該支援は、証券化ビークルの短期流動性の管理を支援するために提供されました。

IFRS 12.27

当行グループは、組成された企業の設立を促進する場合に、当行グループがその組成された企業のスポンサーであるとみなしています。以下の表は、当行グループが関与を有していないもののスポンサーとなっている組成された企業に関する情報を記載しています。

2014年

百万ユーロ

#### 第三者の債権の証券化ビークル

証券化ビークルからの受取手数料

20

第三者から証券化ビークルへ譲渡された資産の譲渡時の帳簿価額

769

## 連結財務諸表注記(続き)

### 36. 金融資産の譲渡

会計方針については、[注記44\(J\)\(iii\)](#)をご参照ください。

IFRS 7.42A, 42D(a),  
IAS 39.17-20

通常の事業の過程で、当行グループは金融資産（主に負債証券及び持分証券並びに顧客に対する貸付金）を譲渡する取引を締結しています。[注記44\(J\)\(iii\)](#)の会計方針に従って、譲渡された金融資産は引き続き全体として、または当行グループの継続的関与の範囲で認識されるか、あるいは全体として認識が中止されます。

当行グループは、主に以下の取引を通じて、全体として認識が中止されていない金融資産または当行グループが継続的関与を有している金融資産を譲渡しています。

- レポ取引
- 証券貸借取引
- トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却
- 顧客に対する貸付金または投資有価証券が非連結証券化ビーグル、または、連結証券化ビーグルが発行する債券の投資家に対して譲渡される証券化活動

#### A. 全体として認識が中止されていない譲渡された金融資産

##### i. レポ取引

IAS 39.29, AG51(a)–(c),  
IFRS 7.42D(a)–(c)

レポ取引は、当行グループが有価証券を売却すると同時にその有価証券（または実質的に同一の資産）を将来一定の価格で買い戻すことに同意する取引です。当行グループは所有にかかる実質的にすべてのリスク及び経済価値を留保するため、引き続き財政状態計算書に当該有価証券を全体として認識しています。受取現金対価は金融資産として認識し、買戻価格を支払う債務について金融負債を認識しています。当行グループは有価証券のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を売却しているため、契約期間中に譲渡資産を使用することはできません。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 36. 金融資産の譲渡(続き)

#### A. 全体として認識が中止されていない譲渡された金融資産(続き)

##### *ii. 証券貸借取引*

*IAS 39.29, AG51(a)–(c),  
IFRS 7.42D(a)–(c)*

証券貸借契約は、当行グループが手数料を受け取り、有価証券を貸し付け、現金を担保として受け取る取引です。当行グループは所有にかかる実質的にすべてのリスク及び経済価値を留保するため、引き続き財政状態計算書に当該有価証券を全体として認識しています。現金受取額は金融資産として認識され、担保を返還する債務は金融負債として認識されています。当行グループは、証券貸借契約の一環として有価証券のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を売却しているため、契約期間中に譲渡資産を使用することはできません。

##### *iii. トータル・リターン・スワップを伴う有価証券の売却*

*IAS 39.16, 29, AG49,  
AG51(o),  
IFRS 7.42D(a)–(c)*

当行グループはトータル・リターン・スワップを伴う負債証券を売却しています。すべての場合において、当行グループは所有にかかる実質的にすべてのリスク及び経済価値を留保しています。したがって、当行グループは引き続き財政状態計算書上に当該有価証券を認識しています。現金受取額は金融資産として認識され、対応する金融負債が認識されます。当行グループは、有価証券の認識中止を妨げるトータル・リターン・スワップをデリバティブとして別個に認識していません。そうすることにより、同一の権利及び債務を2度認識することになるためです。当行グループは有価証券のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を売却しているため、契約期間中に譲渡資産を使用することはできません。

##### *iv. 証券化*

*IAS 39.15, 17–20,*

顧客に対する貸付金及び投資有価証券は、当行グループによって証券化ビークルに売却され、証券化ビークルは購入資産で担保される債券を投資家に発行しています。当該注記における開示の目的上、金融資産の譲渡は以下の2つの方法のいずれかにより発生する場合があります。

- 当行グループが連結証券化ビークルに資産を売却する場合、譲渡は当行グループ(連結証券化ビークルを含みます)から債券の投資家に対するものとなる。この譲渡は、当行グループが原資産からのキャッシュフローを債券の投資家に引き渡す義務を引き受けるという形式で行われる。
- 当行グループが非連結証券化ビークルに資産を売却する場合、譲渡は当行グループ(証券化ビークルを除きます)から証券化ビークルに対するものとなる。この譲渡は、証券化ビークルへの原資産の売却という形式で行われる。

*IAS 39.19(c), 29*

最初のケースでは、当行グループの一部である証券化ビークルは、譲渡資産の所有にかかる実質的にすべてのリスク及び経済価値を債券の投資家に移転していますが、証券化ビークルが投資家の代わりに譲渡資産から回収するキャッシュフローが重大な遅滞なく投資家にパス・スルーされないため、譲渡資産の認識の中止は禁止されています。この場合、投資家からの現金による受取対価は金融資産として認識され、対応する金融負債が認識されます。債券の投資家は、譲渡金融資産からのキャッシュフローに対してのみ請求権を有しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 36. 金融資産の譲渡(続き)

#### A. 全体として認識が中止されていない譲渡された金融資産(続き)

##### iv. 証券化(続き)

*IAS 39.19(c), 29, 31,  
IFRS 7.42D(a)–(c)*

*IFRS 7.42D(c)*

*IFRS 7.42D(d)–(e)*

当行グループが非連結証券化ビークルに対して貸付金を譲渡する特定の証券化では、当行グループは一部の信用リスクを(主に証券化ビークルが発行した債券の購入により)留保し、一部の信用リスク、期限前返済リスク及び金利リスクを証券化ビークルに移転します。したがって、当行グループは、このような資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値の留保も移転も行っていません。譲渡契約の条件により、非連結証券化ビークルが第三者に貸付金を売却することは禁止されています。

当行グループが証券化取引の一環として資産を譲渡する場合、契約期間中に譲渡資産を使用することはできません。

以下の表は、全体として認識が中止されていない金融資産及び関連する負債の帳簿価額並びに公正価値を記載しています。

	2014年12月31日 百万ユーロ	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		貸付金及び債権
		顧客に対する 貸付金	担保として 供されている トレーディング 資産	顧客に対する 貸付金
<i>IFRS 7.42D(e)</i>	資産の帳簿価額	781	540	1,234
<i>IFRS 7.42D(e)</i>	関連する負債の帳簿価額	799	542	1,236
<b>譲渡金融資産にのみ懐求権を有する負債</b>				
<i>IFRS 7.42D(d)</i>	資産の公正価値	781	–	1,240
<i>IFRS 7.42D(d)</i>	関連する負債の公正価値	781	–	1,240
	正味ポジション	–	–	–
	2013年12月31日 百万ユーロ	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		貸付金及び債権
		顧客に対する 貸付金	担保として 供されている トレーディング 資産	顧客に対する 貸付金
<i>IFRS 7.42D(e)</i>	資産の帳簿価額	633	519	1,123
<i>IFRS 7.42D(e)</i>	関連する負債の帳簿価額	650	520	1,125
<b>譲渡金融資産にのみ懐求権を有する負債</b>				
<i>IFRS 7.42D(d)</i>	資産の公正価値	633	–	1,120
<i>IFRS 7.42D(d)</i>	関連する負債の公正価値	633	–	1,120
	正味ポジション	–	–	–

2014年における当行グループが実質的にすべてのリスク及び経済価値の留保も移転も行わない形で非連結証券化ビークルに譲渡した貸付金の譲渡前の帳簿価額合計は、74百万ユーロ(2013年:54百万ユーロ)でした。2014年12月31日現在、当行グループが継続的関与を有しているために認識を継続する資産の帳簿価額は31百万ユーロ、関連する負債の帳簿価額は30百万ユーロでした(2013年:それぞれ21百万ユーロ及び19百万ユーロ)。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 36. 金融資産の譲渡(続き)

#### B. 全体として認識が中止されている譲渡された金融資産

##### i. 証券化

*IFRS 7.42C, 42E(a)–(f),  
IAS 39.15, 17–20*

当行グループが実施している特定の証券化取引により、譲渡資産は全体として認識を中止されます。この場合、当行グループは金融資産の所有にかかる実質的にすべてのリスク及び経済価値を非連結証券化ビークルに譲渡し、当該証券化ビークルに対する比較的少数の持分または譲渡金融資産に関するサービシング契約を留保します。当該金融資産が全体として認識を中止された場合、当行グループが譲渡の一部として受領した非連結証券化ビークルに対する持分及びサービシング契約は、当該資産に対する継続的関与を示します。

*IFRS 7.42E(f), 42G*

2014年6月及び2013年5月に、当行グループは、特定の投資有価証券を非連結証券化ビークルに売却し、対価の一部として証券化ビークルが発行した債券を受け取りました。いずれの取引においても、受け取った債券は全発行数の5%を示しています。当行グループは、この債券を売却可能金融資産に分類しています。2014年において、当行グループは、投資有価証券の非連結証券化ビークルへの売却による利益8百万ユーロ(2013年:5百万ユーロ)を認識しました。また、2014年に、債券に関して、純損益に受取利息4百万ユーロを認識し、その他の包括利益に公正価値評価差益1百万ユーロを認識しました(2013年:それぞれ3百万ユーロ及び1百万ユーロ)。サービシング契約については、以下で説明しています。

以下の表は、全体として認識が中止されている譲渡された金融資産に対する当行グループの継続的関与を示す資産の詳細を記載しています。

	帳簿価額		公正価値	
	投資 有価証券	資産	負債	
百万ユーロ				
<b>継続的関与の種類:</b>				
非連結証券化ビークルが発行した債券				
2014年12月31日	98	98	–	
2013年12月31日	87	87	–	

*IFRS 7.42E(c)*

非連結証券化ビークルが発行した債券という形式での継続的関与から生じる損失に対する当行グループの最大エクスポージャーを最も適切に示す金額は、債券の帳簿価額です。

*IAS 39.24,  
IFRS 7.42C, 42E, 42H*

特定の証券化取引の一環として当行グループが全体として譲渡した金融資産の認識を中止する場合、当行グループは当該譲渡金融資産に関するサービシング権を留保しています。サービシング契約に基づき、当行グループは非連結証券化ビークルに代わって譲渡された住宅ローンのキャッシュフローを回収します。その引き換えとして、当行グループは、関連する資産について提供したサービシングを適切に補填すると予想される手数料を受け取ります。したがって、当行グループは、サービシング契約を未履行契約として会計処理し、サービシング資産または負債を認識していません。サービシング手数料は、譲渡された住宅ローンについて当行グループが代理人として回収するキャッシュフローの一定の比率に基づいています。当行グループがサービシング活動を行うことにより発生する費用が受取手数料を超過する場合、または当行グループがサービシング契約に従って履行しない場合に、サービシング活動からの損失が発生する可能性があります。

*IFRS 7.42G*

2014年及び2013年に、当行グループはプライム住宅ローンを非連結証券化ビークルに譲渡しました(ただし、サービシング権は留保しています)。当該貸付金は、顧客に対する貸付金に分類され、償却原価で測定されていました。2014年における当該貸付金の譲渡時の帳簿価額合計は、281百万ユーロ(5月に148百万ユーロ、11月に133百万ユーロ)(2013年:7月に199百万ユーロ)でした。

2014年に、当行グループは、住宅ローンの譲渡にかかる利益26百万ユーロ(5月に14百万ユーロ、11月に12百万ユーロ)(2013年:7月に19百万ユーロ)を実現しました。この利益はその他の収益に計上されています。2014年に当行グループは、住宅ローンのサービシングに関して2百万ユーロ(2013年:1百万ユーロ)の収益を認識しました。2014年12月31日現在、当行グループがサービシングを引き続き行う顧客に対する貸付金の公正価値は、262百万ユーロ(2013年:170百万ユーロ)です。2014年12月31日及び2013年12月31日現在のサービシング資産及び負債の公正価値に重要性はありません。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 37. 偶発事象

会計方針については、[注記44\(U\)](#)をご参照ください。

IAS 1.125, 37.86

子会社の1つが、2003年から2006年までの特定の年金及び投資商品の販売に関して欧州の消費者権利団体が提起した提訴に対し、異議を申し立てています。負債は認識していませんが、異議の申立てが却下された場合には、罰金及び法的費用の総額は3百万ユーロとなり、そのうち250千ユーロは保険契約により補填されます。弁護士の助言に基づき、この異議申立ては認められると経営者は考えています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 38. 関連当事者

#### A. 親会社及び最終的な支配当事者

IAS 1.138(c), 24.13

2014年において、[新たな親会社の社名]が当行の株式の過半数を[以前の親会社の社名]から取得しました。その結果、[名称]が当行グループの新たな最終的な支配当事者になりました。

#### B. 経営幹部との取引

##### i. 経営幹部への報酬

IAS 24.17

経営幹部への報酬の内訳は、以下のとおりです。

	百万ユーロ	2014年	2013年
IAS 24.17(a)	短期従業員給付	12	10
IAS 24.17(b)	退職後給付	4	4
IAS 24.17(c)	その他の長期給付	1	1
IAS 24.17(e)	株式に基づく報酬	4	2
		21	17

当行グループの経営幹部への報酬には、給与、金銭以外の給付及び退職後確定給付制度(注記13(B)をご参照ください)への拠出が含まれています。また、執行役員は、当行グループのストック・オプション・プログラム(注記13(A)をご参照ください)にも参加しています。

##### ii. 経営幹部との取引

IAS 24.18

経営幹部との取引の総額及び未決済残高は、以下のとおりです。

会計年度	取引価額		最大額		未決済残高	
	12月31日に終了した		12月31日に終了した		12月31日現在	
	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年	2013年
IAS 24.18(a)–(b)	百万ユーロ	2014年	2013年	2014年	2013年	2014年
住宅ローン及びその他の 有担保貸付金	7	6	10	8	6	6
クレジット・カード	1	1	2	1	1	1
その他の貸付金	2	5	4	6	2	2
預金	(3)	(3)	(4)	(4)	(2)	(2)
	7	9	12	11	7	7

IAS 24.18(b)

関連当事者の未決済残高に付される金利は、独立第三者間取引に付される金利の4分の1です。関連当事者からの未決済残高に対する利息は、1百万ユーロ(2013年:1百万ユーロ)でした。関連当事者への未決済残高に対する利息の支払額は、400千ユーロ(2013年:300千ユーロ)でした。住宅ローン及び有担保貸付金は、各借主の不動産で担保されています。その他の未決済残高は無担保であり、保証は付されていません。

IAS 24.18(c)–(d)

当会計年度において、経営幹部との取引残高に対して減損損失を計上していません。報告日現在、経営幹部及びその近親者との取引残高について減損にかかる引当金を設定していません。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 39. オペレーティング・リース

会計方針については、[注記44\(H\)](#)をご参照ください。

*IAS 17.35(d)(i)–(ii)*

当行グループは、多くの支店店舗及び事務所をオペレーティング・リース契約によりリースしています。これらのリースの多くは20年の契約であり、リース期間終了後にリースを更新する選択権が付されています。リース料は、市場の賃貸料を反映して3年から5年ごとに増額されます。一部のリースについては、現地の価格指数の変動に基づき追加的なリース料が求められるものもあります。

*IAS 17.35(a)*

12月31日現在の解約不能オペレーティング・リースの将来の最低リース料は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2014年	2013年
1年未満	352	322
1年以上5年以内	1,408	1,288
5年超	5,914	5,152
	<b>7,674</b>	6,762

*IAS 17.35(c)*

純損益に認識されているオペレーティング・リース費用の金額には、変動リース料6百万ユーロ(2013年:5百万ユーロ)が含まれています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 40. 後発事象

#### ABC銀行の買収

IAS 10.21–22(a)

2015年2月22日、当行グループは、ABC銀行のすべての株式を50億ユーロで取得する申入れを行いました。この取引は、当行グループの株主及び規制当局の承認を受けなければなりません。承認は、2015年後半には得られると予想しています。なお、取引の初期段階にあるため、この買収事案の財務的影響の見積りを、信頼性をもって行うことができません。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

### 41. 金融リスク管理

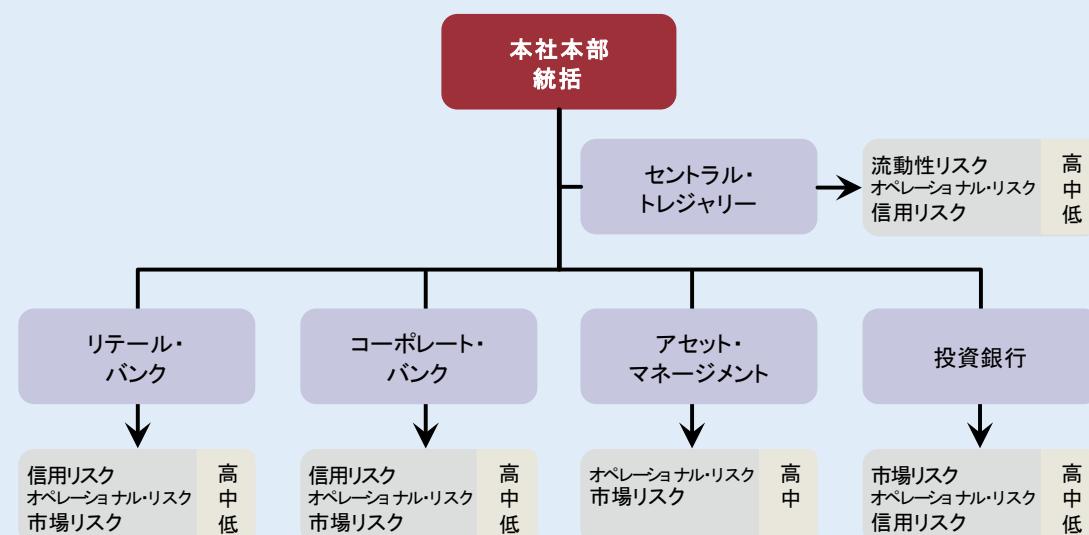
#### A. 序文及び概要

IFRS 7.31–32

当行グループは、金融商品から生じる以下のリスクにさらされています。

- 信用リスク
- 流動性リスク
- 市場リスク
- オペレーション・リスク

以下の図は当行グループのビジネス・ユニットと、ビジネス・ユニットがさらされている主要なリスクとの関係を示したもので。リスクの重要度は、当行グループ全体で評価されており、当行グループ内の規制資本の配分に基づいて測定されています<sup>a</sup>。



IFRS 7.33

この注記は、リスク測定及び管理に関する当行グループの目的、方針及び手続き情報を示しています。

#### i. リスク管理フレームワーク

当行グループのリスク管理フレームワークの設定及び監督については、当社の取締役会が全責任を負っています。取締役会は、当行グループのリスク管理方針を策定しモニターする責任を負う、資産負債管理委員会(ALCO)を設置しています。

当行グループのリスク管理方針は、当行グループが直面しているリスクを識別・分析し、適切なリスクの上限及びコントロールを決定し、またリスクとその上限の順守をモニターするように策定されています。当行グループは、市場の状況及び当行グループの活動の変化を反映するため、リスク管理方針及びシステムを定期的に見直しています。当行グループは、研修、管理基準及びその手続きを通じて、すべての従業員が個々の役割と義務を理解するよう、規律ある建設的な統制環境を構築することを目標としています。

当行グループの監査委員会は、当行グループのリスク管理方針及び手続きの遵守状況を経営者がどのようにモニターしているかを監視し、当行グループの直面しているリスクに関連するリスク管理フレームワークの妥当性をレビューしています。当行グループの監査委員会は、監督を遂行するにあたって内部監査部署からの支援を受けています。内部監査部署は、リスク管理コントロール及び手続きの定期及び臨時のレビューを行い、その結果を当行グループの監査委員会に報告しています。

a. EDTF報告書は、銀行の事業モデル及び活動から生じる主なリスク、事業モデルにおける銀行のリスク選好、及び銀行がどのようにそれらのリスクを管理しているかを記載することを提案している。これにより、事業活動が銀行のリスク計測にどのように反映されているか、また、リスク計測と貸借対照表及び損益計算書の勘定科目がどのように関係しているのかについて利用者が理解できるようになる。また、一貫した表形式の表示は、開示情報をよりよく理解し、銀行間の比較を容易にするために特に重要である、と投資家が提案したことも報告書において記載されている。この冊子において、KPMGは、当行グループのビジネス・ユニットと当行グループがさらされている主要なリスクとの関係を示した図を含めることにより、利用者が他のリスク開示を容易に理解することができると仮定している。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 41. 金融リスク管理(続き)

#### B. 信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を履行することができなくなった場合に当行グループが財務的損失を被るリスクであり、主に当行グループの顧客及びその他の銀行に対する貸付金や、負債証券への投資から生じます。リスク管理報告において、当行グループは、信用リスクに対するエクスポートージャー(個々の債務者の債務不履行リスク、カントリー・リスク及び業種リスクなど)のすべての要素を検討し、統合しています。

負債証券に適用される市場のクレジット・スプレッドの変動から生じるトレーディング資産の価値の変動及びトレーディング資産に含まれるデリバティブの価値の変動に関する市場リスクは、市場リスクの構成要素として管理されています。詳細は以下の(D)をご参照ください。

##### i. 決済リスク

取引の決済の時点において、当行グループの活動によりリスクが生じる可能性があります。決済リスクとは、契約上合意したとおりに企業が現金、有価証券またはその他の資産を引き渡す義務を履行できることにより損失が生じるリスクのことです。

特定の種類の取引については、当行グループは、両当事者が契約上の決済義務を履行する場合にのみ取引が決済されるように決済／清算機関を通じて決済を行うことにより、このリスクを軽減しています。決済限度額は、前述した与信承認／限度額のモニタリング・プロセスの一部です。決済／清算機関を通さない取引(free-settlement trade)の決済リスクの引受には、取引ごとまたは取引相手ごとに当行グループのリスク部門からの承認が必要となります。

##### ii. 信用リスク管理

取締役会は、信用リスクに関して監督する責任を当行グループの与信委員会に委譲しています。独立したグループ与信部門が当行グループの信用リスク管理の責任を負っており、グループ与信委員会に報告しています。グループ与信部門は以下の事項を行っています。

- **与信方針の策定。**ビジネス・ユニットと協議の上、担保要件、信用評価、リスク格付及び報告、文書化及び法的手続、並びに規制及び法定要件の遵守をカバーする方針を決定します。
- **与信枠の承認及び更新の承認権限構造の構築。**ビジネス・ユニットの与信担当者に承認限度額が割り当てられています。大口の与信は、金額に応じて、グループ与信部門、グループ与信部門長、グループ与信委員会または取締役会の承認が必要となります。
- **信用リスクのレビュー及び評価。**グループ与信部門は関連するビジネス・ユニットが顧客に対して与信枠を設定する前に、所定の限度額を超えるすべての信用エクスポートージャーを評価しています。与信枠の更新及び見直しには、同じレビュー・プロセスが必要となります。
- **エクスポートージャーの集中の制限。**貸付金、金融保証及び類似のエクスポートージャーについては、取引相手先、地域及び業種別で、また、投資有価証券については発行体、信用格付、市場の流動性及び国別で制限を設けています。
- **当行グループのリスク格付の設定及び維持。**直面している財務的損失のリスクの程度によりエクスポートージャーを分類し、付随するリスクを経営者に注目させるために格付を設定、維持します。リスク格付システムは、特定の信用エクスポートージャーに対して減損損失引当金の設定が必要となるかについて決定する際に使用されます。現在のリスク格付フレームワークは、債務不履行のリスクの程度並びに担保またはその他の信用リスクの軽減の入手可能性を反映した8つの格付区分からなります。リスク格付の設定の責任は、最終承認役員または委員会のいずれか適切な方が負います。リスク格付は、グループリスク部門が定期的に見直しを行っています。
- **所定のエクスポートージャー(特定の業種、カントリー・リスク及び商品の種類のエクスポートージャーを含む)の限度額に関するビジネス・ユニットの遵守状況のレビュー。**現地のポートフォリオの信用の質に関する定期的な報告が、適切な是正措置を取ることが求められるグループ与信部門に提供されています。
- **ビジネス・ユニットへの助言、指針及び専門的能力の提供。**信用リスク管理において、当行グループ内のベスト・プラクティスを推進することが目的です。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 41. 金融リスク管理(続き)

#### B. 信用リスク(続き)

##### ii. 信用リスク管理(続き)

各ビジネス・ユニットは当行グループの与信方針及び手続きを実施することを求められており、与信承認権限は当行グループの与信委員会から委譲されています。各ビジネス・ユニットには最高信用リスク責任者がおり、すべての与信に関連する事項を現地の経営者及び当行グループの与信委員会に報告しています。各ビジネス・ユニットは、保有する貸付金ポートフォリオの質及び業績に対する責任、及び本部の承認が必要なものを含む、ポートフォリオ内のすべての信用リスクをモニターしコントロールする責任を負っています。

内部監査部署によりビジネス・ユニット及びグループ与信部門のプロセスの定期監査が行われています。

IFRS 7.33

#### C. 流動性リスク

流動性リスクとは、当行グループが現金またはその他の金融資産の引渡しにより決済する金融負債に関する義務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。

##### i. 流動性リスク管理

当行グループの取締役会は、流動性リスクの管理に関する当行グループの戦略を策定しており、当該方針の適用を監督する責任をALCOに委譲しています。ALCOは、当行グループの流動性方針及び手続きを承認しています。セントラル・トレジャリーは、当行グループの流動性ポジションを日次で管理し、当行グループ並びに子会社及び海外支店の流動性ポジションを記載した日次報告をレビューしています。要約報告書(例外事項及び是正措置を含みます)は、定期的にALCOに提出されています。

IFRS 7.39(b)

当行グループは、流動性の管理に関して、許容できない損失を発生させたり、当行グループの評判に損害を与えるような危険を冒すことなく、通常時においてもストレス下においても、満期時に債務を履行するために、常時十分な流動性があることを可能な限り確実にするようなアプローチを採用しています。当行グループの流動性戦略の主要な要素は以下のとおりです。

- 顧客からの預金(個人及び法人)及びホールセール市場の預金からなる多様な資金調達源の維持及び流動性ファシリティーの維持
- 様々な通貨及び満期の、流動性の高い資産のポートフォリオの保有
- 流動性比率、満期の不一致、当行グループの金融資産及び金融負債に関する行動特性、制限が付されているために資金調達を行うための潜在的な担保として利用できない当行グループの資産の範囲のモニタリング
- 当行グループの流動性ポジションに対するストレス・テストの実施

セントラル・トレジャリーは、他のビジネス・ユニットから金融資産及び金融負債の流動性プロファイル、並びに将来の事業予測から生じるその他の予測キャッシュフローの詳細に関する情報を受けています。セントラル・トレジャリーは、当行グループ全体として十分な流動性を確保できるように、主に短期の流動性のある投資有価証券、銀行に対する貸付金及びその他の銀行間与信枠からなる短期流動資産のポートフォリオを維持しています。ビジネス・ユニット及び子会社の流動性要件は、短期変動をカバーするためのセントラル・トレジャリーからのローン、及び構造的流動性要件に対応するための長期の資金調達により充足されています。

子会社または支店が現地の規制当局により流動性限度額を課されている場合、その子会社または支店はセントラル・トレジャリーと調整の上、総合的な流動性を規制上の限度額内で管理する責任を有しています。セントラル・トレジャリーは、日次すべての子会社及び海外支店の現地の規制上の限度額の遵守状況をモニターしています。

通常及び、より厳しい市況の両方を含む様々なシナリオで、流動性に関するストレス・テストが定期的に実施されています。シナリオは、当行グループ固有の事象(例:格下げ)及び市場関連の事象(例:長期にわたる市場の流動性の低下、通貨の代替性の低下、自然災害またはその他の災害)を考慮して策定されています。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 41. 金融リスク管理(続き)

#### D. 市場リスク

市場リスクとは、金利、株価、外国為替レート及びクレジット・スプレッド等の市場価格の変動に関する(債務者／発行体の信用状態の変化とは関連がない)リスクであり、当行グループが保有する金融商品の収益または価値に影響を及ぼすものです。当行グループの市場リスク管理の目的は、リスクに対するリターンを最大限にすると同時に、当行グループの支払能力を確保するために市場リスク・エクスポージャーを許容範囲のパラメータ内で管理し、コントロールすることです。

##### i. 市場リスク管理

当行グループは、市場リスクに対するエクスポージャーを、トレーディング及び非トレーディング・ポートフォリオに分けています。トレーディング・ポートフォリオは主に、投資銀行部門が保有しており、マーケット・メイキング及び自己勘定取引から生じるポジション並びに公正価値で管理されている金融資産及び金融負債が含まれています。

当行グループの在外営業活動体に対する純投資から生じる換算リスクを除き、当行グループ内のすべての為替ポジションはセントラル・トレジャリーから投資銀行部門に振り替えられています。したがって、為替ポジションは当行グループのリスク管理目的で保有するトレーディング・ポートフォリオの一部として扱われます。

市場リスクの全体的な権限はALCOにあります。ALCOは、各種のリスクに対して総額及びポートフォリオごとに限度額を設定しており、トレーディング・ポートフォリオの限度額を決定する際に市場の流動性が主要な要因となっています。当行グループの市場リスク委員会は、詳細なリスク管理方針(ALCOによるレビュー及び承認が必要となる)の策定及び実行状況の日次のレビューを行う責任を負っています。

当行グループは、市場リスクに対するエクスポージャーをモニターし、制限するために様々なツールを使用しています。これらは、トレーディング及び非トレーディング・ポートフォリオに分けて以下に記載されています。

##### ii. 市場リスクに対するエクスポージャー・トレーディング・ポートフォリオ

IFRS 7.41(a)

当行グループのトレーディング・ポートフォリオ内の市場リスク・エクスポージャーを測定しコントロールするために使用される主なツールは、バリュー・アット・リスク(VaR)です。トレーディング・ポートフォリオのVaRは、特定の対象期間(保有期間)にわたり、一定の確率(信頼水準)で市場の不利な変動から発生する潜在的な損失です。当行グループが使用するVaRモデルは99%の信頼水準に基づき保有期間10日間と仮定しています。使用するVaRモデルは主にヒストリカル・シミュレーションに基づいています。過去2年間の市場データ並びに様々な市場及び価格の観察された関係を考慮に入れ、モデルは、市場価格の変動に関する幅広い信憑性のある複数の将来のシナリオを導き出しています。

IFRS 7.41(b)

VaRは、市場リスクを測定する場合の重要なツールですが、モデルが基礎としている仮定には以下を含む限界があります。

- 保有期間10日間は、この期間内にポジションをヘッジする、または処分することが可能であると仮定しています。流動性の低い資産または市場の流動性に困難が生じている状況は含まれません。
- 99%の信頼水準には、この水準を超えて発生する可能性のある損失は反映されていません。使用するモデル内であっても、損失がVaRを超過する可能性は1%あります。
- VaRは、取引終了時ベースで算定されており、日中のポジションに生じる可能性のあるエクスポージャーを反映していません。
- 将来に起こりうる結果の範囲を決定するための基礎としてヒストリカル・データを使用するため、特に極端な性質をもつシナリオなど、すべての可能性のあるシナリオは含まれていません。
- VaR測定は、当行グループのポジション及び市場価格のボラティリティに依拠しています。変動のないポジションのVaRは、市場価格のボラティリティが減少した場合に減少し、市場価格のボラティリティが増加した場合は増加します。

当行グループは市場リスク総額並びに個々の外国為替、金利、株式、クレジット・スプレッド及びその他の価格リスクに対してVaRの限度額を使用しています。ALCOはVaRの限度額の全体的な構造をレビュー及び承認しています。VaRの限度額はトレーディング・ポートフォリオに配分されています。VaRは少なくとも1日1回測定され、より活発に取引されるポートフォリオではより定期的に測定されます。VaRの限度額の利用に関する日次報告書は当行グループの市場リスク部門に提出され、定期的にその要約がALCOに提出されます。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

IFRS 7.33

### 41. 金融リスク管理(続き)

#### D. 市場リスク(続き)

##### ii. 市場リスクに対するエクスポージャー・トレーディング・ポートフォリオ(続き)

VaR手法の限界は認識されており、各トレーディング・ポートフォリオ内における潜在的な集中リスクに対応するための上限値を含む、他のポジション及び感応度の上限を設けてVaRの限界を補完しています。また、当行グループは、個々のトレーディング・ポートフォリオ及び当行グループ全体のポジションに対する様々な例外的な市場シナリオの財務的影響をモデル化するために、幅広いストレス・テストを実施しています。当行グループは、以下のとおり、シナリオを決定しています。

- 感応度シナリオは、VaRモデルで捕捉される可能性が低い、単一または複数のリスク要因の影響を考慮しています。
- テクニカル・シナリオは、各リスク要因における最大変動を考慮し、基礎となる市場の相関関係は考慮していません。
- 仮想シナリオは、潜在的なマクロ経済的事象(例:長期にわたる市場の流動性の低下、通貨の代替性の低下、自然災害またはその他の災害、パンデミック等)を考慮しています。

シナリオ及びストレス・テストの分析は、ALCOがレビューを行っています。

当行グループのVaRモデルは、予定通りに実行され、モデル構築に用いられる仮定が適切であることを確保するために、当行グループの市場リスク部門による定期的な検証が行われています。検証プロセスの一環として、モデルの潜在的な欠陥は、バック・テストなどの統計的手法を用いて分析されています。

##### iii. 市場リスクに対するエクspoージャー・非トレーディング・ポートフォリオ

非トレーディング・ポートフォリオがさらされている主なリスクは、市場金利の変動による将来キャッシュフローまたは金融商品の公正価値の変動から生じる損失のリスクです。金利リスクは主に、金利ギャップをモニターすること、及び金利更改幅について事前承認された限度を設定することにより管理されています。ALCOは、これらの限度の遵守状況をモニターする機関であり、日々のモニタリング活動については、セントラル・トレジャリーにより支援されています。

株価リスクは当行グループの市場リスク部門が定期的にモニターしていますが、当行グループ全体の財政状態及び損益に対して現在重要ではありません。

在外子会社及び支店における当行グループの純投資の組織構造を要因とする為替ポジションの影響は、関連する純投資ヘッジ(注記19をご参照ください)とともに、その他の包括利益に認識されています。当行グループの方針は、これらのエクspoージャーをヘッジしなければ、当行グループ及びその銀行子会社の規制上の自己資本比率に重要な影響を与えることになる場合にのみ、これらのエクspoージャーをヘッジすることです。この方針により、特定の通貨建のリスク資産に対するその通貨の組織構造を要因とするエクspoージャーの割合が、検討対象企業の自己資本比率から大幅に乖離する場合にのみ、ヘッジが通常必要となります。外貨に関するVaRのモニタリングに加えて、当行グループは、外貨建取引並びに貨幣性資産及び負債の当行グループの機能通貨への換算、及び在外営業活動体の当行グループの表示通貨への換算(適格純投資ヘッジの影響を考慮後)に関して、個別の通貨に対する集中リスクをモニターしています。

## 連結財務諸表注記(続き)

IFRS 7.31

### 41. 金融リスク管理(続き)

#### E. オペレーションル・リスク<sup>a</sup>

オペレーションル・リスクとは、当行グループのプロセス、人員、システム、インフラに関連した様々な要因や、法規制や一般に妥当と認められる企業行動規範から生じるようなもので、信用リスク、市場リスク及び流動性リスク以外の外的要因から生じる直接的または間接的な損失発生のリスクをいいます。オペレーションル・リスクは、当行グループの事業のすべてから発生します。

当行グループのオペレーションル・リスク管理の目的は、財務上の損失及び当行グループの評判へのダメージの回避と、全体としての費用対効果及び新たな取組みとの間のバランスを図ることです。すべての場合において、当行グループの方針は適用される法規制の遵守を義務付けています。

取締役会は、当行グループのオペレーションル・リスク委員会にオペレーションル・リスクの責任を委譲しており、委員会はオペレーションル・リスクに対応するためのコントロールの構築及び実施に対する責任を負っています。この責任は、以下の領域のオペレーションル・リスク管理のための当行グループ全体の基準を策定することによりサポートされています。

- 独立した取引承認を含む、適切な職務権限分掌に関する規定
- 取引の内容突合及びモニタリングに関する規定
- 当局からの規制及び他の法的規制への遵守
- コントロール及び手続きの文書化
- 直面しているオペレーションル・リスク、並びに識別したリスクに対処するためのコントロール及び手続きの妥当性についての定期的なレビューに関する規定
- 事業損失及びその是正案の報告に関する規定
- 危機管理計画の作成
- 研修及び専門的能力の開発
- 倫理及び業務規定
- リスク軽減(実効性のある場合は保険を含む)

当行グループの基準への遵守は、内部監査部署による定期的なレビュー・プログラムによりサポートされています。内部監査レビューの結果は、当行グループのオペレーションル・リスク委員会での討議を経て、当行グループの上級経営者及び監査委員会に要約報告書として提出されています。

<sup>a.</sup> オペレーションル・リスクは金融リスクではなく、IFRS第7号「金融商品：開示」ではその開示が明確に義務付けられていない。ただし、金融機関においてオペレーションル・リスクは、金融リスクと同様の正式なフレームワーク内で通常管理され内部的に報告されており、資本配分及び規制の要因となる場合がある。

## 連結財務諸表注記(続き)

IAS 1.112(a), 117(a)

### 42. 測定の基礎

連結財務諸表は、以下の重要な項目を除き、取得原価を基礎として作成されています。

項目	測定基準
デリバティブ金融商品	公正価値
純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品	公正価値
売却可能金融資産	公正価値
投資不動産	公正価値
現金決済型の株式報酬取引にかかる負債	公正価値
適格な公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定された認識済みの金融資産及び金融負債	ヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動を調整後の償却原価
確定給付(資産)負債の純額	制度資産の公正価値から確定給付債務の現在価値を差し引いたもの(注記44(W)(ii)で説明している金額を限度とする)

## 連結財務諸表注記(続き)

### 43. 会計方針の変更<sup>a</sup>

以下の変更を除き、当行グループは、連結財務諸表に表示されているすべての期間について、[注記44](#)に記載されている会計方針を継続的に適用しています。

当行グループは、以下の新たな基準書及び基準書の改訂(それに伴う他の基準書の改訂を含む)を、2014年1月1日を適用開始日として適用しました。

- A. 「金融資産及び金融負債の相殺(IAS第32号の改訂)」
- B. IFRIC第21号「賦課金」

変更の内容及び影響は、以下で説明しています。

#### A. 「金融資産及び金融負債の相殺(IAS第32号の改訂)」

IAS第32号の改訂を適用した結果、当行グループは、金融資産及び金融負債の相殺に関する会計方針を変更しました。当該改訂は、企業がどの時点で法的強制力のある相殺権を有しており、かつ総額決済が純額決済と同等であるかを明確にしています。

この変更による当行グループの財務諸表に対する重要な影響はありませんでした。

#### B. IFRIC第21号「賦課金」

IFRIC第21号「賦課金」を適用した結果、当行グループは、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の適用範囲にある負債である賦課金の支払債務に関する会計方針を変更しました。

この変更による当行グループの財務諸表に対する重要な影響はありませんでした。

*IAS 8.28(b)–(d)*

*IAS 32.42*

*IAS 8.28–29*

- a. 表示されている会計方針の変更の内容及び影響についての説明は、例示目的であり、特定の企業の変更の内容及び影響を表していない可能性がある。

2014年1月1日を適用開始日として適用した新たな基準書及び基準書の改訂による変更は、当行グループにとって重要ではないと仮定される。この変更が重要である場合の開示のガイダンスについては、KPMGの刊行物[「年次財務諸表ガイド—開示例」](#)(2014年9月版)を参照。

## 連結財務諸表注記(続き)

IAS 1.112(a), 117(b),  
119–121

### 44. 重要な会計方針<sup>a</sup>

当行グループは、[注記43](#)で説明している会計方針の変更を除き、以下の会計方針を連結財務諸表に表示されているすべての期間について継続的に適用しています。

以下は重要な会計方針の索引です。詳細についてはそれぞれ以下のページをご参照ください。

A. 連結の基礎	128
B. 外貨	129
C. 利息	130
D. 手数料	130
E. トレーディング純収益	131
F. 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益	131
G. 配当金	131
H. リース	131
I. 法人所得税	132
J. 金融資産及び金融負債	133
K. 現金及び現金同等物	138
L. トレーディング資産及び負債	138
M. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計	138
N. 貸付金	140
O. 投資有価証券	140
P. 有形固定資産	141
Q. 投資不動産	142
R. 無形資産及びのれん	142
S. 非金融資産の減損	143
T. 預金、発行済負債証券及び劣後債務	143
U. 引当金	144
V. 金融保証及びローン・コミットメント	144
W. 従業員給付	144
X. 払込資本及びその他の資本	146
Y. 1株当たり利益	146
Z. セグメント報告	146

<sup>a</sup> 会計方針の例示は、当行グループの財務諸表の理解に関連する特定の会計方針のみを記載することにより、財務諸表の基礎となる当行グループの状況を反映している。例えば、引当金の会計方針は、一般的に適用されるすべての種類の引当金について網羅的に説明することを意図したものではなく、当行グループに関連するもののみを説明している。これらの会計方針の例示はIFRSの規定を網羅的に理解するためのものではなく、基準書及び解釈指針そのものへの参照の代用として使用することはできない。会計方針の基礎となるIFRSの規定を特定するのに役立つように、特定の会計方針に関連するIFRSの認識及び測定規定の参考番号を角括弧で示している(例: [\[IFRS 3.19\]](#))。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

#### A. 連結の基礎

##### i. 企業結合

*[IFRS 3.4, 32, 34, 53]*

企業結合は、支配が当行グループに移転した時点で、取得法を用いて会計処理されています(A(iii)をご参照ください)。取得における譲渡対価は、通常、取得された識別可能な純資産と同様に、公正価値で測定されます。それにより生じるのれんは、年次で減損テストが行われます(R)をご参照ください)。割安購入による利得はただちに純損益に認識しています。負債証券または持分証券の発行に関連するものを除いて、取引コストは、発生時に費用処理しています(J)(i)及び(X)(ii)をご参照ください)。

*[IFRS 3.B52]*

譲渡対価には、従前から存在している関係の清算に関連する金額は含まれません。そのような金額は、通常、純損益に認識しています。

*[IFRS 3.58]*

条件付対価は、取得日に公正価値で測定されます。金融商品の定義を満たす条件付対価の支払債務が資本に区分された場合には、条件付対価は再測定せず、決済は資本の中で会計処理しています。それ以外の場合、条件付対価の公正価値の当初認識後の変動は、純損益で認識しています。

*[IFRS 3.30, B57-B61]*

被取得企業の従業員が保有する株式に基づく報酬(被取得企業の株式に基づく報酬)を、取得企業の株式に基づく報酬(代替報酬)に交換することが求められ、その被取得企業の株式に基づく報酬が過去の役務提供に関連している場合は、代替報酬のすべてまたは一部を企業結合における譲渡対価の測定に含めています。譲渡対価の測定に含める額は、代替報酬の市場に基づいた価値と被取得企業の株式に基づく報酬の市場に基づいた価値とを比較し、代替報酬が企業結合前の役務提供に関連する程度に基づいて決定されます。

##### ii. 非支配持分

*[IFRS 3.19]*

非支配持分は、取得日現在の被取得企業の識別可能純資産に対する比例持分で測定されます<sup>a</sup>。

*[IFRS 10.23, B96]*

支配の喪失を伴わない子会社に対する当行グループの持分の変動は、資本取引として会計処理しています。

##### iii. 子会社

*[IFRS 10.6, 20]*

子会社とは、当行グループにより支配されている投資先をいいます。当行グループが投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスパートナーまたは権利を有し、かつ、その投資先に対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、当行グループはその投資先を支配しています。当行グループは、支配に関する1つまたは複数の要素の変更が生じた場合に支配しているか否かについて再評価しています。これには、保有する防御権(例:貸付関係から生じるもの)が実質的なものとなり、当行グループが投資先に対するパワーを有することになる状況を含みます。

子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含まれます。

##### iv. 支配の喪失

*[IFRS 10.25, B98-B99]*

子会社の支配を喪失した場合には、当行グループは、子会社の資産及び負債、関連する非支配持分及び資本のその他の構成要素の認識を中止します。支配の喪失から生じた利得または損失は、純損益で認識します。以前の子会社に対する留保持分は支配喪失日の公正価値で測定します。

##### v. 連結上消去される取引

*[IFRS 10.B86(c), IAS 28.28]*

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現収益及び費用(外貨建取引にかかる利得または損失を除く)は、連結財務諸表の作成に際して消去します。未実現損失は、減損が生じている証拠がない場合に限り、未実現利益と同様の方法で消去しています。

*[IFRS 3.19]*

**a.** 企業は被取得企業の非支配持分について、被取得企業の識別可能純資産に対する比例持分または公正価値のいずれで測定するかを、企業結合ごとに選択することができる。当行グループは前者のアプローチを選択している。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

#### B. 外貨

##### i. 外貨建取引

[IAS 21.21]

外貨建取引は、取引日における直物為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しています。

[IAS 21.23(a)]

報告日における外貨建貨幣性資産及び負債は、報告日の直物為替レートで機能通貨に換算しています。

貨幣性項目にかかる為替差損益は、当会計年度の期首における機能通貨建の償却原価に当会計年度中の実効金利及び支払いを調整した金額と、外貨建の償却原価を当会計年度の末日の直物為替レートで換算した金額との差額です。

[IAS 21.23(b)–(c)]

公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は、その公正価値の算定日における直物為替レートで機能通貨に換算しています。取得原価に基づいて測定されている外貨建の非貨幣性項目は、取引日の直物為替レートを用いて換算しています。

[IAS 39.95(a), 102(a),  
AG83]

換算により発生した為替換算差額は通常、純損益で認識しています。ただし、以下の項目の換算により発生する為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

- 売却可能資本性金融商品
- 在外営業活動体に対する純投資のヘッジにおいてヘッジ手段として指定された金融負債のうち、ヘッジの有効部分(**(B)(ii)**をご参照ください)
- 適格キャッシュフロー・ヘッジのうち、ヘッジの有効部分

##### ii. 在外営業活動体

[IAS 21.39]

在外営業活動体の資産及び負債(取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含みます)は、報告日の直物為替レートでユーロに換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、取引日の直物為替レートでユーロに換算しています。

[IFRS 10.B94,  
IAS 21.41]

為替換算差額はその他の包括利益で認識し、非支配持分に配分される部分を除き、為替換算調整勘定に累積しています。

[IAS 21.48–48D]

在外営業活動体を処分し、支配を喪失する場合には、この在外営業活動体に関連する為替換算調整勘定の累積額を、処分にかかる利得または損失の一部として純損益に振り替えます。在外営業活動体を含む子会社の持分を一部分のみ処分し、当行グループが支配を保持し続ける場合には、為替換算調整勘定の累積額のうち割合相当部分を非支配持分に再配分します。

[IAS 21.15]

在外営業活動体から受領する、または在外営業活動体に対して支払う貨幣性項目の決済が、予測可能な将来において計画されておらず、またはそれらが発生する可能性が低い場合には、この貨幣性項目から発生する為替差損益は、在外営業活動体に対する純投資の一部を構成するとみなし、その他の包括利益に認識し、資本の為替換算調整勘定において累積しています。

##### iii. 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

(M)(iii)をご参照ください。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

*IFRS 7.21, B5(e),  
IAS 18.35(a)*

#### C. 利息

受取利息及び支払利息は、実効金利法を用いて純損益に認識しています。実効金利とは、金融資産または金融負債の予想残存期間(場合によってはそれより短い期間)を通じて、将来の現金支払額または受取額の見積額を、当該金融資産または金融負債の帳簿価額まで割り引く利率をいいます。実効金利を計算する場合、当行グループは、金融商品のすべての契約条件を考慮して将来キャッシュフローを見積っていますが、将来の貸倒損失は考慮しません。

実効金利の計算には、実効金利の不可分の要素である、取引コスト並びに授受された手数料及びポイントを含みます。取引コストには、金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する増分コストを含みます。

純損益及びその他の包括利益計算書に表示される受取利息及び支払利息は、以下のすべての項目を含みます<sup>a</sup>。

- 実効金利法で計算される償却原価で測定する金融資産及び金融負債にかかる利息
- 実効金利法で計算される売却可能投資有価証券にかかる利息
- ヘッジ対象のキャッシュフローが受取利息または支払利息に影響を与えるのと同じ期において、利息キャッシュフローの変動性のキャッシュフロー・ヘッジとして指定された、適格なヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動の有効部分
- 金利リスクの公正価値ヘッジに指定された、適格なヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動の有効部分

すべてのトレーディング資産及び負債にかかる受取利息及び支払利息は、当行グループのトレーディング活動に付随して生じているとし、その他のトレーディング資産及び負債の公正価値変動のすべてとともに、トレーディング純収益に表示しています((E)をご参照ください)。

リスク管理目的で保有するその他のデリバティブの公正価値変動、及び純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産及び金融負債の公正価値変動は、純損益及びその他の包括利益計算書上では、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益に表示しています((F)をご参照ください)。

*IFRS 7.21, IAS 18.35(a)*

#### D. 手数料

金融資産または金融負債の実効金利の不可分の要素である受取手数料及び支払手数料は、実効金利の測定に含めます((C)をご参照ください)。

その他の受取手数料(口座管理手数料、投資運用手数料、販売手数料、設定費用及びシンジケート・フィーを含みます)は、関連するサービスが提供された時点で認識します。ローン・コミットメント契約においてローンの引き出しが行われないことが予想される場合には、関連するローン・コミットメント手数料を契約期間にわたって定額法で認識します。

その他の支払手数料は主に取引及びサービス手数料に関するものであり、サービスを受領した時点で費用に認識します。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

[IFRS 7.21, B5(e)]

#### E. レーディング純収益<sup>a</sup>

トレーディング純収益は、トレーディング資産及び負債に関連する利得から損失を控除したものであり、すべての実現及び未実現の公正価値変動、利息、配当金及び為替換算差額を含みます。

[IFRS 7.21, B5(e)]

#### F. 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益<sup>a</sup>

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益は、適格なヘッジ関係の一部を構成しないリスク管理目的で保有する非トレーディング・デリバティブ、及び純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産及び金融負債に関連しています。この科目は、すべての実現及び未実現の公正価値変動、利息、配当金及び為替換算差額を含みます。

[IFRS 7.21]

#### G. 受取配当金

受取配当金は、支払いを受ける権利が確定した時点で認識されます。通常、この日は上場持分証券の配当日よりも前になります。配当金は、持分投資の基礎となる分類に応じて、トレーディング純収益、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益、またはその他の収益に表示されます。

#### H. リース

##### i. 支払リース料—借手

[IAS 17.33, SIC-15.3]

オペレーティング・リースにおける支払リース料は、リース期間にわたって定額法により純損益で認識しています。受け取ったリース・インセンティブは、支払リース費用総額とは不可分の要素として、リース期間にわたって認識します。

[IAS 17.25]

ファイナンス・リースにおける最低リース料は、金融費用と債務残高を減額するものとに分配します。金融費用は、債務残高に対して一定の利率となるように、リース期間にわたって各期間に配分しています。

偶発リース料<sup>b</sup>は、リース調整額が確定したときに、リースの残存期間にわたる最低リース料を見直すことによって会計処理しています。

##### ii. リース資産—借手

[IAS 17.8, 20, 27]

所有に伴うリスク及び経済価値がほとんどすべて当行グループに移転するリース契約のもとで当行グループが保有する資産は、ファイナンス・リースとして分類しています。リース資産は公正価値または最低リース料総額の現在価値のいずれか低い方の額で当初測定しています。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に従って会計処理しています。

[IAS 17.8]

他のリース契約のもとで保有する資産は、オペレーティング・リースとして分類し、当行グループの財政状態計算書に計上していません。

##### iii. リース資産—貸手

[IAS 17.8]

当行グループが資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほとんどすべてを借手に移転するリース契約の貸手である場合、その契約はファイナンス・リースとして分類し、リースに対する純投資額と同額の債権を貸付金に認識します((N)をご参照ください)。

[Insights 7.8.80.20]

- a. この冊子では、トレーディング純収益は、注記に記載の区分に基づき、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益とは別個に表示される。ただし、他の表示も可能である。

[Insights 5.1.390.30]

- b. IFRSには、リース開始時に偶発的であるとみなされたが、その後に確定したリース料の会計処理に関する特定のガイダンスはない。したがって、他の方針も可能である。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

#### I. 法人所得税

[IAS 12.58]

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金から構成されています。これは、直接資本またはその他の包括利益で認識される項目に関連する場合を除き、純損益で認識しています。

##### i. 当期税金

[IAS 12.2, 12.46]

当期税金は、当期の課税所得または損失にかかる未払法人税あるいは未収還付税の見積りに、前年までの未払法人税及び未収還付税の調整額を加えたものです。これは報告日時点において施行または実質的に施行される税率を用いて算定しています。当期税金には、配当から生じる税金も含まれます。

##### ii. 繰延税金

[IAS 12.15, 24, 39, 44]

繰延税金は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識しています。以下の場合には、繰延税金を認識していません。

- 企業結合以外の取引で、かつ会計上または税務上のいずれの純損益にも影響を及ぼさない取引における資産または負債の当初認識にかかる一時差異
- 予測可能な将来に解消されない可能性が高い、子会社に対する投資に関連する一時差異
- のれんの当初認識時に生じる将来加算一時差異

[IAS 12.56]

繰延税金資産は、未使用的税務上の欠損金、タックス・クレジット及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しています。繰延税金資産は各報告日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなかった部分については減額しています。

[IAS 12.37]

未認識の繰延税金資産は各報告日に再評価し、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しています。

[IAS 12.47]

繰延税金は、報告日に施行または実質的に施行される税率に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しています。

[IAS 12.51, 51C]

繰延税金の測定は、報告日時点で、当行グループが予想する資産及び負債の帳簿価額の回収または決済の方法から生じる税務上の影響を反映しています。この目的上、公正価値で測定する投資不動産の帳簿価額は売却を通じて回収されると推定されますが、当行グループはこの推定を反証していません。

[IAS 12.52B]

銀行が配当金を分配することによって生じる追加的な税金は、関連する配当金を支払うための負債が認識されるのと同時に認識されます。これらの金額は、純損益に当初認識された取引から生じる収益に関連しているため、通常、純損益に認識されます。

##### iii. タックス・エクスポートージャー

当期税金及び繰延税金の金額の算定にあたり、当行グループは、追加的な税金及び利息を支払うことになるか否かについてを含むタックス・エクスポートージャーの影響を考慮しています。この評価は見積り及び仮定に基づいており、将来の事象に関する一連の判断を含んでいます。入手可能となった新たな情報により、当行グループが既存の税金負債の妥当性に関する判断を変更する場合があります。税金負債に対するこのような変更は、その判断がなされた期間における税金費用に影響を与えます。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

[IFRS 7.21]

#### J. 金融資産及び金融負債

##### i. 認識

[IAS 39.14, AG53-AG56]

当行グループは、貸付金、預金、発行済負債証券及び劣後債務をそれらが組成された日に当初認識しています。その他のすべての金融商品(通常の方法による金融資産の購入及び売却を含みます)は、当行グループが金融商品の契約当事者となった日である取引日に認識しています。

[IAS 39.43]

金融資産または金融負債は、公正価値で当初測定されます。純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産または金融負債については、取得または発行に直接起因する取引コストを公正価値に加減算しています。

##### ii. 分類

[IAS 39.9]

#### 金融資産

当行グループは、金融資産を以下のいずれかの区分に分類しています。

- 貸付金及び債権
- 満期保有目的
- 売却可能
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産。これについては、以下のいずれかの区分に分類
  - トレーディング目的保有
  - 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定

(K), (L), (N)及び(O)をご参照ください。

[IAS 39.9]

#### 金融負債

当行グループは、金融保証及びローン・コミットメント以外の金融負債を償却原価、または純損益を通じて公正価値で測定しています。(L), (M), (T)及び(V)をご参照ください。

##### iii. 認識の中止

[IAS 39.17-20]

#### 金融資産<sup>a</sup>

当行グループは、金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合、金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する取引において契約上のキャッシュフローを受け取る権利を移転する場合、または金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもないが、当該金融資産に対する支配を保持していない場合には、金融資産の認識を中止しています。

[IAS 39.26]

金融資産の認識の中止に際して、資産の帳簿価額(または認識が中止された資産の一部分に配分された帳簿価額)と以下の(i)と(ii)を合計した額の差額を、純損益に認識しています。

- (i) 受け取った対価(取得した新たな資産と引き受けた新たな負債との差額を含みます)
- (ii) その他の包括利益に認識されていた損益累計額

当行グループによって創出または保持される、認識の中止の要件を満たす譲渡金融資産に対する持分は、別個の資産または負債として認識されます。

[IAS 39.20]

当行グループは、財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産または譲渡資産の一部にかかるリスクと経済価値のすべて、またはほとんどすべてを保持する取引を締結しています。このような場合に、譲渡資産の認識の中止は行いません。当該取引の例として、証券貸借取引及びレポ取引があります。

Insights 7.8.420.10-  
20

a. 金融資産の認識を中止すべきか否かを判断する目的でのIAS第39号「金融商品：認識及び測定」における「譲渡」の定義は、金融資産の譲渡に関する開示目的でのIFRS第7号における定義とは異なる。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

IFRS 7.21

#### J. 金融資産及び金融負債(続き)

##### iii. 認識の中止(続き)

###### 金融資産(続き)

[IAS 39.40(c)]

譲渡資産のトータル・リターン・スワップとともに資産が第三者に売却される場合、当行グループはその資産の所有にかかるすべてまたはほとんどすべてのリスクと経済価値を保持しているため、この取引をレポ取引と類似する担保付金融取引として会計処理します。

[IAS 39.20]

当行グループが、金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてを保持しているわけでも移転しているわけでもないものの、当該資産に対する支配を保持することになる取引においては、当行グループは、継続的関与の範囲(当行グループが譲渡資産の価値の変動にさらされる範囲)で当該資産の認識を継続します。

[IAS 39.24]

特定の取引において、当行グループは、手数料を受け取って譲渡金融資産に対するサービスを提供する義務を保持する場合があります。譲渡資産は認識の中止の要件を満たす場合に、認識を中止しています。サービス手数料が、提供するサービスに対する適正額よりも高い(資産)か、適正額よりも低い(負債)かによって、サービス契約に関する資産または負債が認識されます。

[IAS 39.39]

当行グループは、顧客に対する様々な貸付金及び投資有価証券を証券化しています。これらの資産は通常、非連結の証券化ビーカーに売却され、当行グループが所有にかかるリスク及び経済価値のほとんどすべてを移転します。証券化ビーカーは投資家に証券を発行します。証券化金融資産に対する持分は、優先または劣後のトランシェ、インタレスト・オンリー・ストリップまたはその他の残余持分(留保持分)の形で保有されることがあります。留保持分は主に、売却可能投資有価証券として認識され、公正価値で計上されます。証券化にかかる利得または損失は、譲渡金融資産の帳簿価額部分に依拠し、譲渡日のそれぞれの公正価値に基づいて、認識が中止された金融資産と留保持分とに配分されます。証券化にかかる利得または損失は、その他の収益に計上しています。

###### 金融負債

当行グループは、契約上の義務が免除、取消または期限切れとなった場合に、金融負債の認識を中止しています。

[IAS 32.42]

##### iv. 相殺

当行グループは、金融資産と金融負債を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に進行する意図を有している場合にのみ、金融資産と金融負債を相殺し、その純額を財政状態計算書上に表示しています。

[IAS 1.32-35]

収益及び費用は、IFRSにおいて認められる場合、または、当行グループのトレーディング活動のような類似の取引のグループから生じる利得及び損失についてのみ、純額ベースで表示しています。

##### v. 債却原価による測定

[IAS 39.9]

金融資産または金融負債の償却原価は、当初認識時に測定された金融資産または金融負債の金額から、元本返済額を控除し、実効金利法を用いて算定した当初認識時の金額と満期時の金額の差額の償却累計額を加減算し、減損額を控除した金額です。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

*[IFRS 7.21]*

#### J. 金融資産及び金融負債(続き)

##### vi. 公正価値測定

*[IFRS 13.9, 24, 42]*

公正価値とは、測定日時点で、主要な市場、または主要な市場がない場合には、当行グループがアクセスできる最も有利な市場で行われる市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格です。負債の公正価値は、不履行リスクを反映しています。

*[IFRS 13.79, A]*

当行グループは、活発な市場における市場価格が入手可能な場合には、それを用いて金融商品の公正価値を測定しています。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合には、その市場は活発であるとみなされます。

*[IFRS 13.61–62]*

活発な市場における公表価格がない場合には、当行グループは関連する観察可能なインプットの利用を最大限にし、観察不能なインプットの利用を最小限にする評価技法を使用します。選択する評価技法には、市場参加者が取引の価格付けを行う際に考慮に入れるであろうすべての要素を取り入れています。

*[IFRS 7.28(a)]*

金融商品の当初認識時の公正価値の最善の証拠は、通常、取引価格(すなわち、支払対価または受取対価の公正価値)です。当行グループが当初認識時の公正価値が取引価格とは異なると判断し、かつ、その公正価値が同一の資産または負債の活発な市場における公表価格では証明されない、または観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づかない場合には、当該金融商品は当初認識時に公正価値で測定され、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整されます。その後、当該差額は金融商品の残存期間(ただし観察可能な市場データで完全に裏付けられる時点または取引の終了時まで)にわたり、適切な基準により純損益に認識されます。

*[IFRS 13.70–71]*

公正価値で測定される資産または負債がビッド価格及びアスク価格を有する場合には、当行グループは資産及びロング・ポジションをビッド価格で、負債及びショート・ポジションをアスク価格で測定します。

*[IFRS 13.48]*

当行グループが市場リスクまたは信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理している、市場リスク及び信用リスクにさらされている金融資産及び金融負債のポートフォリオは、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジションを売却することにより受け取るであろう価格(または正味ショート・ポジションを移転するために支払うであろう価格)に基づいて測定します。ポートフォリオ・レベルの調整は、ポートフォリオ内の個々の商品の相対的リスク調整に基づいて、個々の資産及び負債に配分されます。

*[IFRS 13.47]*

要求払預金の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額を下回ることはありません。

*[IFRS 13.95]*

当行グループは、変更が生じた報告期間の末日時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えを認識しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

IFRS 7.21

#### J. 金融資産及び金融負債(続き)

##### vii. 減損の特定及び測定

IFRS 7.B5(f)  
[IAS 39.58]

当行グループは各報告日に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類していない金融資産について、減損していることを示す客観的な証拠が存在するか否かを評価しています。金融資産または金融資産グループについて、これらの資産の当初認識後に損失事象が生じていることを示す客観的な証拠があり、かつ、その損失事象が金融資産の将来キャッシュフローに及ぼす影響を合理的に見積ることができる場合に、減損していると判定しています。

IFRS 7.B5(d)  
[IAS 39.59]

金融資産が減損していることを示す客観的証拠には、以下が含まれます。

- 債務者または発行企業の著しい財政的困難
- 債務者の不履行または滞納
- 債務者の財政的困難等の状況でなければ考えなかつたであろう条件での、当行グループによる貸付金のリストラクチャリング
- 債務者または発行企業が倒産する兆候
- 有価証券の活発な市場の消滅
- 債務者または発行企業の支払状況の不利な変化、または不履行と相関関係のある経済情勢等の、資産グループに関連する観察可能なデータ

[IAS 39.61]

また、持分証券に対する投資については、その公正価値が原価を著しくまたは長期にわたり下回る場合<sup>a</sup>も、減損の客観的な証拠となります。当行グループは、通常、20%の下落を著しいとみなし、市場価格の下落が9ヶ月間継続する場合を長期とみなします。ただし、特定の状況においては、より小さい下落またはより短い期間の下落を、著しいまたは長期とみなすことがあります。

[IAS 39.63-64]

当行グループは、貸付金及び満期保有目的投資有価証券の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しています。重要な貸付金及び満期保有目的投資有価証券は、すべて個別に減損を評価しています。これらのうち個別に減損が識別されなかったものについては、既に発生しているが報告されていない減損について、全体での評価を行います。個別に重要でない貸付金及び満期保有目的投資有価証券は、リスクの特徴が類似する資産ごとにグループ化し、全体として減損の評価を行います。

Insights 7.6.430.40

<sup>a</sup> IFRSは「著しい」または「長期」について特定の定量的な閾値を規定していない。当行グループは、市場価格の下落が「著しい」または「長期」であるか否かを判定するために適用する要件を設定し開示している。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

IFRS 7.21

#### J. 金融資産及び金融負債(続き)

##### vii. 減損の特定及び測定(続き)

集合的減損評価に際して、当行グループは、デフォルト確率、回収の時期及び発生損失額に関する過去の傾向の統計モデルを使用し、現時点における経済及び信用状況によって、実際の損失が過去の傾向より過大または過少となる可能性に関する調整を加えています。デフォルト率、損失率及び予想される回収の時期は、定期的に実際の結果との比較を行い、引き続き適切であることを確認しています。

[IAS 39.63]

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、その帳簿価額と、その資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュフローの現在価値との差額として測定しています。

借手の財政的困難により、金融資産の条件変更等が行われた場合、あるいは既存の金融資産が新しい金融資産と差し替えられた場合、当該金融資産の認識を中止すべきか否かについて評価を行います。条件変更された資産のキャッシュフローが大幅に異なる場合、当初の金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利は消滅したものとみなされます。この場合、当初の金融資産の認識を中止し、新しい金融資産を公正価値で認識します。予想されるリストラクチャリング前の減損損失は以下のように測定します。

- 予想されるリストラクチャリングにより既存の資産の認識が中止されない場合には、条件変更後の金融資産から生じる見積キャッシュフローは、その予想される時期及び既存の金融資産の当初の実効金利で割り引いた金額に基づいて、既存の金融資産の測定に含めます。
- 予想されるリストラクチャリングにより既存の資産の認識が中止される場合には、認識を中止する時点における既存の金融資産からの最後のキャッシュフローを新たな資産の見積公正価値とします。この金額は、既存の金融資産の当初の実効金利を用いて、認識中止の予想日から報告日まで割り引きます。

IFRS 7.B5(d),  
[IAS 39.65]

減損損失は純損益に認識し、貸付金及び債権または満期保有目的投資有価証券に対する引当金に含めます。減損損失を認識した資産にかかる利息は、割引の振戻しを通じて引き続き認識します。減損損失認識後に減損損失を減少させるような事象が発生した場合には、減損損失の減少額を純損益に戻し入れます。

[IAS 39.67-68]

売却可能投資有価証券に対する減損損失は、資本の構成要素である公正価値の変動による評価差額に計上していた累積損失を、純損益に振り替えることにより認識します。資本から純損益に振り替えられる損失累計額は、元本返済額及び償却額を相殺後の取得原価と現在の公正価値との差額から、過去に純損益として認識済みの減損損失を控除した額となります。実効金利法の適用に起因する減損引当金の変動は、受取利息の構成要素として反映しています。

[IAS 39.69-70]

減損損失の認識後に売却可能負債証券の公正価値が増加し、かつ、その増加が減損損失を認識した後に発生した事象に客観的に関連付けられる場合には、減損損失を純損益に戻し入れています。それ以外の場合は、公正価値の増加はその他の包括利益を通じて認識しています。減損損失を認識した売却可能持分証券にかかるその後の公正価値の回復は、すべてその他の包括利益に認識しています。

[IAS 39.63]

当行グループの与信部門が回収の現実的な可能性がないと判断した場合、貸付金または投資負債証券の一部または全額及び関連する減損引当金を直接償却しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

[IFRS 7.21]

#### J. 金融資産及び金融負債(続き)

##### viii. 純損益を通じて公正価値で測定する分類への指定

[IFRS 7.21, B5(a)]

当行グループは、金融資産または金融負債が以下のいずれかに該当する場合には、それらを、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定しています。

- 資産または負債が公正価値で管理及び評価され、内部的に公正価値ベースで報告されている場合
- そのような指定が、その指定を行わなかったとすれば生じていたであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に削減する場合

**注記17**において、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融資産または金融負債の種類ごとの金額を示しています。それぞれの指定の根拠は、該当する資産または負債の種類に関する注記において説明しています。

[IAS 7.46]

#### K. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、手許現金、制限が付されていない中央銀行預け金、及び期日が取得日から3ヶ月以内であり、公正価値の変動に僅少なリスクしか負わず、かつ当行グループが短期のコミットメント管理に用いている流動性の高い金融資産が含まれています。

現金及び現金同等物は、財政状態計算書において償却原価で計上されています。

[IFRS 7.21]

#### L. トレーディング資産及び負債

トレーディング資産及び負債は、主に短期間での売却または買戻しを行う目的で取得した、または引き受けた資産及び負債、あるいは短期の利益またはポジションを獲得する目的で共に管理するポートフォリオの一部として保有する資産及び負債です。

[IAS 39.43, 46–47,  
50, 50B, 50D]

トレーディング資産及び負債は財政状態計算書上、当初認識時も当初認識後も公正価値で測定され、取引費用は純損益に認識されます。公正価値のすべての変動は、トレーディング純収益の一部として純損益に認識されます。トレーディング資産及び負債は当初認識後に、分類を変更することはありません。ただし、デリバティブでないトレーディング資産(当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定したもの以外)は、もはや短期間での売却または買戻し目的で保有されず、かつ以下の条件を満たした場合、純損益を通じて公正価値で測定する区分(すなわち、トレーディング区分)から他の区分へ分類変更される可能性があります。

- 金融資産が貸付金及び債権の定義を満たしていたであろう場合(金融資産が当初認識時にトレーディング目的保有に分類することが要求されていなかったとした場合)で、当行グループが予測可能な将来または満期まで金融資産を保有する意図及び能力を有しているのであれば、当該金融資産の分類は変更される可能性があります。
- 金融資産が貸付金及び債権の定義を満たしていなかったであろう場合には、稀な状況でのみ当該金融資産がトレーディング区分から他の区分に分類変更される可能性があります。

[IFRS 7.21]

#### M. リスク管理目的で保有するデリバティブ<sup>a</sup>及びヘッジ会計

リスク管理目的で保有するデリバティブには、トレーディング資産または負債に区分されないすべてのデリバティブ資産及び負債が含まれます。リスク管理目的で保有するデリバティブは財政状態計算書上、公正価値で測定されます。

<sup>a.</sup> この冊子において、金融商品の種類は当行グループの活動を反映している。したがって、デリバティブは当行グループのデリバティブの2つの利用方法を反映して、トレーディング資産または負債、あるいはリスク管理目的で保有するデリバティブ資産または負債に表示されている。リスク管理目的で保有するデリバティブには、トレーディング目的以外のリスク管理目的で保有する適格及び非適格なヘッジ手段が含まれる。ただし、他の表示も可能である。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

IFRS 7.21

#### M. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計(続き)

当行グループは、リスク管理目的で保有する特定のデリバティブとデリバティブでない特定の金融商品を、適格なヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定しています。ヘッジの当初指定時において、当行グループは、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、及びヘッジ関係の有効性の評価方法を含むヘッジ手段とヘッジ対象の関係を、公式に文書化しています。当行グループは、ヘッジ手段がヘッジ対象の公正価値やキャッシュフローの変動に対してヘッジが指定されている期間にわたって非常に高い相殺効果を有すると予想されるか否か、及び各ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内であるか否かについて、ヘッジ関係の開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しています。当行グループは、予定取引のキャッシュフロー・ヘッジについて、予定取引の発生可能性が非常に高いか否かを評価し、最終的に純損益に影響を与えるキャッシュフローの変動に対するエクスポージャーについては表示しています。

ヘッジ関係には以下があります。

##### i. 公正価値ヘッジ

[IAS 39.89, 91–92]

デリバティブを、純損益に影響を与える可能性のある認識済み資産または負債あるいは確定契約の公正価値の変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とともに、ただちに純損益に認識しています(ヘッジ対象と同一の純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目)。

ヘッジ手段のデリバティブが満期となった、売却された、終了した、または行使された場合、ヘッジが公正価値ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計は将来に向かって中止となります。ただし、法律または規制によりデリバティブが両当事者により中央清算機関をそれぞれの契約相手とするように更改され、更改に必要な変更以外の条件の変更がない場合、デリバティブは満期となった、または終了したとはみなされません。

実効金利法が用いられているヘッジ対象に対する認識の中止時点までの調整額は、当該ヘッジ対象の実効金利の再計算の一部として残余期間にわたり償却し、純損益に計上されます。

##### ii. キャッシュフロー・ヘッジ

[IAS 39.95, 97]

デリバティブを、純損益に影響を与える可能性のある、認識済み資産または負債に関連する特定のリスクに起因するキャッシュフローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分は、その他の包括利益に認識し、資本のヘッジ損益として表示しています。デリバティブの公正価値の変動のうちの非有効部分は、ただちに純損益に認識されます。その他の包括利益に認識された金額については、ヘッジされたキャッシュフローが純損益に影響を与える期間と同じ期間に、それが計上されている同一の純損益及びその他の包括利益計算書上の項目へ、振替調整額として純損益に振り替えます。

[IAS 39.101]

ヘッジ手段のデリバティブが満期となった、売却された、終了した、または行使された場合、ヘッジがキャッシュフロー・ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、あるいは指定が取り消された場合には、ヘッジ会計は将来に向かって中止となります。ただし、法律または規制によりデリバティブが両当事者により中央清算機関をそれぞれの契約相手とするように更改され、更改に必要な変更以外の条件の変更がない場合、デリバティブは満期となった、または終了したとはみなされません。

##### iii. 純投資ヘッジ

[IAS 39.102]

デリバティブ金融商品またはデリバティブ以外の金融負債を、在外営業活動体の純投資をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうちの有効部分は、その他の包括利益に認識し、資本の中の為替換算調整勘定に表示しています。デリバティブの公正価値の変動のうちの非有効部分は、ただちに純損益に認識しています。その他の包括利益に認識された金額は、在外営業活動体の処分時に振替調整額として純損益に振り替えます。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

[IFRS 7.21]

#### M. リスク管理目的で保有するデリバティブ及びヘッジ会計(続き)

##### iv. その他のトレーディング目的以外のデリバティブ

デリバティブがトレーディング目的保有でなく、かつ適格なヘッジ関係において指定されていない場合には、そのデリバティブの公正価値のすべての変動を、純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品からの純収益の構成要素として、ただちに純損益に認識しています。

##### v. 組込デリバティブ<sup>a</sup>

[IAS 39.10-11]

デリバティブは、他の契約(ホスト契約)に組み込まれる場合があります。当行グループは、以下の場合、組込デリバティブをホスト契約から分離して会計処理しています。

- ホスト契約自体が純損益を通じて公正価値で計上されていない場合
- 組込デリバティブが個別の契約に含まれていたならば、その条項がデリバティブの定義を満たす場合
- 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、ホスト契約のそれらと密接に関連していない場合

分離された組込デリバティブは公正価値で測定し、適格なキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジの一部を構成する場合を除き、公正価値のすべての変動を純損益に認識しています。分離された組込デリバティブは財政状態計算書上、ホスト契約と同じ項目に表示しています。

[IFRS 7.21]

#### N. 貸付金

[IAS 39.9]

貸付金は、固定または決定可能な支払価額が付された、活発な市場で売買されていないデリバティブ以外の金融資産であり、当行グループがただちにまたは短期間で売買する意図を有していないものです。

銀行に対する貸付金は、貸付金及び債権として分類しています。顧客に対する貸付金は、以下を含みます。

- 貸付金及び債権に分類されるもの
- 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定したもの
- ファイナンス・リース債権

[IAS 39.43, 46]

貸付金は公正価値に増分の直接取引コストを加算した金額で当初測定し、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価で測定します。[注記\(J\)\(viii\)](#)に記載のとおり、当行グループが貸付金を、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することを選択した場合、それらを公正価値で測定し、額面金額の変動を純損益にただちに認識しています。

貸付金には、当行グループが貸手であるファイナンス・リース債権も含まれています([\(H\)](#)をご参照ください)。

当行グループが金融資産を購入すると同時にその資産(または実質的に同一の資産)を一定の価格で将来に売り戻す契約(リバース・レポまたは証券貸借契約)を締結した場合には、当該契約を貸付金として会計処理し、当行グループの財務諸表において原資産を認識していません。

[IFRS 7.21]

#### O. 投資有価証券

[IAS 39.9, 43, 45-46]

投資有価証券は公正価値(純損益を通じて公正価値で測定しない投資有価証券の場合には増分の直接取引コストを加算した金額)で当初測定し、当初認識後は、満期保有目的、純損益を通じて公正価値で測定するもの、または売却可能として、その分類に応じて会計処理します。

[IAS 39.11,  
Insights 7.8.200,  
7.2.410.10](#)

<sup>a.</sup> IAS第39号は、分離された組込デリバティブの財政状態計算書における表示場所について規定していない。この冊子においては、ホスト契約から分離された組込デリバティブの構成要素を、財政状態計算書上、関連するホスト契約と同一の科目に表示している。ただし、他の表示も可能である。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

[IFRS 7.21]

#### O. 投資有価証券(続き)

##### i. 満期保有目的

[IAS 39.9, 46]

満期保有目的投資とは、固定または決定可能な支払金額と固定の満期を有するデリバティブ以外の金融資産で、当行グループが満期まで保有する積極的な意図と能力を有するものであり、純損益を通じて公正価値で測定するものまたは売却可能として指定したもの以外のものです。

満期保有目的投資は、実効金利法を用いた償却原価(減損損失控除後)で計上しています((J)(vii)をご参照ください)。満期保有目的投資の軽微でない額を売却または分類変更した場合には、すべての満期保有目的投資が売却可能に分類変更されることとなり、そして、当期及び翌2会計年度において投資有価証券を満期保有に分類変更することはできません。ただし、以下のいずれかの場合の売却及び分類変更である場合には、当該分類変更をもたらしません。

- 満期日に非常に近いために、市場金利の変動が金融資産の公正価値に重要な影響を及ぼさない売却または分類変更
- 当行グループが当初の資産の元本のほとんどすべてを回収した後の売却または分類変更
- 合理的に予期しえなかった、当行グループの支配が及ばない、非経常的かつ単発的な事象に起因する売却または分類変更

##### ii. 純損益を通じて公正価値で測定するもの

[IAS 39.9]

当行グループは、一部の投資有価証券を公正価値で測定するものに指定しており、注記(J)(viii)に記載のとおり、その公正価値の変動はただちに純損益に認識しています。

##### iii. 売却可能

[IAS 39.9, 46]

売却可能投資とは、売却可能区分に指定された、または他の金融資産の区分に分類されないデリバティブ以外の投資です。売却可能投資は、持分証券及び負債証券から構成されます。公正価値を信頼性を持って測定できない非上場の持分証券は、取得原価で測定されます。その他のすべての売却可能投資は当初認識後、公正価値で測定されます。

[IAS 39.55]

受取利息は、実効金利法を用いて純損益に認識されます。受取配当金は、当行グループが配当を受け取る権利を得たときに、純損益に認識しています((G)をご参照ください)。売却可能の負債証券投資にかかる為替差損益は、純損益に認識しています(注記(B)(i)をご参照ください)。減損損失は純損益に認識しています((J)(vii)をご参照ください)。

[IAS 39.55]

減損損失((J)(vii)をご参照ください)を除いた、その他の公正価値の変動をその他の包括利益に認識し、資本の公正価値評価差額に表示しています。投資が売却された場合、資本に計上されていた損益累計額は純損益に振り替えています。

[IAS 39.50E]

デリバティブ以外の金融資産は、貸付金及び債権の定義を満たし、当行グループが金融資産を予測可能な将来または満期まで保有する意図及び能力を有している場合、売却可能区分から貸付金及び債権区分に分類変更することができます。

#### P. 有形固定資産

[IAS 16.73(a)]

##### i. 認識及び測定

[IAS 16.30]

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

購入したソフトウェアのうち関連する設備の機能に不可欠なものは、その設備の一部として資産計上しています。

[IAS 16.45]

有形固定資産の重要な部分の耐用年数が異なる場合には、それぞれ個別の有形固定資産(主要な構成要素)として会計処理しています。

[IAS 16.41, 71]

有形固定資産の処分損益は、純損益のその他の収益に認識しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

#### P. 有形固定資産(続き)

##### ii. 取得後の支出

*[IAS 16.13]*

取得後の支出は、その支出により将来の経済的便益が当行グループにもたらされる可能性が高い場合にのみ資産計上します。継続的な修繕費または維持費は、発生時に費用処理しています。

##### iii. 減価償却

*[IAS 16.53, 58, 60]*

*[IAS 16.73(b)]*

減価償却費は、定額法を用いて、見積残存価額を控除した有形固定資産の取得原価を見積耐用年数にわたり減額するように計算され、通常、純損益で認識しています。リース資産は、当行グループがリース期間終了までに所有権を取得することが合理的に確実である場合を除き、リース期間と経済的耐用年数のいずれか短い方の期間で減価償却しています。土地は償却していません。

*[IAS 16.73(c)]*

重要な有形固定資産項目の見積耐用年数は、以下のとおりです。

• 建物	40年
• IT機器	3–5年
• 備品及び付属設備	5–10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、各報告日に見直しを行い、必要に応じて変更しています。

*[IAS 40.7, 33, 35]*

*[IAS 40.75(a)]*

投資不動産は取得原価で当初認識し、当初認識後は公正価値で測定し、その変動はその他の収益として純損益に認識しています。

*[IAS 40.60]*

資産の用途を変更し、投資不動産を有形固定資産に分類変更することとなった場合、分類変更日時点の公正価値が、その後の会計処理における原価となります。

#### R. 無形資産及びのれん

##### i. のれん

*[IAS 38.107–108]*

子会社の取得により生じるのれんは無形資産に表示しています((A)(i)をご参照ください)。当初認識後ののれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。

##### ii. ソフトウェア

*[IAS 38.74]*

当行グループが取得したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

*[IAS 38.57, 66]*

内部開発のソフトウェアにかかる支出は、当行グループが開発を完成させ、そのソフトウェアを将来の経済的便益が得られる方法で使用する意図及び能力を有していることを証明でき、開発を完成させるための費用を、信頼性をもって測定可能である場合に資産計上しています。資産計上される内部開発のソフトウェアの費用には、ソフトウェア開発に直接起因するすべての費用及び資産計上された借入コストが含まれ、それは耐用年数にわたり償却されます。内部開発のソフトウェアは、資産計上された取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

*[IAS 38.18]*

ソフトウェア資産の当初認識後の支出は、関連する特定の資産の将来の経済的便益が増加する場合にのみ、資産計上しています。その他の費用はすべて、発生時に費用処理しています。

*[IAS 38.118(a)–(b)]*

ソフトウェアは、使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法で償却し純損益に計上しています。当期及び比較期間における見積耐用年数は3年から5年です。

*[IAS 38.104]*

償却方法、耐用年数及び残存価額は、各報告日に見直しを行い、必要に応じて変更しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

#### S. 非金融資産の減損

[IAS 36.9-10]

当行グループは各報告日に、減損の兆候の有無を判断するため、投資不動産及び繰延税金資産を除く非金融資産の帳簿価額を見直しています。減損の兆候が存在する場合は、その資産の回収可能価額を見積っています。のれんは、年次で減損テストを行っています。

[IAS 36.18, 80]

減損テストにおいては、資産を、継続的な使用によって、他の資産またはCGUのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループにまとめています。企業結合により生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待されるCGUまたはCGUグループに配分しています。

[IAS 36.6, 30]

資産またはCGUの回収可能価額は、使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値は、貨幣の時間的価値及びその資産またはCGUに固有のリスクの現時点における市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュフローを現在価値に割り引いたものに基づいています。

[IAS 36.59]

減損損失は、資産またはCGUの帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識しています。

[IAS 36.102]

当行グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生み出さず、複数のCGUが使用しています。全社資産は合理的で一貫した基準でCGUに配分し、全社資産が配分されているCGUのテストの一部として減損をテストしています。

[IAS 36.104]

減損損失は純損益に認識します。減損損失は、まずCGUに配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次にCGU内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

[IAS 36.117, 122, 124]

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

IFRS 7.21

#### T. 預金、発行済負債証券及び劣後債務

預金、発行済負債証券及び劣後債務は、当行グループの負債性商品による資金調達源です。

当行グループが金融資産を売却すると同時に将来その資産(または類似の資産)を一定価格で買い戻す契約(レポ契約)を締結する場合、当該契約を預り金として会計処理し、原資産を引き続き当行グループの財務諸表に認識します。

当行グループは、金融商品の契約条項の実質に従って、資金調達のために発行している商品を金融負債または資本性金融商品に分類しています。当行グループの償還可能な優先株式には自由裁量権のないクーポンが付されており、保有者による償還が可能であるため、劣後債務に含めています。

預金、発行済負債証券及び劣後債務は公正価値から増分の直接取引コストを控除した額で当初測定し、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価で測定します。ただし、当行グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債を除きます((J)(vi)及び(viii)をご参照ください)。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

#### U. 引当金

*[IAS 37.14, 45, 47  
IFRIC 1.8]*

引当金は、過去の事象の結果として、当行グループが、合理的に見積り可能である現時点の法的または推定的債務を負っており、その債務を決済するために経済的資源の流出が要求される可能性が高い場合に認識しています。引当金は、貨幣の時間的価値及びその負債に特有のリスクに関する現時点での市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュフローを現在価値に割り引いています。割引の振戻しは金融費用として認識しています。

##### i. リストラクチャリング

*[IAS 37.72]*

リストラクチャリングに関する引当金は、当行グループにおいて詳細かつ正式なリストラクチャリング計画が承認され、そのリストラクチャリングを開始した場合または外部に公表した場合に認識します。将来の営業損失については引当金を認識しません。

##### ii. 不利な契約

*[IAS 37.66, 68]*

契約上の義務を果たすために不可避である費用が契約上見込まれる便益を超過している場合は、不利な契約にかかる引当金を認識しています。この引当金は、契約を終了させるために必要になるであろう費用と契約を続行するために必要になるであろう純費用のいずれか小さい方の現在価値で測定しています。当行グループは、不利な契約にかかる引当金を算定する前に、当該契約に関連する資産の減損損失を認識しています(*(S)*をご参照ください)。

##### iii. 銀行への賦課金

*[IFRS 7.21,  
IAS 39.4(c), 9, BC15]*

銀行への賦課金に対する引当金は、賦課金の支払の契機となる条件が満たされた時点で認識しています。賦課金の債務が最低限の活動を達成した場合に債務が発生する最低限の活動の閾値の対象である場合、引当金は最低限の活動の閾値に達した時点で認識しています。

#### V. 金融保証及びローン・コミットメント

*[IAS 37.36, 45,  
39.47(c)–(d)]*

金融保証契約とは、ある特定の債務者が負債性商品の契約条件に従った支払期限において支払いができないために契約保有者が被る損失について、当行グループが契約保有者に補償するため、特定の支払いを行うことを義務付ける契約です。ローン・コミットメントは、事前に決められた条件で貸付を確約するコミットメントです。

金融保証または市場金利よりも低利で貸付を提供するコミットメントから生じる負債は、公正価値で当初測定され、当初の公正価値は保証またはコミットメントの契約期間にわたり償却されます。当初認識後は、この償却原価、または契約上の支払いの可能性が生じた場合の負債の予想決済額の現在価値の、いずれか高い方の額で負債を計上します。金融保証及び市場金利より低利で貸付を提供するコミットメントは、その他の負債に含まれます。

#### W. 従業員給付

##### i. 確定拠出制度

*[IAS 19.28, 51]*

確定拠出制度の拠出債務は、関連するサービスが提供された時点で費用処理し、人件費として純損益に認識しています。拠出額の前払いは、拠出額が返還されるか、または将来の支払額が減少する範囲で資産として認識しています。

##### ii. 確定給付制度

*[IAS 19.57, 83]*

確定給付制度に関連する当行グループの純債務は、制度ごとに従業員が過年度及び当会計年度において獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しています。

*[IAS 19.63–64, 67,  
IFRIC 14.23–24]*

確定給付債務の計算は、毎年、保険数理人によって予測単位積増方式を用いて行っています。計算の結果、当行グループにとって潜在的な資産となる場合、認識される資産は、制度からの将来の現金の返還または制度への将来掛け金の減額の形で享受可能な経済的便益の現在価値の合計を限度としています。経済的便益の現在価値の算定に際しては、適用される最低積立要件を考慮しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

#### W. 従業員給付(続き)

##### ii. 確定給付制度(続き)

[IAS 19.122, 127–130]

数理計算上の差異、制度資産にかかる収益及び資産上限額の影響(利息を除きます)からなる確定給付負債の純額の再測定は、ただちにその他の包括利益に認識しています。当行グループは、当会計年度の確定給付負債(資産)の純額にかかる受取利息(支払利息)の純額を決定するにあたり、当期の確定給付負債(資産)の純額(拠出及び支払給付による当会計年度の確定給付負債(資産)の純額の変動を考慮後)に、期首の確定給付債務の測定に用いた割引率を適用して算定しています。利息費用の純額及び確定給付制度に関連するその他の費用は人件費として純損益に認識しています。

[IAS 19.103, 109–110]

制度の給付内容が変更される場合、または制度が縮小される場合、過去勤務または縮小による利益または損失に関連する給付の変更は、ただちに純損益に認識しています。当行グループは、清算が発生した時点で、確定給付制度の清算にかかる利益及び損失を認識しています。

##### iii. その他の長期従業員給付

[IAS 19.155–156]

当行グループの長期従業員給付に関する純債務は、従業員が過年度及び当会計年度において提供した勤務の対価として獲得した将来給付額です。この給付額は現在価値に割り引かれます。再測定は、発生した期間において純損益に認識しています。

##### iv. 解雇給付

[IAS 19.165]

解雇給付はこれらの給付金の提供を撤回できなくなった時点、またはリストラクチャリング費用を認識した時点の、いずれか早い時点で費用処理しています。給付金については、報告日から12ヶ月の間に完全に支払われないと予想される場合、現在価値に割り引いています。

##### v. 短期従業員給付

[IAS 19.11]

短期従業員給付については、関連する勤務が提供された時点で費用処理しています。当行グループが、従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的または推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合には、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

##### vi. 株式に基づく報酬取引

[IFRS 2.14–15, 19–21, 21A]

従業員に付与される株式に基づく報酬(すなわち、ストック・オプション)の付与日における公正価値は、従業員が無条件に報酬を受ける権利が確定するまでの期間にわたり人件費として認識し、同額を資本の増加として認識しています。費用として認識する金額は、関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たすと見込まれる報酬の株数を反映して修正します。したがって、最終的に費用として認識される金額は、権利確定日における関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たした報酬の株数に基づいています。権利確定条件以外の条件が付された株式に基づく報酬については、株式に基づく報酬の付与日における公正価値を、それらの条件を反映するように測定しているため、予測と実績との差異について調整は行いません。

[IFRS 2.30, 32]

現金決済型の株式増価受益権については、従業員に対する支払額の公正価値を、従業員が無条件に報酬を受ける権利が確定するまでの期間にわたり、費用として認識し、同額を負債の増加として認識しています。この負債は、株式増価受益権の公正価値に基づき各報告日及び権利確定日に再測定します。負債の変動は、人件費として純損益で認識しています。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 44. 重要な会計方針(続き)

IFRS 7.21

[IAS 12.52B, 58,  
32.11, 15–16, 35]

#### X. 資本金及び資本剰余金

##### i. 永久債

当行グループは、資金調達のために発行している商品をその契約条項の実質に従って、金融負債または資本性金融商品として分類しています。当行グループの永久債は、保有者による償還が可能でなく、配当を受け取る権利が付与されていますが、非累積であり、かつその支払いは取締役会の任意です。したがって、この商品は発行済資本の構成要素として資本に表示されています。配当は資本に認識されています。関連する法人所得税は、IAS第12号に従って会計処理されます。

##### ii. 株式発行費用

[IAS 32.35]

資本性金融商品の発行に起因する増分の直接コストは、資本性金融商品の当初測定額から控除しています。

[IAS 33.10, 31]

#### Y. 1株当たり利益

当行グループは、自社の普通株式の基本的及び希薄化後1株当たり利益(EPS)を表示しています。基本的EPSは、当行の普通株主に帰属する純損益を当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定されます。希薄化後EPSは、普通株主に帰属する純損益及び発行済普通株式の加重平均株式数を、従業員に付与されるストック・オプションから構成されるすべての希薄化性潜在的普通株式の影響を調整して算定されます。

[IFRS 8.25]

#### Z. セグメント報告

当行グループの最高経営責任者に報告されるセグメントの成果は、セグメントに直接関連する項目と合理的に分配可能な項目を含みます。分配されない項目には、全社資産(主に本社)、本社経費並びに税金資産及び負債が含まれます。

## 連結財務諸表注記(続き)

### 45. 公表されているが適用されていない新たな基準書<sup>a</sup>

IAS 8.30-31

新たな基準書及び基準書の改訂が、2014年1月1日より後に開始する会計年度に適用されます。ただし、以下の新たな基準書または改訂された基準書については、当行グループの連結財務諸表の作成に際して適用していません。

新たな基準書または改訂された基準書	規定の概要	連結財務諸表に与える影響
IFRS第9号「金融商品」	<p>IFRS第9号(2014年7月公表)は、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」の現行のガイダンスを差し替えるものです。IFRS第9号には金融商品の分類及び測定に関するガイダンスの改訂(金融資産の減損を算定するための新たな予想信用損失モデルを含む)並びに一般ヘッジ会計に関する新たな規定が含まれます。IFRS第9号はIAS第39号の金融商品の認識及び認識の中止に関するガイダンスを引き継いでいます。</p> <p>IFRS第9号は2018年1月1日以降に開始する会計年度から適用されます。早期適用は認められます。</p>	<p>当行グループはIFRS第9号の適用による連結財務諸表に対する潜在的な影響を評価しています。</p> <p>当行グループの事業の性質を考慮すると、基準書は当行グループの財務諸表に広範な影響を与えると予想されます。特に、予想信用損失に基づく金融商品の減損の算定により、減損引当金全体の水準が上がることが予想されます。</p>
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	<p>IFRS第15号は、収益を認識すべきか否か、並びにその金額及び時期を決定するための包括的なフレームワークを規定しています。当該基準書は、現行の収益認識に関するガイダンス(IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」及びIFRIC第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」を含む)を差し替えるものです。</p> <p>IFRS第15号は2017年1月1日以降開始する会計年度から適用されます。早期適用は認められます。</p>	<p>当行グループは、IFRS第15号の適用による連結財務諸表に対する潜在的な影響を評価しています。</p>

以下の新たな基準書または改訂された基準書は、当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないと予想しています。

- 確定給付制度:従業員拠出(IFRS第19号の改訂)
- IFRSの年次改善(2010年–2012年サイクル)
- IFRSの年次改善(2011年–2013年サイクル)
- IFRS第14号「規制繰延勘定」
- 共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の改訂)
- 減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IFRS第16号及びIAS第38号の改訂)
- 農業:果実生成型植物(IFRS第16号及びIAS第41号の改訂)
- 個別財務諸表における持分法(IFRS第27号の改訂)
- 投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)
- IFRSの年次改善(2012年–2014年サイクル)–様々な基準書

IAS 1.31

- a.** 財務諸表に重要な影響を及ぼさない新たな基準書及び改訂された基準書は開示する必要はないが、当行グループは例示目的でのみこれらを含めている。2014年に強制適用されないが早期適用が認められている、将来適用される規定のリストについては、Appendix Iを参照。

# Appendix I

## 2014年に適用される新たな基準書または基準書の改訂及び将来適用される規定

この冊子の2013年12月版の公表後、新たな基準書、基準書の改訂または解釈指針が公表されました。このAppendixは、2013年1月1日以降開始する会計年度に適用されないため、2014年1月1日以降開始する会計年度のIFRSの財務諸表を作成する際に初めて考慮する必要がある、2014年12月1日時点で公表されている新たな基準書、基準書の改訂または解釈指針を記載しています。

このAppendixには以下の2つの表を記載しています。

- **現在適用されている新たな規定:**

この表は、2014年1月1日以降開始する会計年度に適用が義務付けられるIFRSの変更を示しています。

- **将来適用される規定:**

この表は、2014年1月1日以降開始する会計年度に早期適用が認められるが、まだ適用が義務付けられていないIFRSの変更を示しています。これらの規定はこの冊子では例示されていません。

これらの表には、関連する開示例を記載したこの冊子の中の関連するセクションの参照先、さらに、KPMGのガイダンスが適宜含まれています。表中の適用日は、会計年度の期首を示しています。

### 現在適用されている新たな規定

適用日	新たな基準書または基準書の改訂	この冊子の中の関連するセクション
2014年1月1日	「投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の改訂)」	例示なし <sup>1</sup> ( <i>Insights into IFRS(第5.6章)</i> )
	「金融資産及び金融負債の相殺(IAS第32号の改訂)」	例示なし ( <i>Insights into IFRS(第7.8章)</i> )
	「非金融資産の回収可能価額の開示(IAS第36号の改訂)」	<b>注記25</b> ( <i>IFRS Breaking News</i> )
	「デリバティブ契約の更改とヘッジ会計の継続(IAS第39号の改訂)」	例示なし ( <i>In the Headlines—第2013/13号</i> )
	IFRIC第21号「賦課金」	例示なし ( <i>In the Headlines—第2013/09号</i> )

1. 投資ファンドの開示の例示は、KPMGの刊行物「[年次財務諸表ガイド—開示例:投資ファンド](#)」(2014年12月版)のAppendix Iで入手可能である。

### 今後適用される規定

適用日	新たな基準書または基準書の改訂	KPMGのガイダンス
2014年7月1日	「確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の改訂)」	<a href="#">In the Headlines—第2013/20号</a>
	IFRSの年次改善(2010年–2012年サイクル) <sup>2</sup>	<a href="#">IFRS Newsletter: The Balancing Items 第6号</a>
2016年1月1日	IFRSの年次改善(2011年–2013年サイクル) <sup>2</sup>	<a href="#">IFRS Newsletter: The Balancing Items 第6号</a>
	IFRS第14号「規制繰延勘定」	<a href="#">In the Headlines—第2014/01号</a>
	「共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の改訂)」	<a href="#">In the Headlines—第2014/07号</a>
	「減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の改訂)」	<a href="#">In the Headlines—第2014/08号</a>
	「農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の改訂)」	<a href="#">In the Headlines—第2014/12号</a>
	「個別財務諸表における持分法(IAS第27号の改訂)」	<a href="#">In the Headlines—第2014/14号</a>

## 今後適用される規定(続き)

適用日	新たな基準書または基準書の改訂	KPMGのガイダンス
2016年1月1日 (続き)	投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却 または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号)	<a href="#">In the Headlines—第2014/17号</a>
	IFRSの年次改善(2012年－2014年サイクル)－様々な基準書	<a href="#">IFRS Newsletter: The Balancing Items 第7号</a>
2017年1月1日	IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	<a href="#">In the Headlines—第2014/09号</a>
2018年1月1日	IFRS第9号「金融商品」	Insights into IFRS(第7A章) <a href="#">In the Headlines—第2014/13号</a> <a href="#">In the Headlines—第2013/19号</a>

2. IFRSの年次改善(2010年－2012年サイクル)に含まれるIFRS第2号及びIFRS第3号「企業結合」の改訂は、それぞれ2014年7月1日以降を付与日とする株式に基づく報酬取引及び2014年7月1日以降を取得日とする企業結合から適用される。この冊子において、当行グループはこれらの改訂により影響を受ける取引を有していない。

IFRSの年次改善(2011年－2013年サイクル)に含まれるIFRS第13号の改訂は、IFRS第13号が最初に適用された会計年度の期首から適用される。この冊子において、当行グループはこの改訂により影響を受ける契約を有していない。

# Appendix II

## 包括利益の表示(2つの計算書によるアプローチ)

連結損益計算書 <sup>a</sup>			
12月31日に終了した会計年度			
百万ユーロ	注記	2014年	2013年
<i>IFRS 7.20(b)</i>			
受取利息	8	3,341	3,528
<i>IFRS 7.20(b)</i>			
支払利息	8	(1,406)	(1,686)
<i>IAS 1.82(b)</i>			
純利息収益		1,935	1,842
<i>IFRS 7.20(c)</i>			
受取手数料	9	854	759
<i>IFRS 7.20(c)</i>			
支払手数料	9	(179)	(135)
手数料純収益		675	624
<i>IFRS 7.20(a)</i>			
トレーディング純収益	10	1,434	1,087
純損益を通じて公正価値で測定する他の金融商品からの 純収益	11	21	81
<i>IFRS 7.20(a)</i>			
その他の収益	12	123	186
<b>収益</b>		<b>4,188</b>	<b>3,820</b>
その他の収益		18	10
<i>IFRS 7.20(e)</i>			
金融資産にかかる減損損失純額	21, 22, 23	(336)	(233)
<i>IAS 1.99</i>			
人件費	13	(2,264)	(1,974)
<i>IAS 17.35(c)</i>			
オペレーティング・リース費用		(338)	(327)
<i>IAS 1.99, 38.118(d)</i>			
減価償却費及び償却費	24, 25	(47)	(39)
<i>IAS 1.99</i>			
その他の費用	14	(397)	(585)
<b>税引前利益</b>		<b>824</b>	<b>672</b>
<i>IAS 1.82(d), 12.77</i>			
法人所得税費用	16	(187)	(118)
<b>純利益</b>		<b>637</b>	<b>554</b>
<b>純利益の帰属先:</b>			
<i>IAS 1.81B(a)(ii)</i>			
当行の株主		610	528
<i>IAS 1.81B(a)(i)</i>			
非支配持分		27	26
<b>純利益</b>		<b>637</b>	<b>554</b>
<b>1株当たり利益</b>			
<i>IAS 33.4</i>			
基本的1株当たり利益(ユーロ)	15	0.34	0.29
<i>IAS 33.66</i>			
希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	15	0.33	0.29
16ページから147ページの注記は、本連結財務諸表の必須構成要素です。			

*IAS 1.10A*

- a.** このAppendixは、純損益を表示する損益計算書及びその他の包括利益の構成要素を表示する計算書により包括利益を表示する2計算書アプローチの例示である。

## 連結純損益及びその他の包括利益計算書

12月31日に終了した会計年度

	百万ユーロ	2014年	2013年
<i>IAS 1.10A</i>			
純利益	<b>637</b>	554	
<b>その他の包括利益</b>			
純損益に振り替えられることはない項目			
確定給付負債(資産)の再測定	7	9	
関連する税金	(2)	(3)	
	<b>5</b>	6	
純損益に振り替えられるまたは振り替えられる可能性のある項目			
為替換算差額－在外営業活動体	(45)	17	
在外営業活動体への純投資ヘッジにかかる純利益(損失)	30	(15)	
キャッシュフロー・ヘッジ：			
公正価値変動の有効部分	(25)	(21)	
純損益に振り替えられた純額	15	12	
公正価値評価差額(売却可能金融資産)：			
公正価値の変動	(361)	(160)	
純損益に振り替えられた純額	329	125	
関連する税金	14	15	
	<b>(43)</b>	(27)	
<b>その他の包括利益(税引後)</b>	<b>(38)</b>	(21)	
<b>包括利益合計</b>	<b>599</b>	533	
<b>包括利益合計の帰属先:</b>			
当行の株主	572	507	
非支配持分	27	26	
<b>包括利益合計</b>	<b>599</b>	533	

16ページから147ページの注記は、本連結財務諸表の必須構成要素です。

# KPMGによるその他の刊行物

[kpmg.com/ifrs](http://kpmg.com/ifrs)では、IFRSに関する最新の動向を提供するとともに、KPMGの一連の刊行物の閲覧サービスを提供しており、新規のIFRS利用者も現行のIFRS利用者も、「財務諸表の例示」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。それぞれの国・地域に特有の観点については、世界中に存在するKPMGメンバーが提供するIFRSに関する情報をご参照ください。

これらの刊行物はすべて、IFRSによる外部報告業務に携わる方々にとって有用なものです。「In the Headlines」シリーズ及び「Insights into IFRS: An overview」は、監査委員会及び取締役会向けに要点をまとめたものとなっています。

利用者のニーズ	刊行物のシリーズ	目的
概略	<a href="#">In the Headlines</a>	重要な会計上、監査上及びガバナンス上の変更点(それによる企業への影響を含む)について、要点をまとめています。
	<a href="#">IFRS Newsletters</a>	金融商品、保険契約及びリースに関するプロジェクトにおけるIASBとFASBの最近の議論を取り扱っており、その概要、決定の潜在的影響の分析、プロジェクトの現状及び完了までの予想されるスケジュールが含まれています。
	<a href="#">The Balancing Items</a>	IFRSの限定的な範囲の改訂を取り扱っています。
	<a href="#">New on the Horizon</a>	公開草案等のデュー・プロセス文書の規定について検討し、KPMGの考察を提供しています。業種別の冊子も発行しています。
	<a href="#">First Impressions</a>	新しい基準書等の規定を検討し、実務が変更される分野を特定しています。特定の業種向けの冊子も発行しています。
適用上の論点	<a href="#">Insights into IFRS</a>	IFRSの実務への適用についての論点を取り扱っており、多数の解釈上の問題についてKPMGが合意に達した結論を説明しています。要約版(The overview version)は、監査委員会及び取締役会のために要点をまとめたものです。
	<a href="#">IFRS Practice Issues</a>	企業がIFRSの適用上直面する可能性のある実務上の論点を取り扱っています。業種別の冊子も発行しています。
	<a href="#">IFRS Handbooks</a>	基準書の実務への適用について詳細に説明するための広範な解釈指針及び例示が含まれています。
期中及び年次財務報告	<a href="#">Guide to financial statements – Illustrative disclosures</a>	架空の多国籍企業を想定し、IFRSに準拠して作成された財務諸表の様式の1つを例示しています。年次及び期中財務報告別の冊子、並びに業種別の冊子も発行しています。 「どのように事業報告を改善できるか？」という問い合わせに関する解決策は、 <a href="#">kpmg.com/betterbusinessreporting</a> をご参照ください。
	<a href="#">Guide to financial statements – Disclosure checklist</a>	年次及び期中会計期間において現行適用されている規定により要求される、開示項目に関するチェックリストです。
GAAP間比較	<a href="#">IFRS compared to US GAAP</a>	IFRSとU.S. GAAPとの間の重要な基準差異を取り扱っています。要約版(The overview version)は、監査委員会及び取締役会のために要点をまとめたものです。
業種別の論点	<a href="#">IFRS Sector Newsletters</a>	特定の業種に直接的な影響を及ぼす会計上及び規制上の動向についての最新情報を、定期的に提供しています。
	<a href="#">Application of IFRS</a>	業種別の論点の会計処理方法、及び財務諸表上の開示方法について例示しています。
	<a href="#">Impact of IFRS</a>	IFRSによる特定の業種の主要な会計上の論点についての概要であり、IFRSへの移行により特定の業種における企業の営業活動にどのような影響が及ぶかを検討しています。

KPMGの「Accounting Research Online([aro.kpmg.com](http://aro.kpmg.com))」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することができます。現在の大きく変化する環境において、最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。Accounting Research Onlineで、ぜひ15日間の無償トライアルをお試しください。

# 日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の導入に際して、適時に情報を提供することを目的として、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部。以下ISG)が公表する英文冊子のうち、日本に与える影響の大きいものについて日本語訳を作成し提供しています。

本冊子は、ISGが2014年12月に発行した「Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures for banks」の日本語訳です。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。本冊子が、IFRSに関与またはIFRSを適用しようとされている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室及びファイナンシャルサービス本部のメンバーが中心となって行いました。

2015年4月

IFRSアドバイザリー室

## 謝辞

KPMGは以下のメンバーを含む本冊子の主な貢献者に謝意を表します。

Ewa Bialkowska

Eduardo Lopez

Hiroaki Hori

Chris Spall



## 有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

[www.kpmg.com/jp/ifrs](http://www.kpmg.com/jp/ifrs)

KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン

financialservices@jp.kpmg.com

[www.kpmg.com/jp/fsj](http://www.kpmg.com/jp/fsj)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 15-1506

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.